

第3期さくら市子ども・子育て支援事業計画

【令和7年度～令和11年度】

(案)

さくら市

令和7年3月

はじめに

母になるなら
父になるなら さくら市で



本市では15歳未満の人口が多く、年少人口比率は12.7%(令和5年10月1日時点)、合計特殊出生率も1.43(令和4年10月1日時点)と県内No.1です。「県内1こどもが多い」市として、子育て施策の充実・子育て世帯支援等の推進は使命であります。

そこで、次代を担うこどもの育ちを応援し、本市が目指す将来像「暮らしを楽しめる、健康・里山・桜の小都市(まち)」を実現するため、待機児童ゼロの継続をはじめ、放課後児童クラブ施設整備や新給食センター建設、小中学校体育施設への空調設備導入など、子育て支援や教育環境の整備に力を入れているところであります。

これまで本市では、子ども・子育て支援新制度において、令和2年度を始期とする5年計画「第2期さくら市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、認定こども園や放課後児童クラブの整備など、待機児童を出さないといった本市ならではの課題に迅速に対応するとともに、公立保育園を民間事業者に譲渡することにより、多様な子育てニーズへの対応と市の財政基盤の安定化を図ってまいりました。そのほか、児童虐待対応や妊娠から出産・子育てを一体的に支援する「こども家庭センター」の設置、「こどもの居場所づくり補助金」の創設など、新たな課題にも取り組んでまいりました。

この度、この計画が期間満了となることから、「第3期さくら市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。今後は、さらに増加が見込まれる保育ニーズへの対応や、こどもの居場所づくりの推進など、この計画に盛り込まれたあらゆる施策を具現化するため、市民の皆様のご協力を得ながら、「こどもの笑顔があふれる未来」を実現すべく、「母になるなら、父になるなら、さくら市で」を合言葉に、子育ての場として選ばれるさくら市を目指し、更なる子ども・子育て支援を推進してまいります。

終わりに、アンケート調査にご協力をいただいた保護者や児童生徒の皆様をはじめ、本計画の策定にあたり貴重なご意見を賜りました「さくら市子ども・子育て会議」の委員の皆様方、関係機関、市民の皆様にご心からお礼を申し上げます。

令和7年3月

さくら市長 花塚 隆志

目次

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景	2
第2節 計画の法的根拠	4
第3節 計画の期間	5
第4節 計画の策定体制	6

第2章 子ども・子育てを取り巻く現況と課題

第1節 さくら市の概況	8
第2節 教育・保育に関する状況	17
第3節 こどもの貧困に関する状況	22
第4節 子育て支援についてのアンケート結果	23
第5節 さくらっここどもアンケート調査結果	35
第6節 計画策定にあたっての課題	39

第3章 計画の基本理念及び施策の展開

第1節 子ども・子育ての基本理念	42
第2節 基本目標	43
第3節 施策の体系	45
第4節 教育・保育事業の提供区域	46

第4章 基本施策の展開

第1節 地域における子育て・子育ての支援	48
第2節 援護を必要とする子育て家庭への支援	66
第3節 母子保健対策の充実	73
第4節 職業生活と家庭生活との両立推進	78
第5節 教育環境の整備	79
第6節 子育てしやすい生活環境の整備	80
第7節 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進	82

第5章 推進体制

第1節 計画の推進に向けて	86
第2節 計画の評価・検証	87

資料編

1	さくら市子ども・子育て会議.....	90
2	さくら市子ども・子育て支援事業計画庁内検討委員会.....	93
3	策定経過.....	96
4	該当事業一覧.....	97
5	用語解説.....	106
6	子育て関連施設マップ（令和6年4月時点）.....	111

令和4年9月15日にこども家庭庁設立準備室から発出された『「こども」表記の推奨について』に基づき、本計画では特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を使用します。特別な場合とは、法令に基づく表記が必要な場合、固有名詞を使用する場合、または他の語との整合性を考慮し「こども」以外の表記が求められる場合を指します。



第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景

全国的にも出生数の減少や合計特殊出生率*の低下が続き、少子化の進行、人口減少に歯止めがかかっていません。さらに、児童虐待相談対応件数の増加やこどもの貧困、ヤングケアラー*など、こどもを取り巻く状況は深刻化しています。

国では、平成24年8月に制定した「子ども・子育て関連3法」に基づき、子育てしやすい環境を地域や社会全体で支援することを目的に、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」が開始されました。「子ども・子育て支援新制度」では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善などが図られてきたところです。

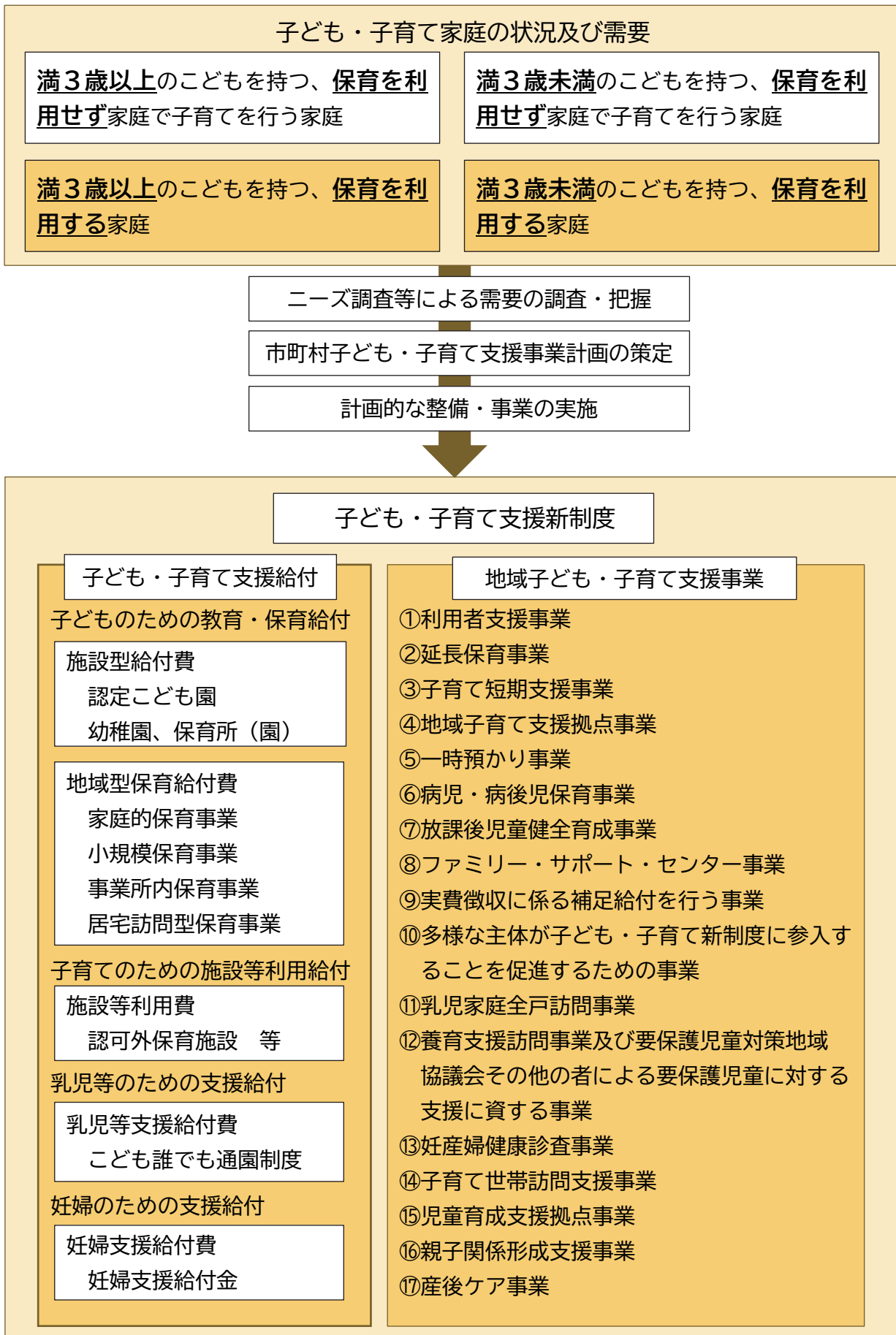
令和5年4月には、こども施策を強力に進めるための司令塔である「こども家庭庁*」が設置され、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法である「こども基本法*」が施行されました。同年12月には、こども施策の基本的な方針等を定めた「こども大綱*」が策定され、すべてのこども・若者が幸せな生活を送ることができ、若い世代が希望に応じてこどもを産み育てることができる社会「こどもまんなか社会*」の実現を目指すこととされました。また、これまでとは次元の異なる少子化対策の実現に向けて、取り組むべき政策的な基本方針をとりまとめた「こども未来戦略」が閣議決定され、令和6年度から3年間を少子化傾向を反転させるための集中取り組み期間として、少子化対策「加速化プラン」が実施されています。

本市においては、平成27年3月に「第1期さくら市子ども・子育て支援事業計画」、令和2年3月に「第2期さくら市子ども・子育て支援事業計画(以下「第2期計画」という。)」を策定し、教育・保育や子育て支援に関する事業の質・量ともに充実を図り、家庭、学校、地域、職域などの社会のあらゆる場において、すべての人が子ども・子育て支援についての関心や理解を深め、それぞれが協働しながら各々の役割を果たしていくまちづくりを推進してきました。

本市のこどもを取り巻く現状は、依然として年少人口比率が県内で上位であるものの、こどもの数は緩やかな減少傾向にあります。一方で、核家族*化、共働きの進行などにより、保育施設や放課後児童クラブの利用ニーズが増加を続けるなど、子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

以上のようなことを踏まえ、第2期計画が令和6年度に期間満了となることから、これまで展開してきた施策・事業の評価を行うとともに、本市における子ども・子育て支援を取り巻く現状や課題等を把握し、新たに令和7年度から令和11年度の5か年を計画期間とする「第3期さくら市子ども・子育て支援事業計画(以下「本計画」という。)」を策定します。

【参考】子ども・子育て支援新制度における子ども・子育て支援の提供イメージ



第2節 計画の法的根拠

本計画は、子ども・子育て支援法*第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法*第8条第1項に基づく「市町村行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律*第10条第2項に基づく「市町村計画」を一体のものとして策定したものです。また、母子の健康づくりに関する項目を、母子保健計画として位置付けます。

■子ども・子育て支援事業計画とは

子ども・子育て支援新制度は、子ども・子育て関連3法に基づく、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上などを総合的に推進していく新しい仕組みです。

そのため、子ども・子育て支援事業計画では、子ども・子育て家庭の状況や事業等の利用状況・利用希望を把握し、計画的な事業の実施や施設の整備などを図ります。

本計画は、本市の最上位計画である「第2次さくら市総合計画」をはじめ、子ども・子育て施策に係る本市の各分野の計画・条例と連携・整合を図り策定しました。また、計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、柔軟に施策を展開します。

第2次さくら市総合計画

～将来都市像～

安心して暮らせ、地域・ひと・ものを結ぶ、魅力いっぱいのまち
— 健康・里山・桜の小都市 —

第3次さくら市地域福祉計画

第3期さくら市子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援事業計画
次世代育成支援対策行動計画
こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画
母子保健計画

整合

整合

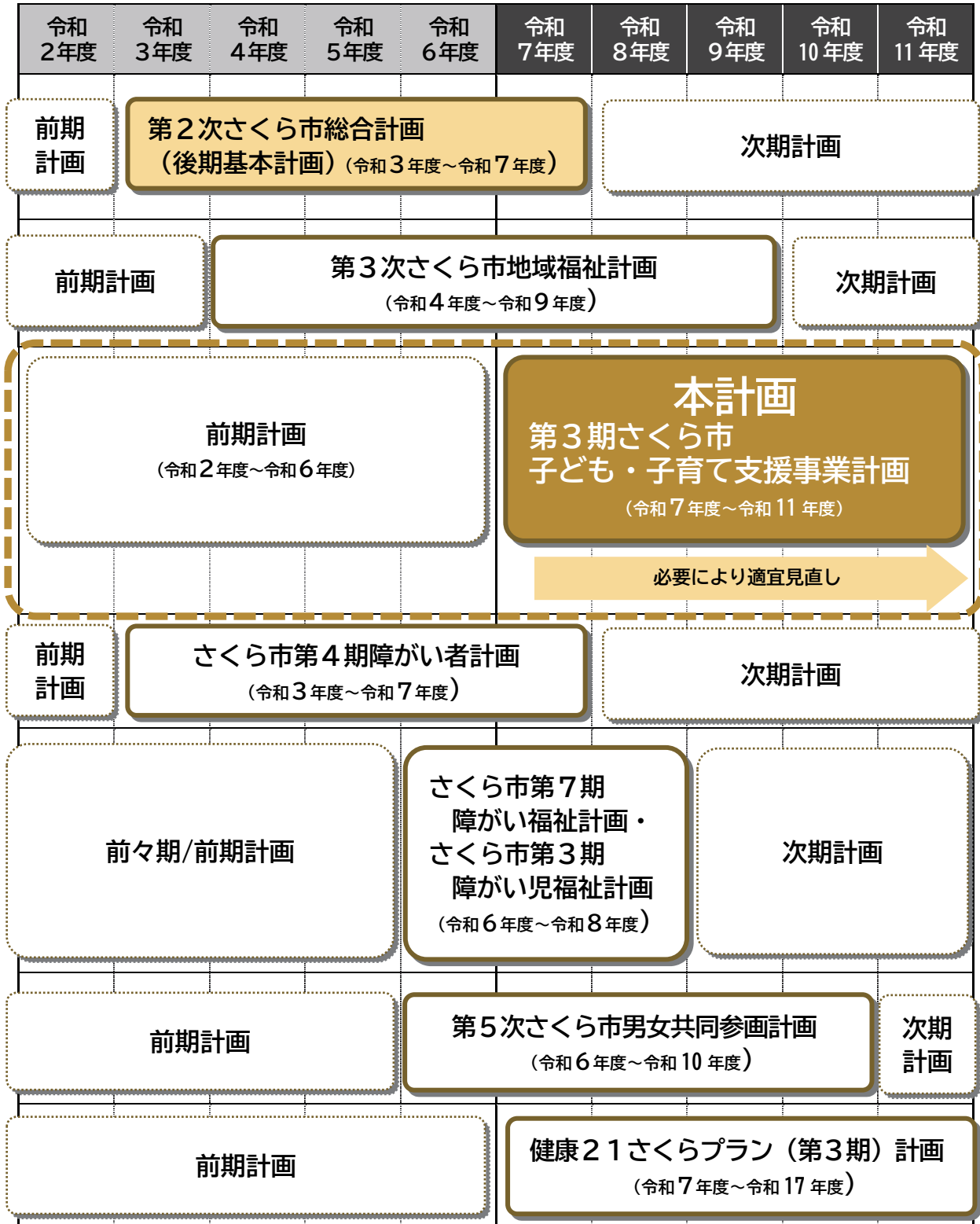
- さくら市障がい者計画
- さくら市障がい福祉計画・障がい児福祉計画
- さくら市男女共同参画計画※
- 健康21 さくらプラン 等

【国】 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律
【国】 子ども・子育て支援法
【国】 次世代育成支援対策推進法
【国】 こども大綱
【県】 栃木県こどもまんなか推進プラン

※さくら市男女共同参画計画には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」「女性の職業生活における活躍についての推進計画」「困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」を包含しています。

第3節 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。また、社会、経済情勢や本市のこどもと家庭を取り巻く状況、保育ニーズなど、様々な状況の変化に対応するため、必要に応じて適宜計画の見直しを行うこととします。



第4節 計画の策定体制

1. 子ども・子育て会議

法の規定及び国の方針に基づく手続きを行うとともに、地域の特性に応じた計画を策定するために、子ども・子育て支援法第72条に基づく機関となる、関係機関、関係団体、学識経験者などで構成する「さくら市子ども・子育て会議*」を開催し、計画内容等の審議を行いました。

2. 庁内検討委員会

子ども・子育てに関わる課を主管課とし、庁内関係部局の各担当で構成する「さくら市庁内検討委員会」を開催し、計画内容等の審議を行いました。

3. 子育て支援についてのアンケート調査

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の各施設・サービスについて、保護者の利用希望を把握するほか、より幅広いニーズを把握するため、就学前児童保護者・小学生児童保護者を対象に実施したアンケート調査の結果を本計画に反映しました。

4. 子どもの生活状況調査

子どもの生活状況について、小学生児童保護者を対象に実施したアンケート調査の結果を本計画に反映しました。

5. こどもからの意見聴取

こども基本法において、こども施策の策定等にあたってこどもの意見の反映に係る措置を講ずることが地方自治体にも義務付けられていることを踏まえ、令和6年10月7日から10月25日までの期間で市内小学校5年生及び中学校2年生を対象に調査を実施し、結果を本計画に反映しました。

6. パブリック・コメントによる意見募集

本計画に対する市民の意見を広く聴取するために、令和7年1月24日から2月23日までの期間でパブリック・コメントを実施し、寄せられた意見を考慮して最終的な計画案の取りまとめを行いました。



第2章 子ども・子育てを取り巻く現況と課題

第2章 子ども・子育てを取り巻く現況と課題

第1節 さくら市の概況

1. 地理的状況

さくら市は、県都宇都宮市に隣接し、首都東京都から直線距離で120kmに位置しています。東北縦貫自動車道、国道4号、国道293号、JR東北本線などが通り、東京から車でおよそ150分、新幹線などでおおよそ70分でアクセスできるため、交通の要所となっています。

さくら市の南西部は鬼怒川沿いのほぼ平坦な水田地帯であり、北東部は関東平野と那須野ヶ原台地との間のいくつかの丘陵と水田地帯から成り、清流と緑の自然に恵まれた地域です。また、丘陵の緑、清流などの豊かな自然、城下町や宿場町としての歴史、ゴルフ場や温泉などの豊富な観光資源を有し、首都圏からの手軽な観光地として位置付けられています。

2. 人口

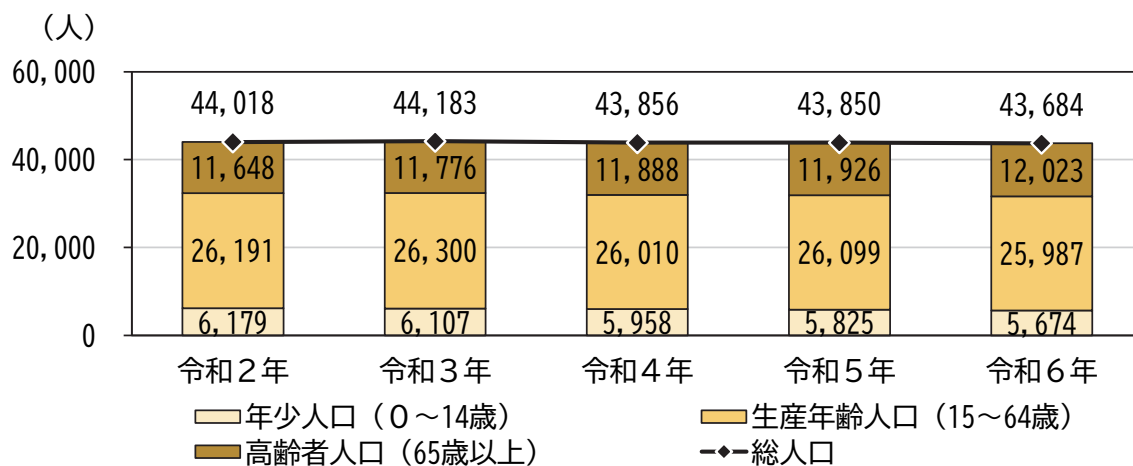
(1) 人口の推移

本市の総人口は、令和3年以降減少傾向で推移し、令和6年で43,684人と、令和2年の44,018人と比べて334人の減少となっています。

年齢3区分別人口の推移をみると、高齢者人口（65歳以上）は増加傾向、生産年齢人口（15～64歳）は増減しながらやや減少傾向、年少人口（0～14歳）は減少傾向で推移しています。令和6年の年少人口は5,674人と、令和2年の6,179人と比べて505人の減少となっています。

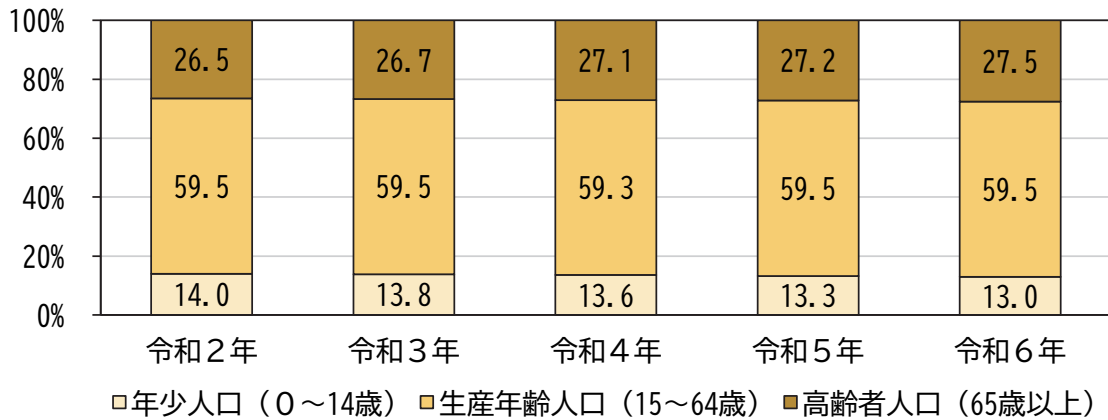
年齢3区分別人口の割合をみると、令和6年で年少人口が13.0%、生産年齢人口が59.5%、高齢者人口が27.5%となっています。

【人口の推移】



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

【年齢3区分別人口割合の推移】

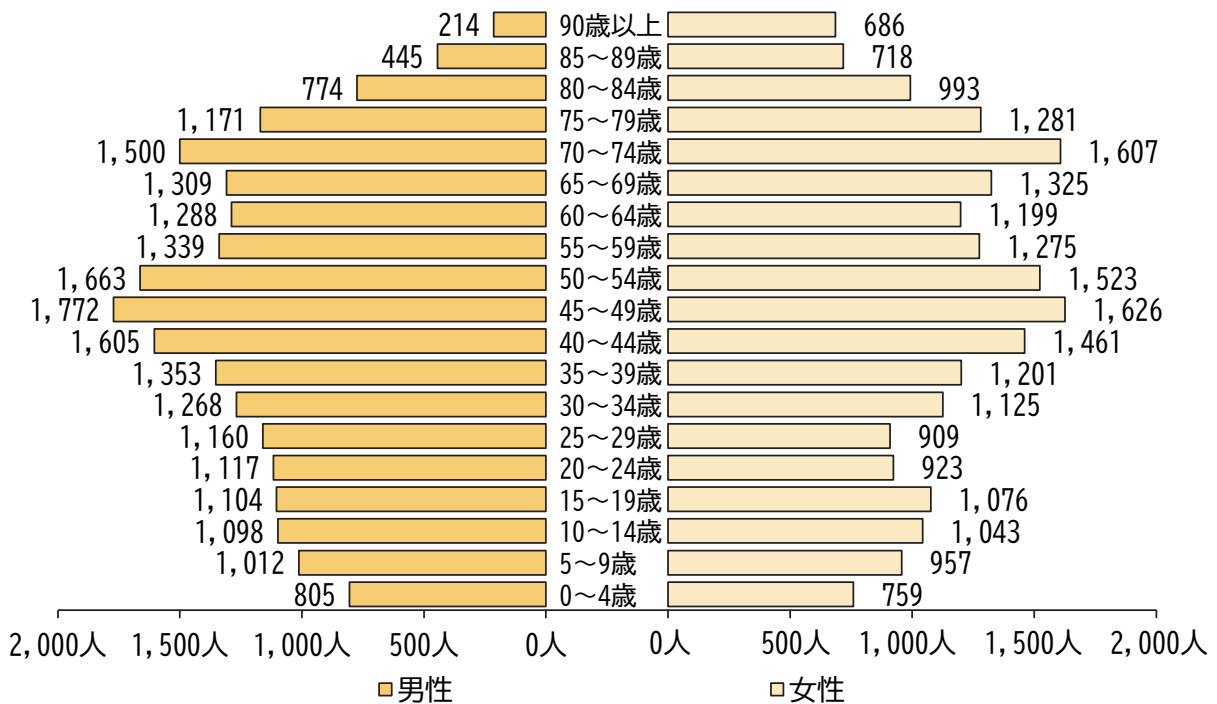


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 令和6年4月1日現在の人口構成

令和6年の人口ピラミッドは、40~54歳までの世代と、70~74歳が特に多くなっています。

【令和6年 人口ピラミッド】



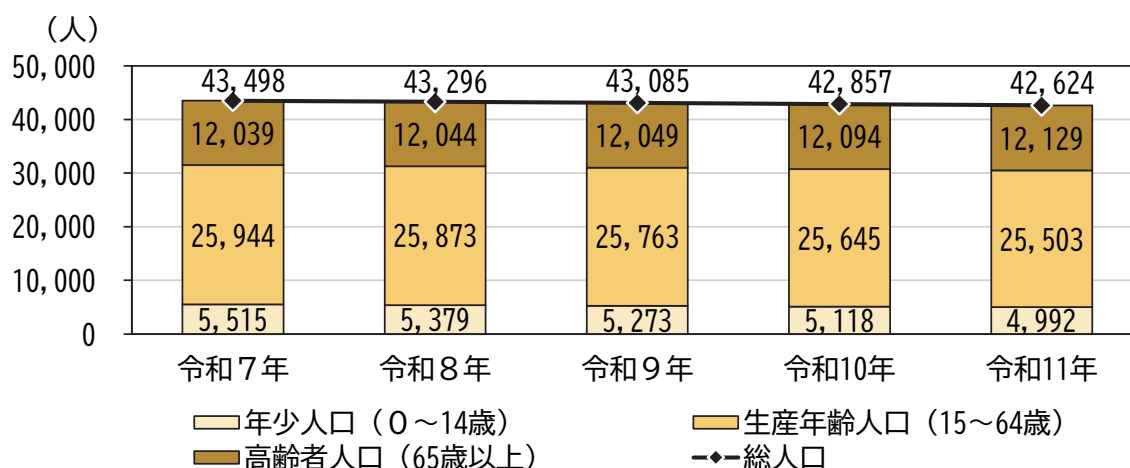
資料：住民基本台帳（令和6年4月1日現在）

(3) 人口の推計

本市の人口推計をみると、令和11年には、総人口が42,624人となり、年少人口（0～14歳）は4,992人で5千人を下回ることが予測されます。

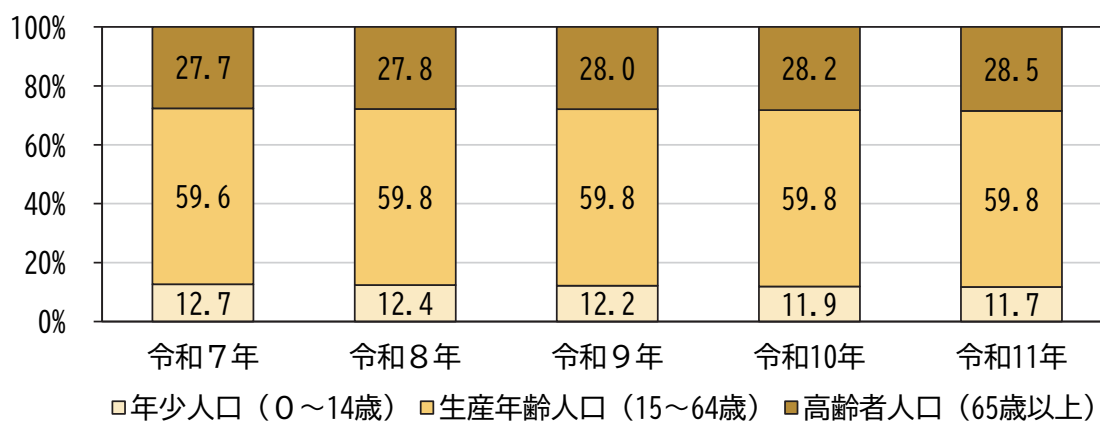
年齢3区分別人口の割合をみると、年少人口は減少する一方で、高齢者人口（65歳以上）は増加を続け、令和11年には高齢化率は28.5%と予測されます。

【人口の推計】



資料：コーホート変化率法による人口推計（各年4月1日現在）

【年齢3区分別人口割合の推計】

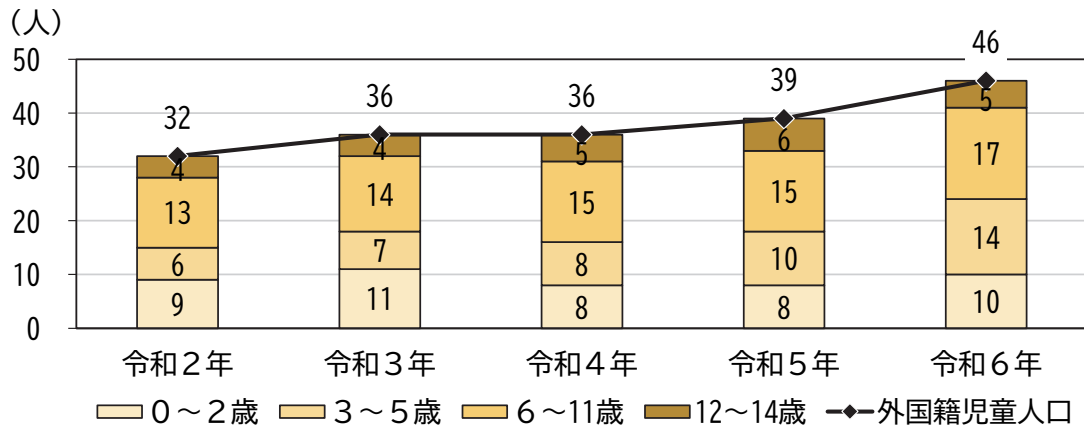


資料：コーホート変化率法による人口推計（各年4月1日現在）

(4) 外国籍児童人口の推移

本市の外国籍児童人口は、増加傾向で推移し、令和6年で46人と、令和2年の32人と比べて14人の増加となっています。

【外国籍児童人口の推移】



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

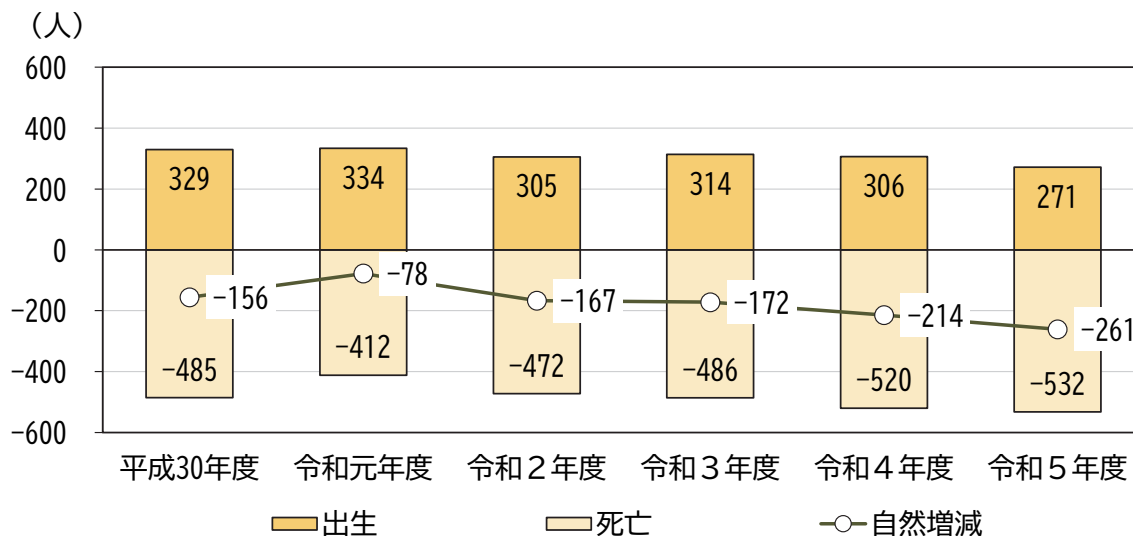


3. 人口動態の推移

(1) 自然動態の推移

自然動態（出生・死亡による人口動態）は、平成30年度以降マイナスで推移しており、令和5年度は261人のマイナスとなっています。令和5年度の出生数は271人となり、300人を大きく下回っています。

【出生数及び死亡数の推移】

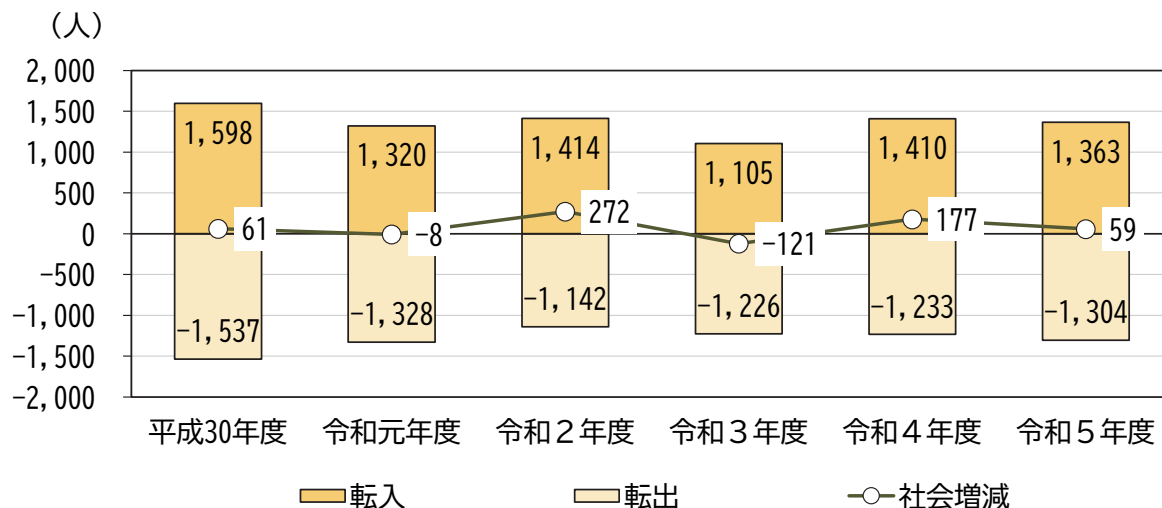


資料：住民基本台帳

(2) 社会動態の推移

社会動態（転入・転出による人口動態）は、増減はあるものの増加傾向で推移しており、平成30年度から令和5年度までに合計440人の増加、令和5年度は59人の増加となっています。

【転入者数及び転出者数の推移】

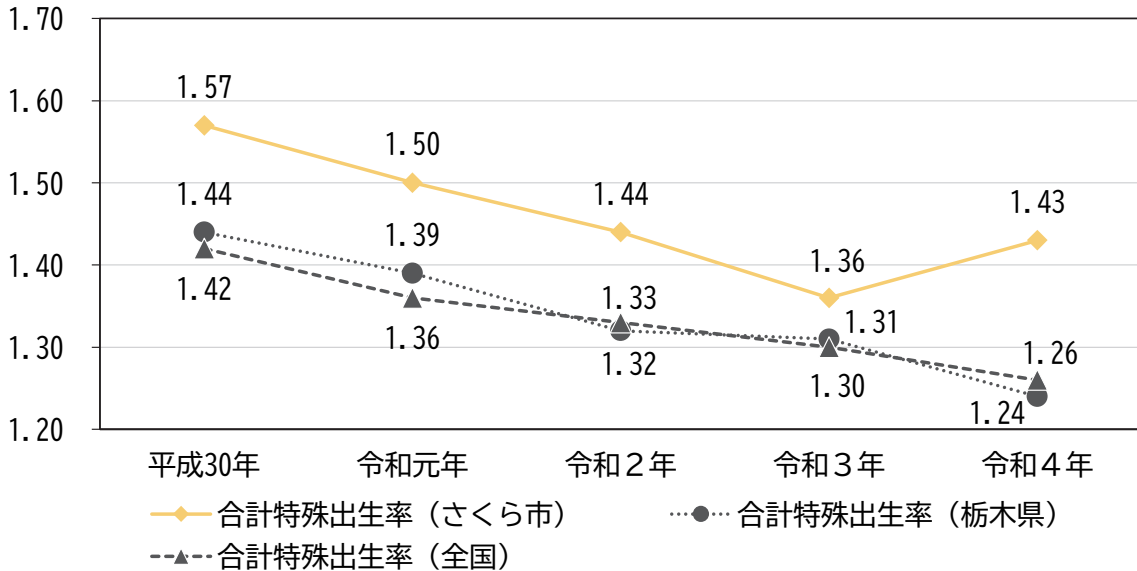


資料：住民基本台帳

(3) 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、令和4年で1.43と改善したものの、減少傾向となっています。なお、国や栃木県の平均を上回って推移しており、令和4年には県内で最も高くなっています。

【合計特殊出生率の推移】



資料：栃木県保健統計年報

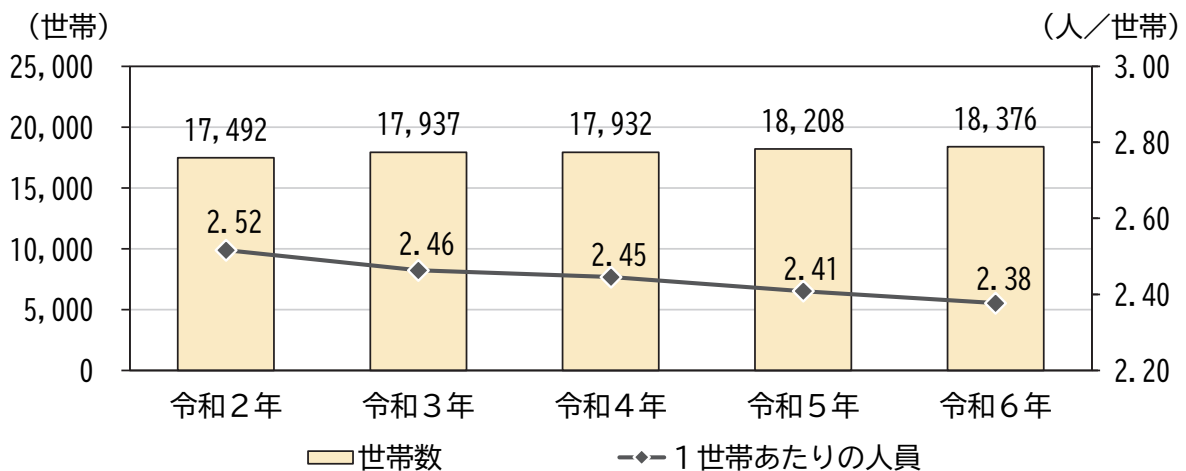
4. 家族の状況

(1) 世帯の推移

本市の世帯数は、令和4年にやや減少したものの増加傾向で推移し、令和6年で18,376世帯と、令和2年の17,492世帯と比べて884世帯の増加となっています。

1世帯あたりの人員は、世帯数の増加に伴い減少傾向で推移し、令和6年で2.38人/世帯となっています。

【世帯数と1世帯あたりの人員の推移】



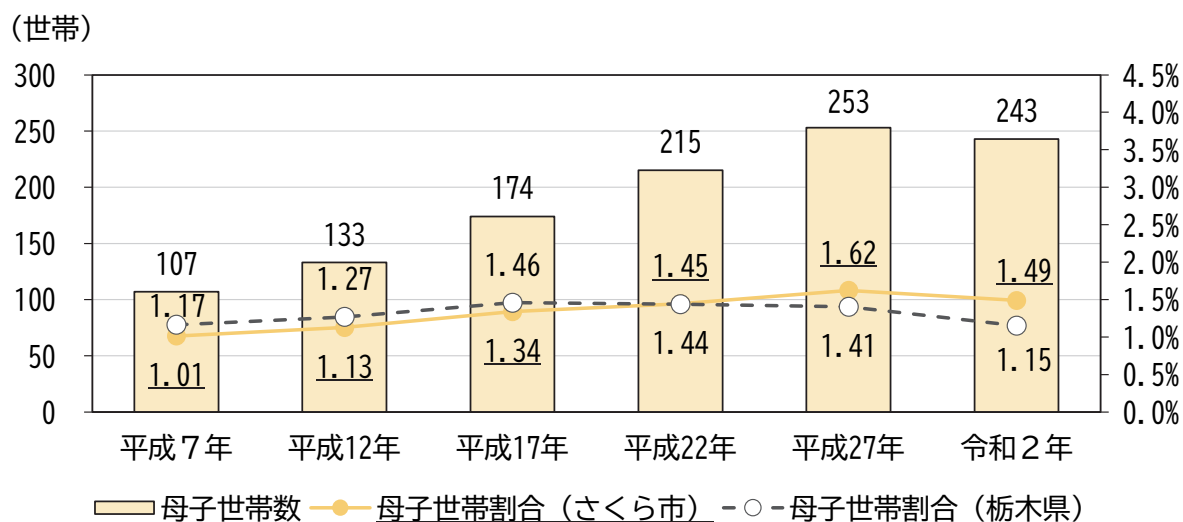
資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

(2) 母子・父子世帯数の推移

本市の母子世帯数は、令和2年で243世帯となっています。一般世帯数に対する母子世帯の割合は、令和2年で1.49%となっており、栃木県を上回る割合となっています。

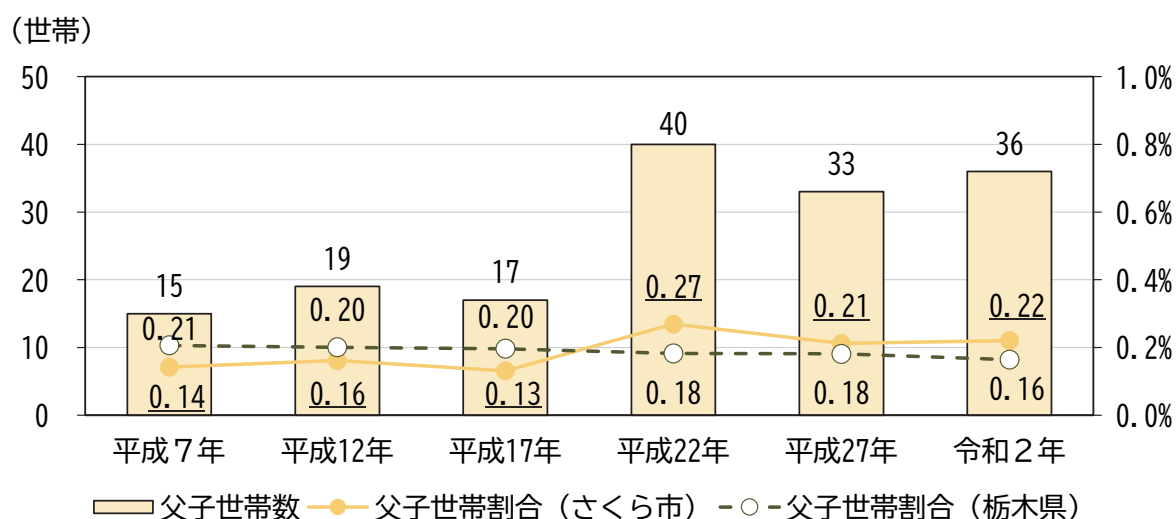
本市の父子世帯数は、令和2年で36世帯となっています。一般世帯数に対する父子世帯の割合は、令和2年で0.22%となっており、栃木県を上回る割合となっています。

【母子世帯数の推移及び一般世帯数に対する母子世帯の割合】



資料：国勢調査

【父子世帯数の推移及び一般世帯数に対する父子世帯の割合】



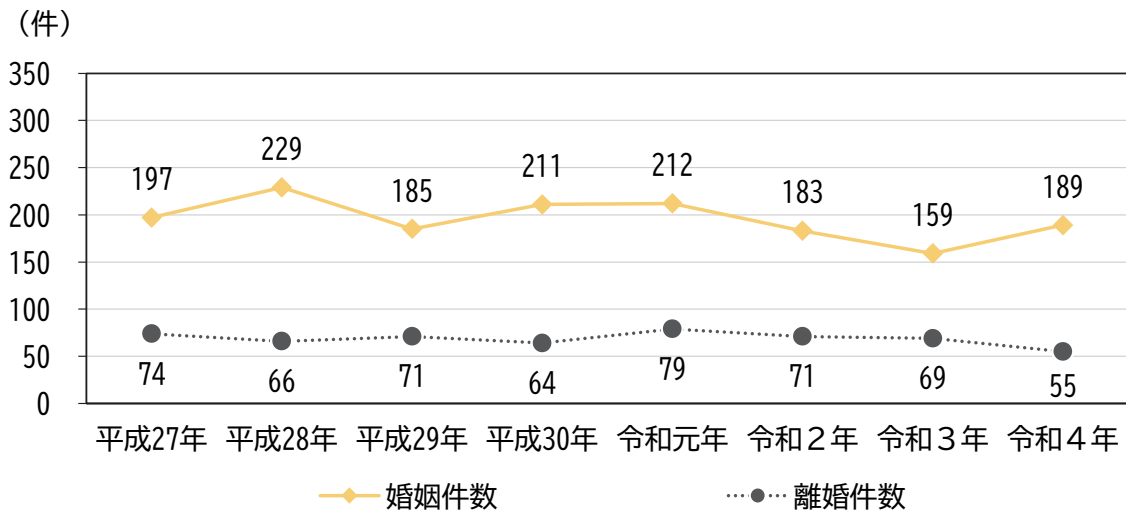
資料：国勢調査

(3) 婚姻件数・離婚件数の推移

本市の婚姻件数は、増減を繰り返しながらもおおむね横ばいで推移し、令和4年で189件となっています。離婚件数は、増減を繰り返しながらも減少傾向で推移し、令和4年で55件と、平成27年の74件と比べて19件の減少となっています。

令和3年の婚姻件数減少はコロナ禍が大きく影響していると考えられます。

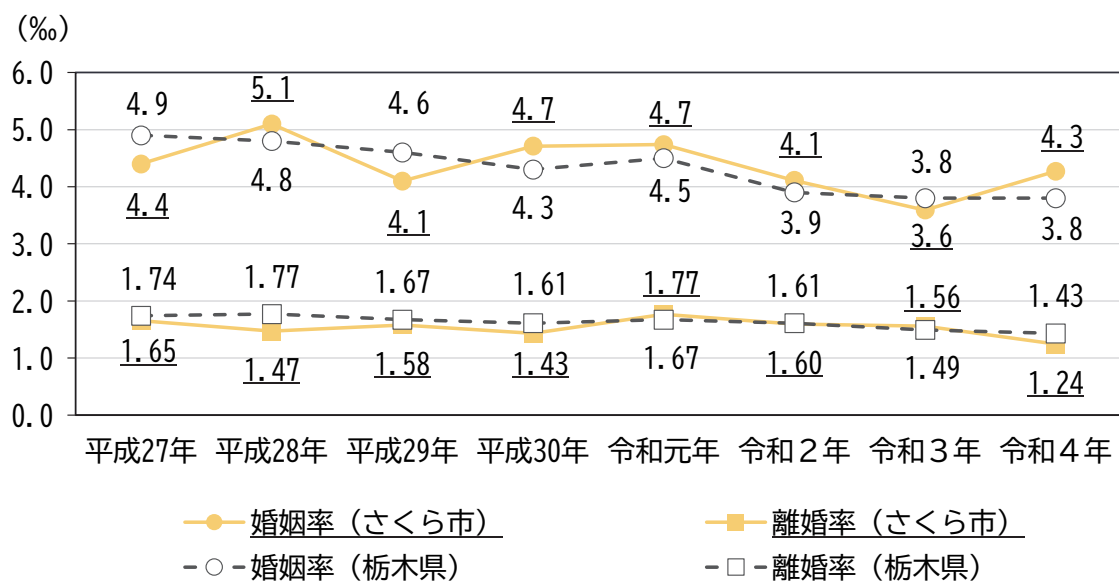
【婚姻件数・離婚件数の推移】



(4) 婚姻率・離婚率の推移

本市の婚姻率は、令和4年で4.3%となっており、栃木県を上回る数値となっています。離婚率は、令和4年で1.24%となっており、栃木県を下回る数値となっています。

【人口千対の婚姻率・離婚率*の推移】

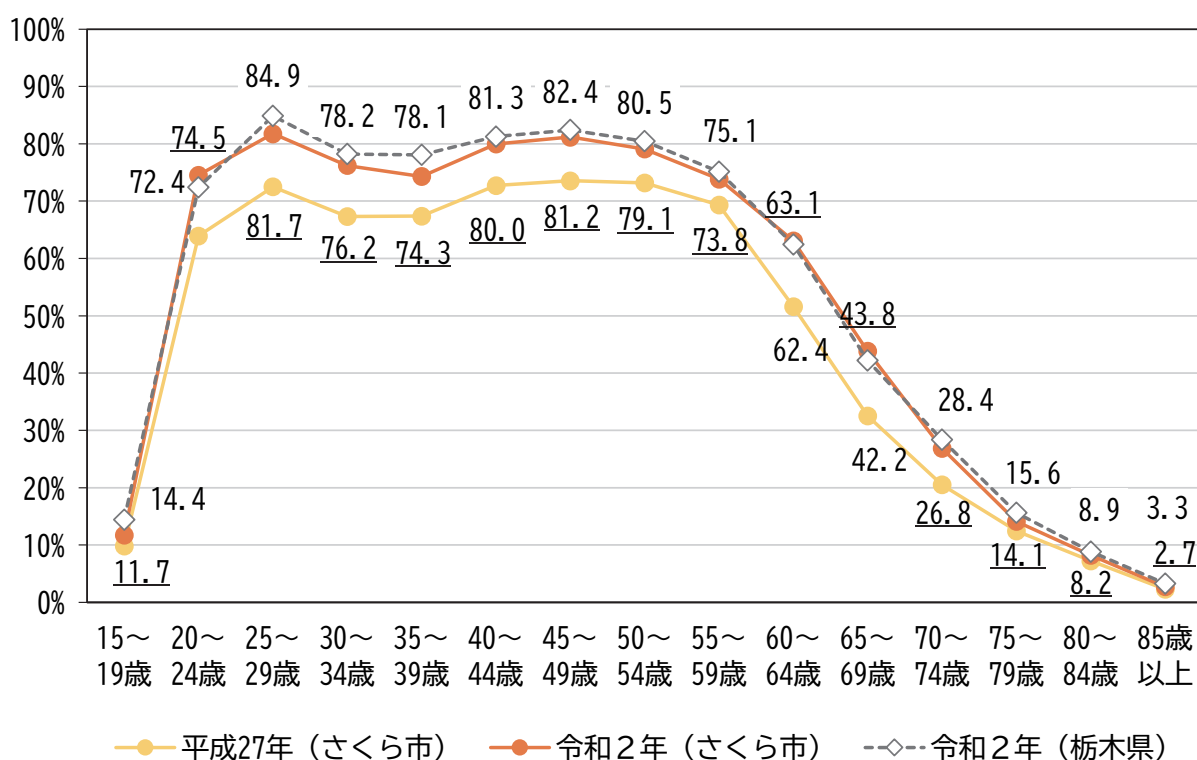


5. 就労状況

(1) 女性就業率の推移

本市の女性就業率は、出産・子育てを迎える人が多くなる30歳代で一時的に減少し、40歳代で再び増加する、いわゆる「M字カーブ*」は、平成27年と令和2年を比較すると、M字カーブの底が上昇し、改善の傾向がみられるものの、依然として30歳代では出産・子育てにより就労を中断している状況がみられます。令和2年の30歳代の女性就業率は、栃木県を若干下回る割合となっています。

【女性就業率の推移】



資料：国勢調査（数値は令和2年のさくら市と栃木県のみ表示）

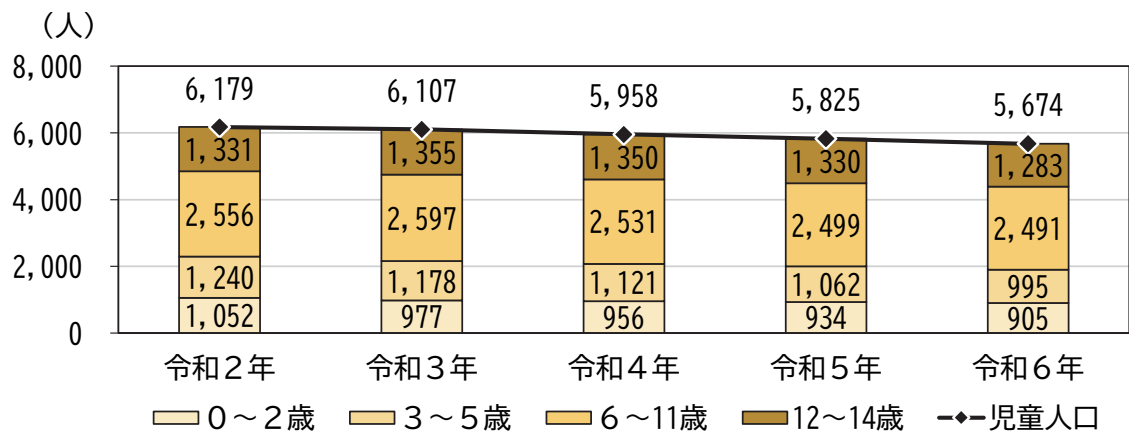
第2節 教育・保育に関する状況

1. 0～14歳人口

(1) 0～14歳人口の推移

0～14歳人口は、減少傾向で推移し、令和6年で5,674人と、令和2年の6,179人と比べて505人の減少となっています。年齢階級別に令和2年と令和6年の人口を比べると、すべての年齢階級で減少となっています。

【0～14歳人口の推移】

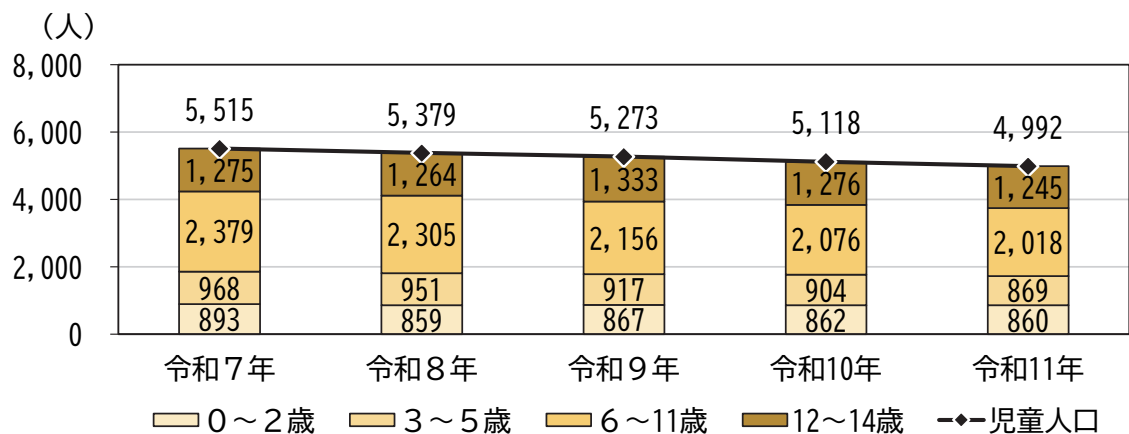


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 0～14歳人口の推計

本市の0～14歳人口の推計をみると、令和11年には、0～14歳人口が4,992人で、令和7年と比べて、0～2歳が33人、3～5歳が99人、6～11歳が361人、12～14歳が30人の減少となっています。

【0～14歳人口の推計】



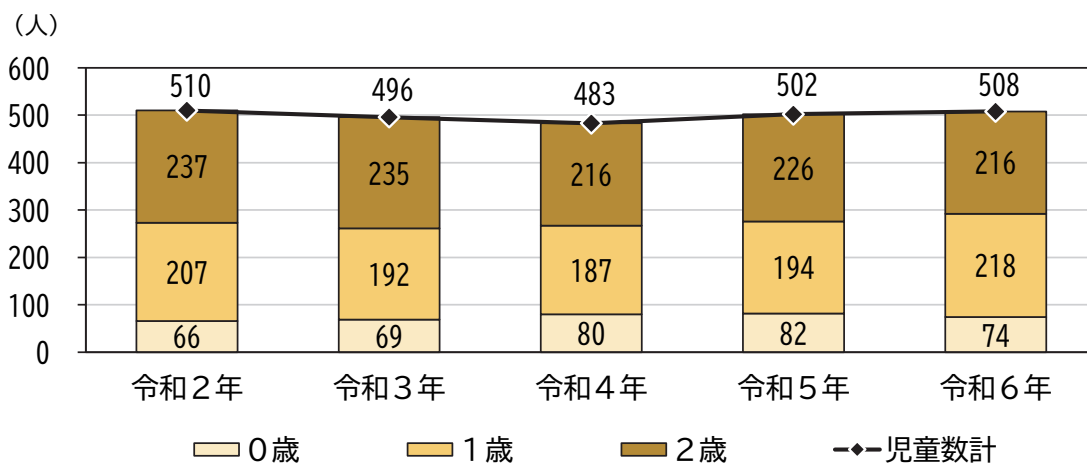
資料：コーホート変化率法による人口推計（各年4月1日現在）

2. 就学前児童の状況

(1) 0～2歳の保育所及び認定こども園（保育）在園児童数の推移

0～2歳の保育所及び認定こども園*（保育）在園児童数は、コロナ禍の影響もあり、令和3年・4年と減少しましたが、令和5年より増加に転じ、令和6年では令和2年とほぼ同数となっています。

【0～2歳の保育所及び認定こども園（保育）在園児童数の推移】

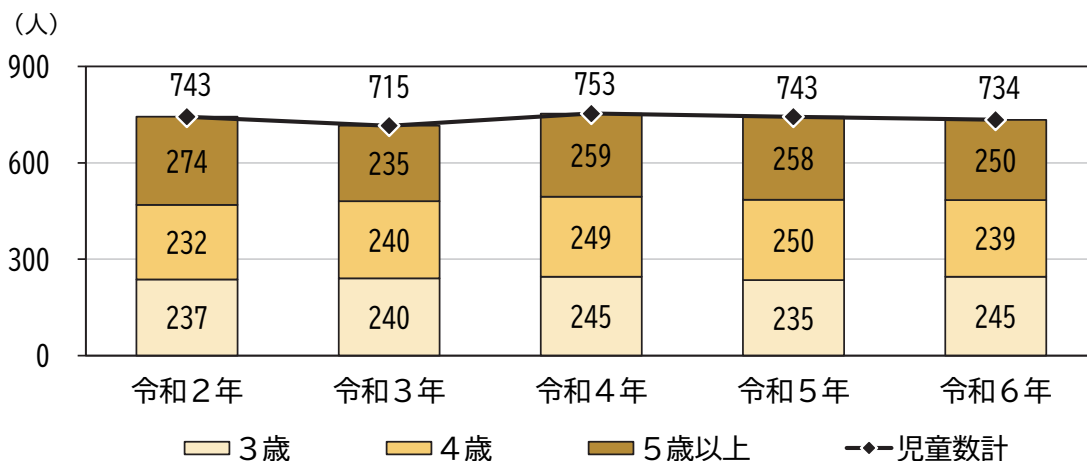


資料：さくら市こども政策課（各年5月1日現在）

(2) 3歳以上の保育所及び認定こども園（保育）在園児童数の推移

3歳以上の保育所及び認定こども園（保育）在園児童数は、コロナ禍の影響もあり、令和3年に大きく減少しましたが、令和4年には増加し、令和5年以降はやや減少傾向となっています。

【3歳以上の保育所及び認定こども園（保育）在園児童数の推移】

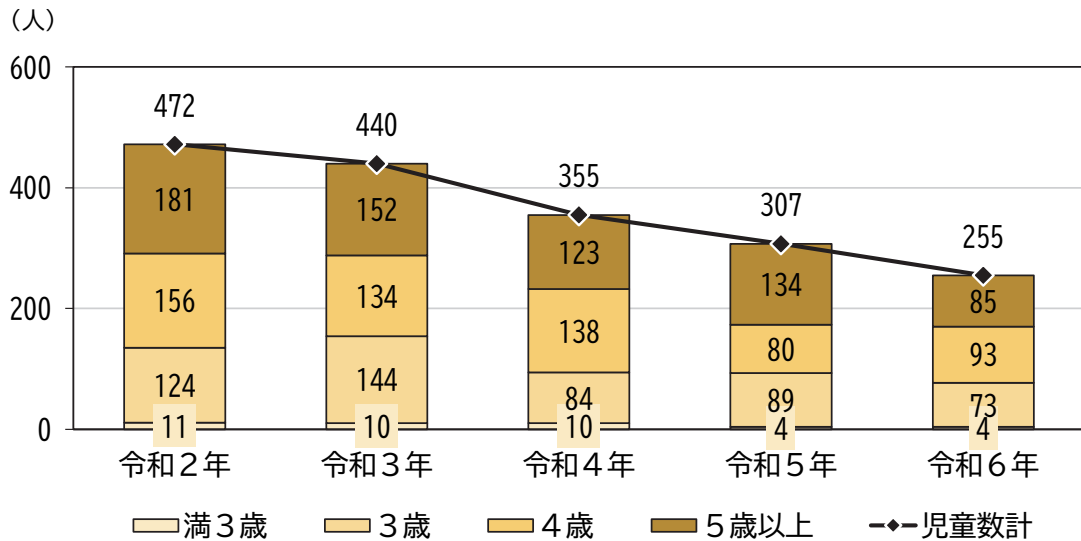


資料：さくら市こども政策課（各年5月1日現在）

(3) 幼稚園及び認定こども園（教育）在園児童数の推移

幼稚園及び認定こども園（教育）在園児童数は、減少傾向で推移し、令和6年で255人と、令和2年の472人と比べて217人の減少となっています。

【幼稚園及び認定こども園（教育）在園児童数の推移】



資料：さくら市こども政策課（各年5月1日現在）

【令和6年5月1日現在の各園の状況】

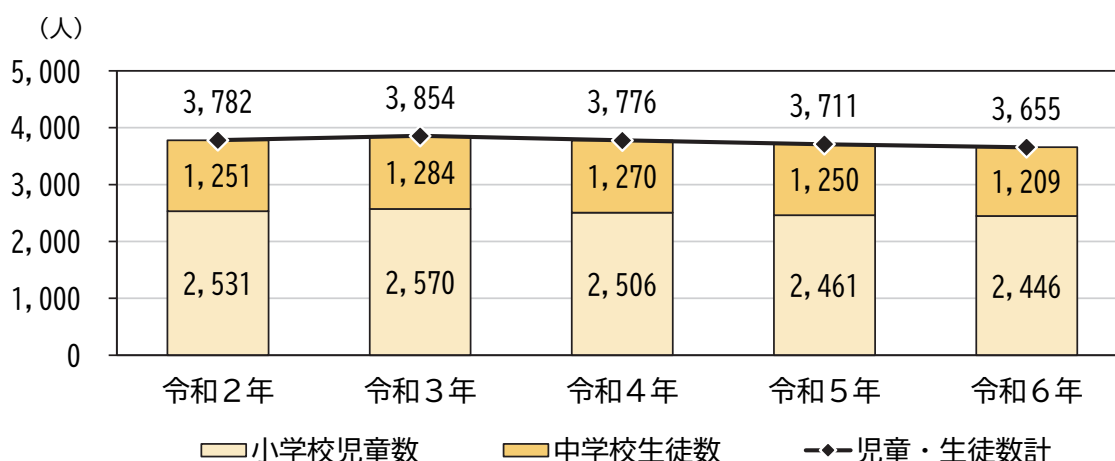
区分	園	人数
幼稚園	他市町	71
	合計	71
公立保育園	たいよう保育園	113
	わくわく保育園	91
	他市町	2
私立保育園	ふれあい保育園	141
	アップル保育園	108
	氏家さくら保育園	42
	第二氏家さくら保育園	121
	氏家保育園	97
	こどもの森 YOU 保育園	46
	あおぞら保育園	215
	他市町	19
認定こども園	認定こども園きつれ川幼稚園	88
	認定こども園氏家幼稚園	269
	認定こども園ヒカリ園	15
	他市町	22
地域型保育事業*	ちびっこランドさくら園	8
	つくし保育園	14
	ゆうゆうランドさくら園	9
	他市町	6
合計		1,497

3. 就学児童の状況

(1) 児童・生徒数の推移

児童・生徒数は令和3年で増加したものの減少傾向で推移しており、令和6年で3,655人となっています。また、特別支援学級の児童・生徒数は、小学校・中学校ともに増加傾向となっています。

【児童・生徒数の推移】



資料：さくら市学校教育課（各年5月1日現在）

【学年別児童・生徒数の推移】

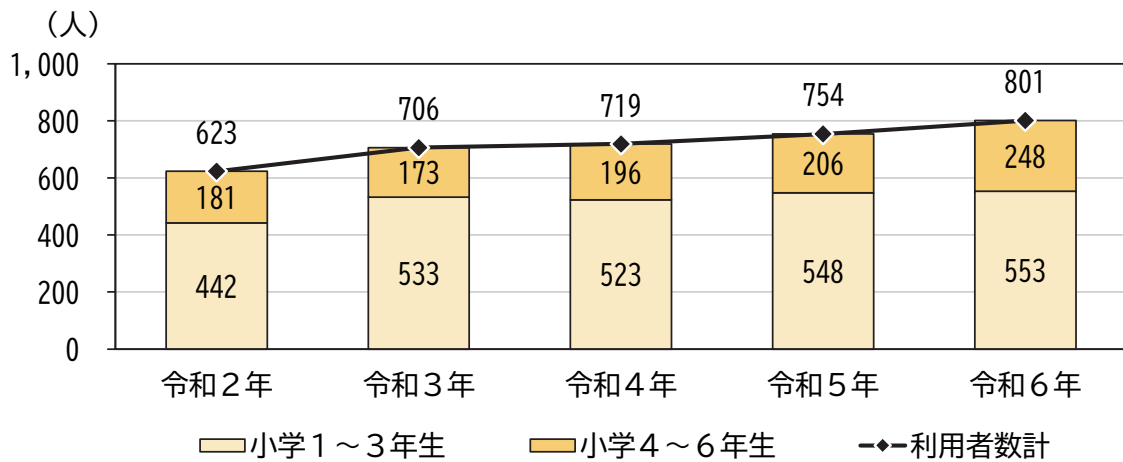
小学校	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	特別支援学級	合計
令和2年	393	420	380	408	427	422	81	2,531
令和3年	451	391	423	379	407	425	94	2,570
令和4年	378	439	385	418	374	411	101	2,506
令和5年	371	373	433	388	417	374	105	2,461
令和6年	374	363	365	432	385	419	108	2,446

中学校	1年生	2年生	3年生	特別支援学級	合計
令和2年	408	423	382	38	1,251
令和3年	410	412	421	41	1,284
令和4年	404	412	414	40	1,270
令和5年	384	407	415	44	1,250
令和6年	358	386	411	54	1,209

(2) 放課後児童クラブの利用人数の推移

放課後児童クラブの利用人数は、増加傾向で推移し、令和6年で801人となっています。

【放課後児童クラブの利用人数の推移】



資料：さくら市こども政策課（各年5月1日現在）

【学年別放課後児童クラブの利用人数の推移】

小学校	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
令和2年	163	153	126	90	58	33	623
令和3年	218	161	154	84	58	31	706
令和4年	196	189	138	121	46	29	719
令和5年	213	175	160	103	81	22	754
令和6年	208	192	153	120	80	48	801

【令和6年5月1日現在の各放課後児童クラブの利用状況】

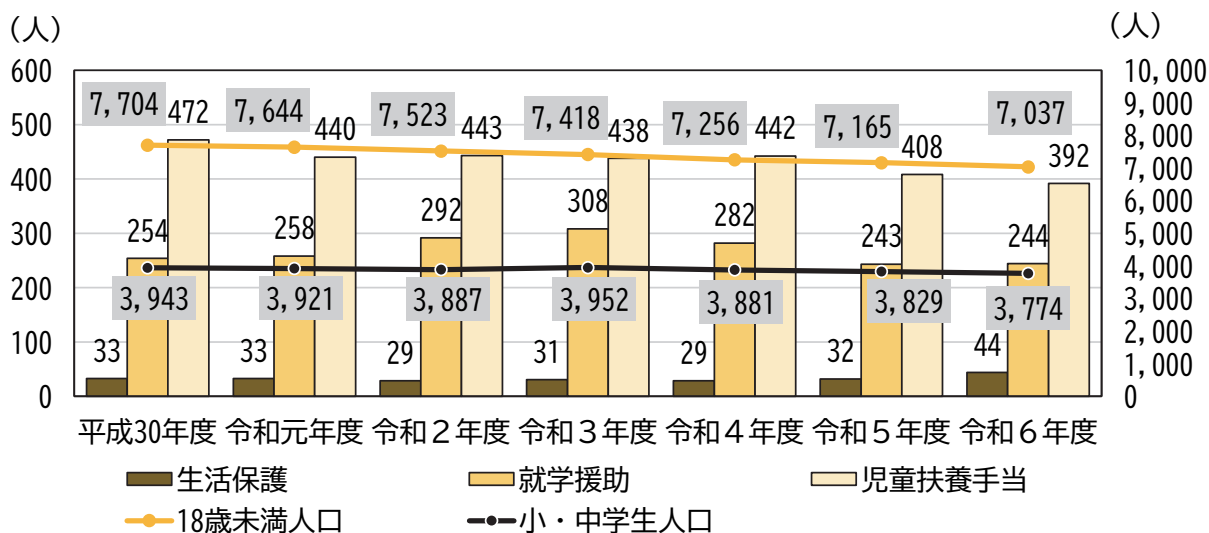
区分	実施場所	人数
氏家小放課後児童クラブ	児童センター、学校プール管理棟	211
押上小放課後児童クラブ	学校内余裕教室	45
熟田小放課後児童クラブ	学校プール管理棟	46
上松山小放課後児童クラブ	児童センター、学校プール管理棟	190
南小放課後児童クラブ	放課後児童クラブ施設、学校プール管理棟など	209
喜連川小放課後児童クラブ	児童センター	100
合計		801

第3節 こどもの貧困に関する状況

さくら市内の18歳未満人口は減少傾向にあり、貧困に関連があると考えられる各事業の支給件数は、生活保護が増減はあるものの増加傾向、就学援助が令和3年度より減少傾向、児童扶養手当が増減はあるものの減少傾向となっています。

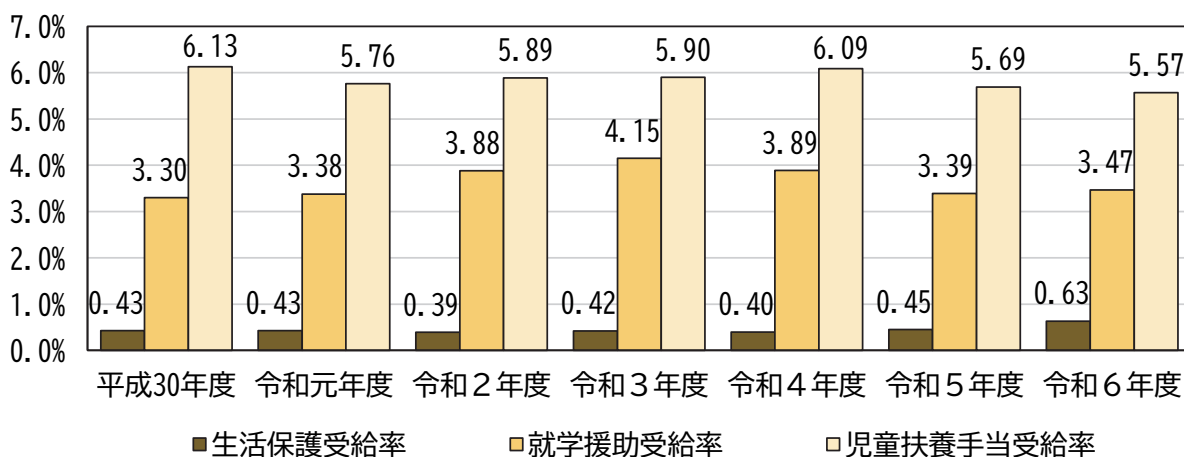
各事業のこどもの人口に占める比率についても同様の傾向となっています。

【各事業の支給対象児童数とこどもの人口推移】



資料：さくら市こども政策課・学校教育課・福祉課

【各事業のこどもの人口に占める比率】



資料：さくら市こども政策課・学校教育課・福祉課

第4節 子育て支援についてのアンケート結果

1. 調査の概要

(1) 調査の目的

「第3期さくら市子ども・子育て支援事業計画」策定の基礎資料として、市民の子育て支援等に関する生活実態や、教育・保育や子育て支援に関するニーズを把握し、子育て関連施策の改善及び展開、充実を図ることを目的に実施しました。

(2) 調査対象者

調査区分	対象者数	調査対象	アンケート内容
就学前児童	1,642人	市内在住の就学前児童	・子育て支援についてのアンケート調査
小学生児童	1,264人	市内在住の小学生児童	・子育て支援についてのアンケート調査 ・子どもの生活状況調査

※きょうだいがいる世帯は、一番下の児童を調査対象者としました。

(3) 実施概要

- 調査地域：さくら市全域
- 調査形式：アンケート調査
- 調査方法：郵送配布・郵送回収またはWEB調査
- 調査期間：令和6年1月31日～令和6年2月29日

(4) 回収結果

調査区分	調査票配布数	回答方法	回収数	回収率
就学前児童	1,642件	郵送	489件	29.8%
		WEB	348件	21.2%
		小計	837件	51.0%
小学生児童	1,264件	郵送	369件	29.2%
		WEB	234件	18.5%
		小計	603件	47.7%
合計	2,906件	-	1,440件	49.6%

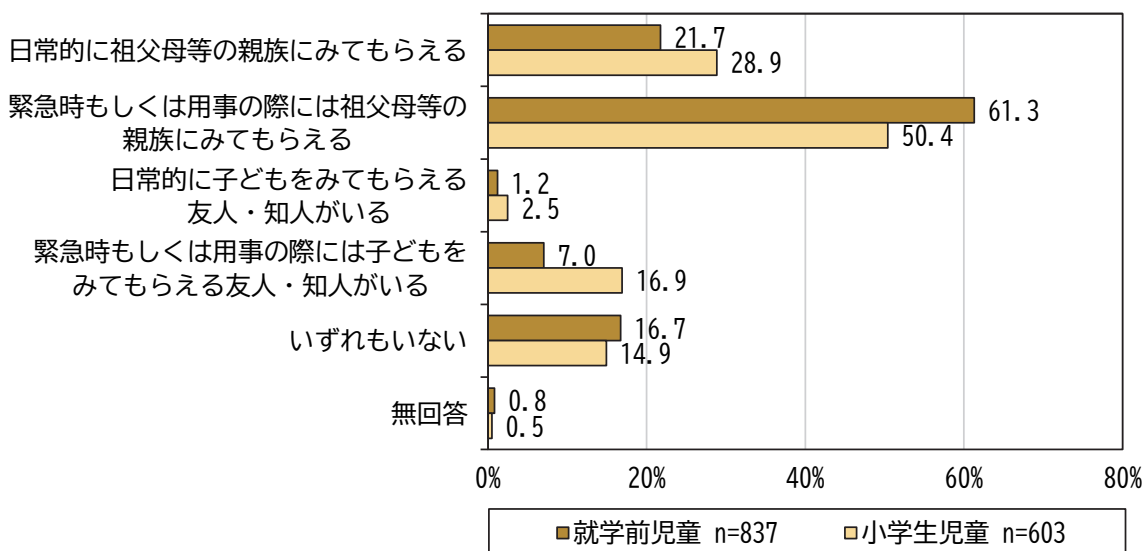
※グラフ中の比率は小数点第2位以下を四捨五入しているため、比率の合計が100.0%とならない場合があります。

2. 子育て支援についてのアンケート調査の結果概要

(1) 家族の状況

■子どもをみてもらえる方について

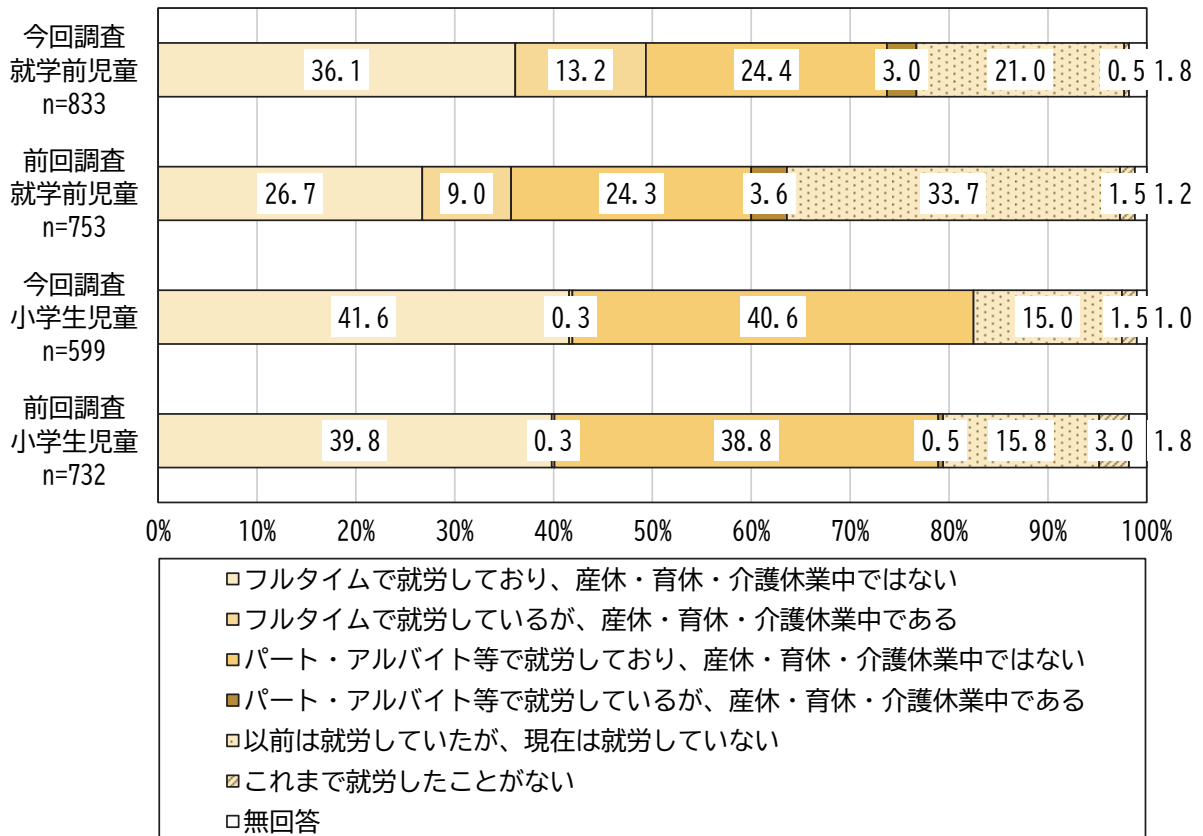
子どもをみてもらえる方について、就学前児童、小学生児童ともに、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が最も多くなっています。一方、「いずれもない」という回答は、就学前児童で 16.7%、小学生児童で 14.9%となっています。



(2) 就労の状況

■母親の就労状況について

母親の就労状況について、産休・育休・介護休業中に関わらず、フルタイムやパート・アルバイト等で『就労している』と回答した割合の合計を前回調査（平成30年12月実施、以下同じ。）と比較すると、就学前児童で13.1ポイント、小学生児童で3.1ポイント上回っており、就学前児童、小学生児童ともに就労している母親が増加している状況がうかがえます。

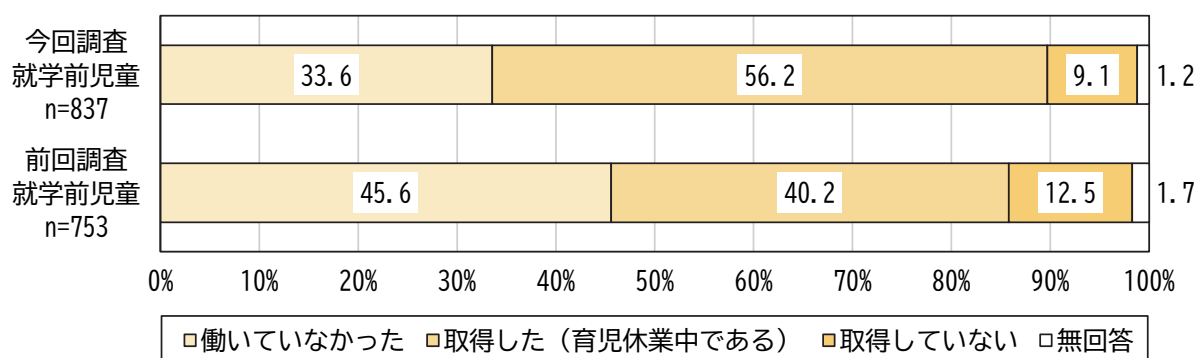


■育児休業の取得状況について

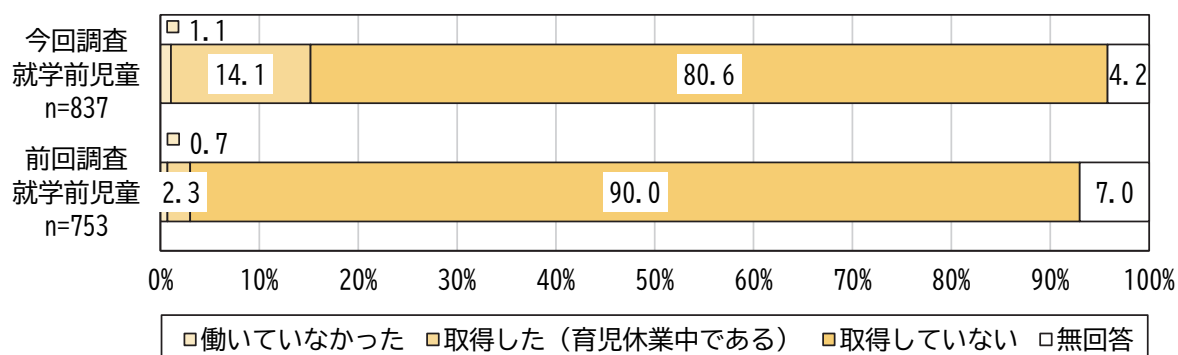
育児休業の取得状況について、「取得した（育児休業中である）」と回答した割合を前回調査と比較すると、母親で16.0ポイント、父親で11.8ポイント上回っています。

母親は「働いていなかった」が12.0ポイント減少しており、女性の就業率の上昇がみられます。また、改善はみられるものの、依然として父親が育児休業を取得する割合は低くなっています。

【母親】

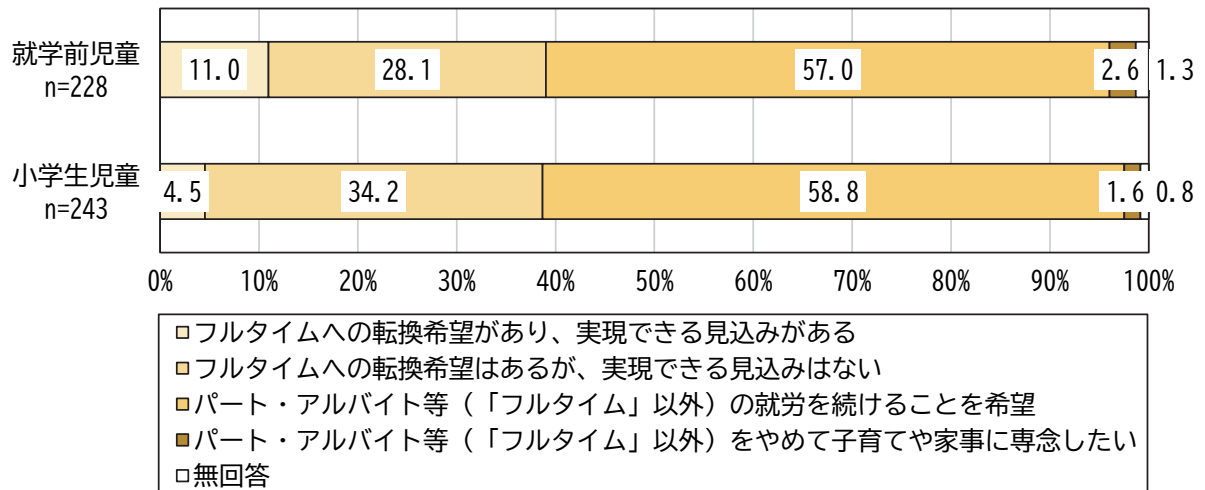


【父親】



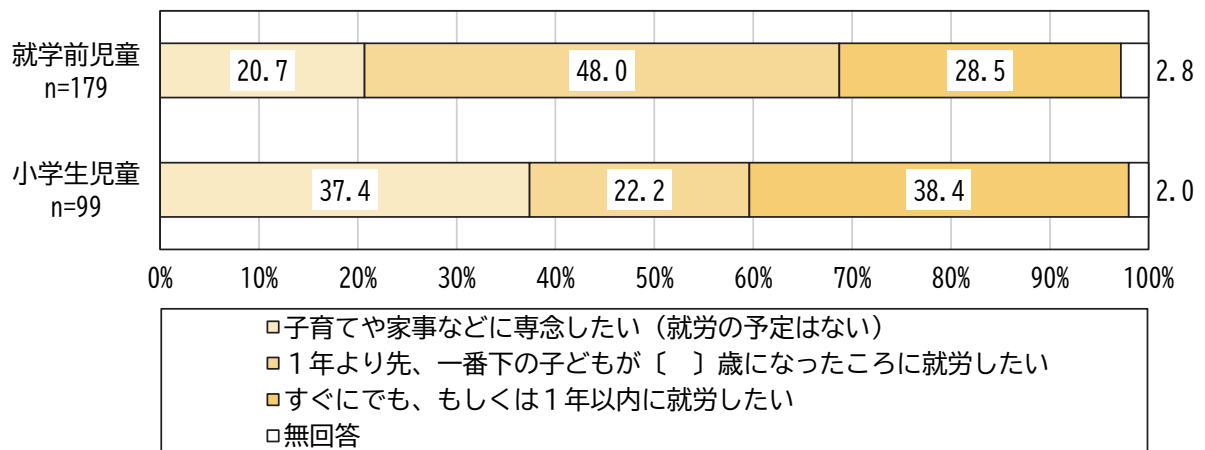
■フルタイムへの転換希望（現在、パート・アルバイト等で働いている母親）について

現在、パート・アルバイト等で働いている母親のフルタイムへの転換希望をみると、就学前児童、小学生児童ともに「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が半数以上となっています。なお、フルタイムへの転換希望がある方は、就学前児童・小学生児童ともに約4割となっています。



■今後の就労希望（現在、就労していない母親）について

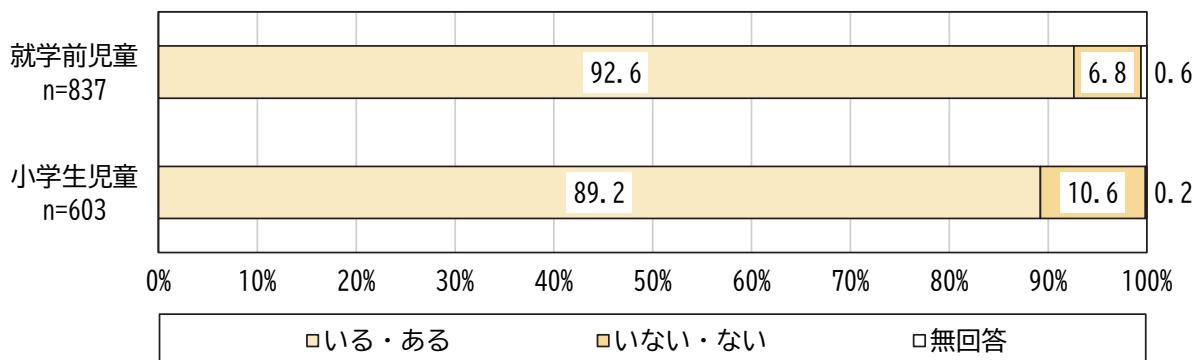
現在、就労していない母親の就労希望については、就労したい意向を持っている方は、就学前児童で約7割半、小学生児童で約6割となっています。



(3) 子育ての状況

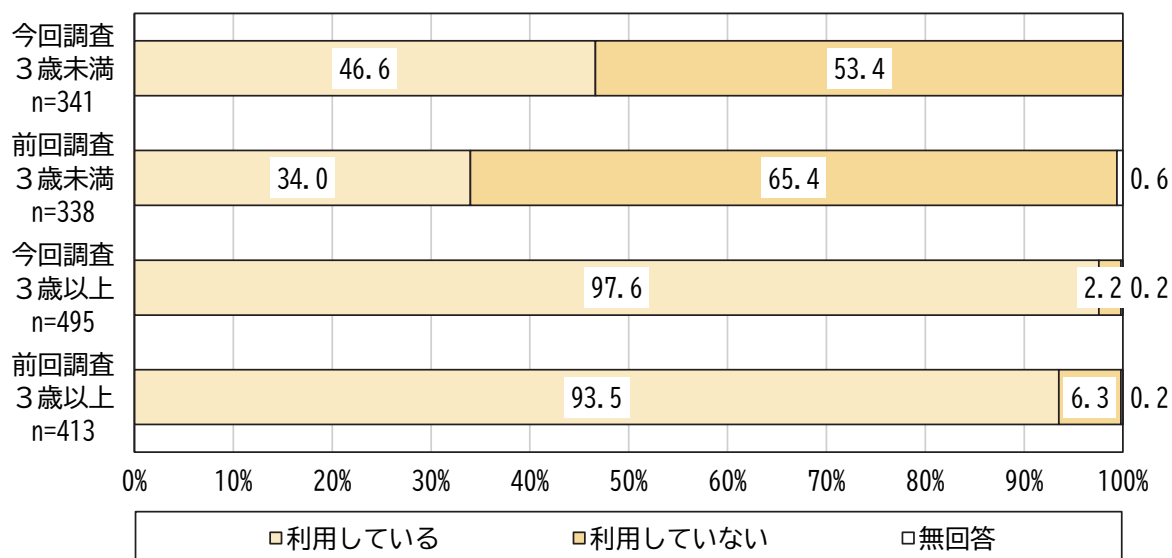
■相談できる人・場所の有無について

相談できる人・場所の有無については、「いる・ある」が多くを占める一方で、「いない・ない」という方が、就学前児童で6.8%、小学生児童で10.6%となっています。



■就学前児童の定期的な教育・保育事業の利用状況について

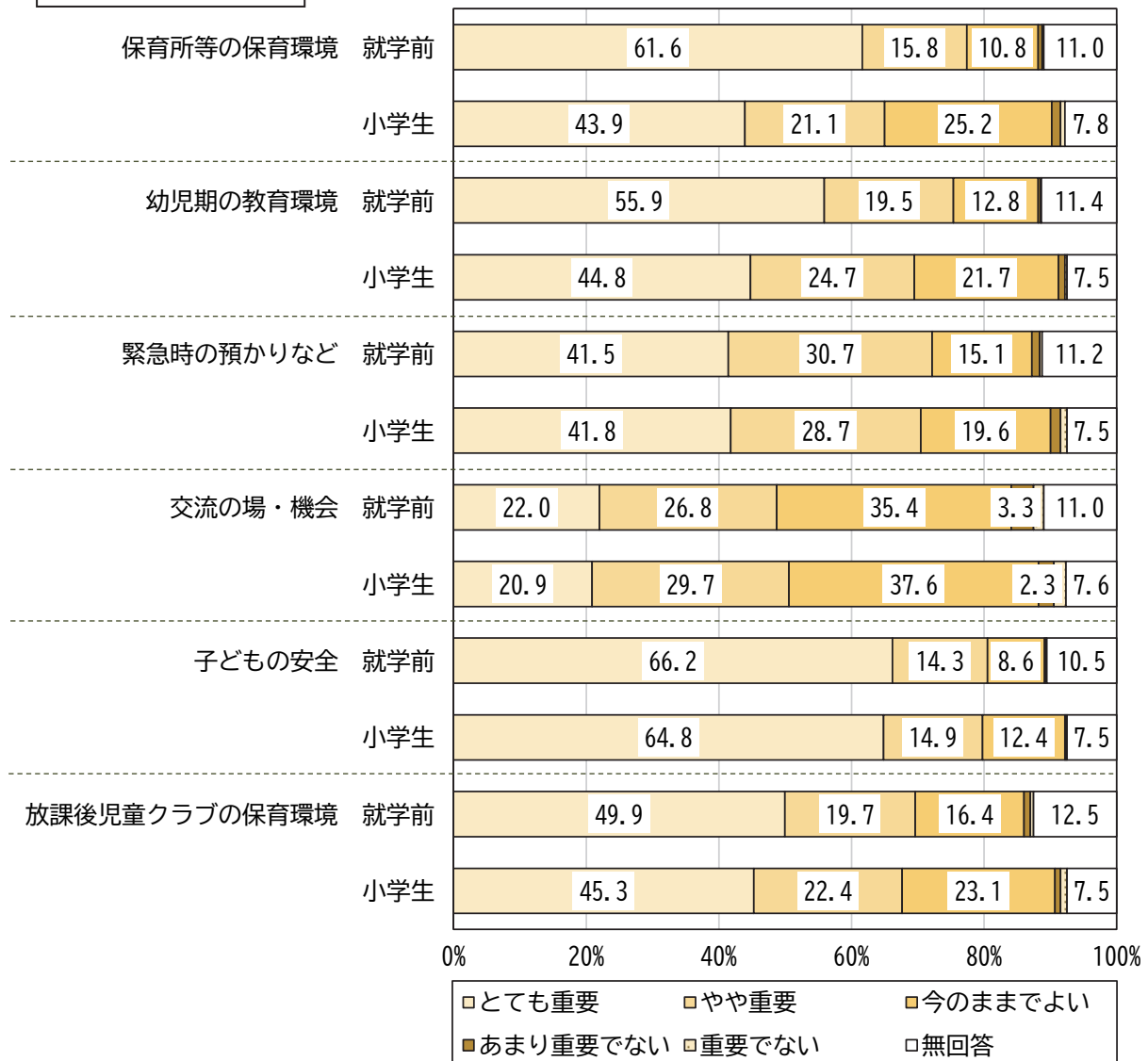
就学前児童の定期的な教育・保育事業の利用状況については、「利用している」と回答した割合を前回調査と比較すると、3歳未満では12.6ポイント、3歳以上では4.1ポイント増加しており、女性就業率の上昇による共働き世帯の増加が影響していると考えられます。



■子育て環境の重要度について

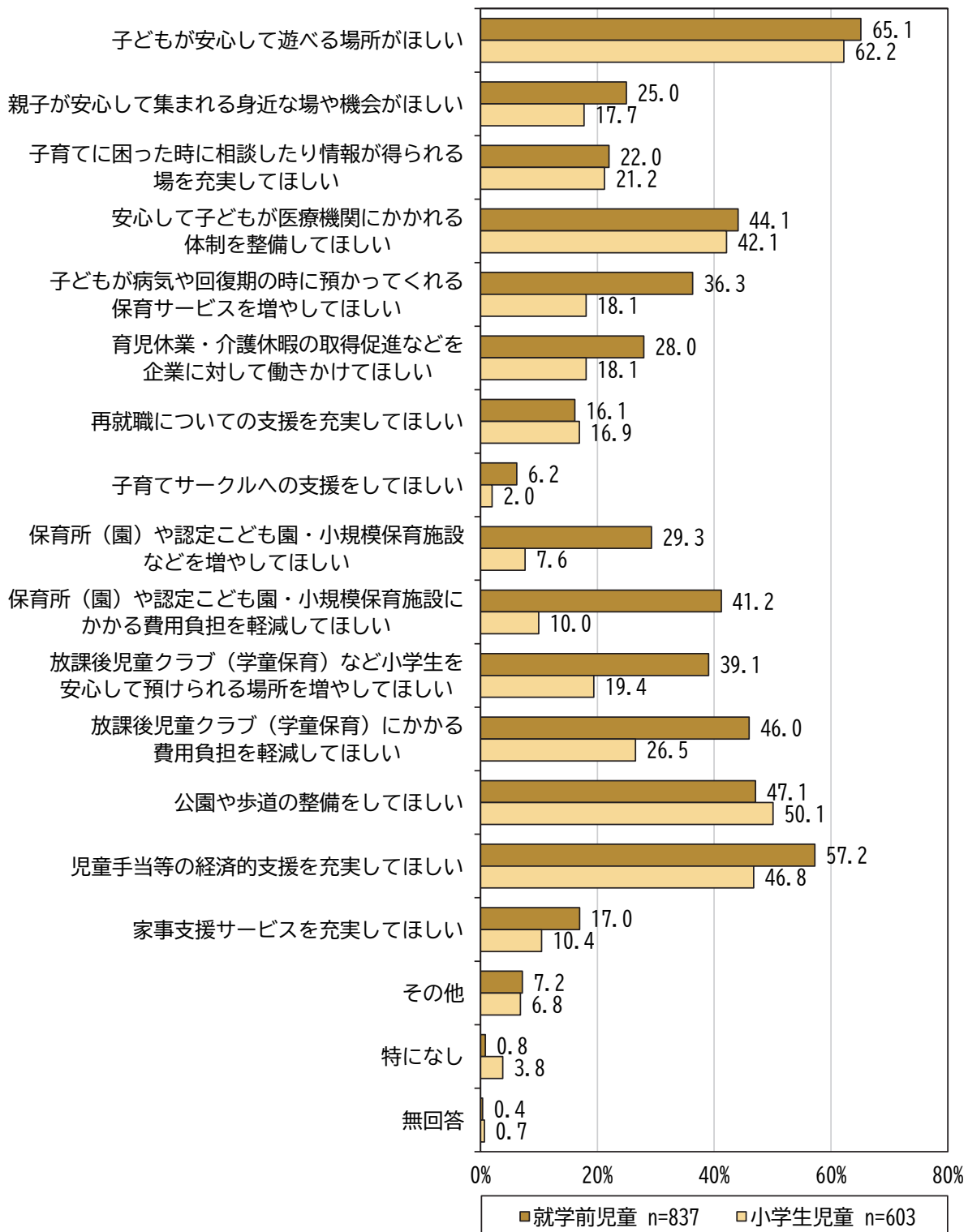
子育て環境の重要度について「とても重要」の割合をみると、就学前児童では、「子どもの安全」が最も高く、次いで「保育所等の保育環境」、「幼児期の教育環境」となっています。小学生児童では、「子どもの安全」が最も高く、次いで「放課後児童クラブの保育環境」、「幼児期の教育環境」となっています。

就学前児童 n=837
小学生児童 n=603



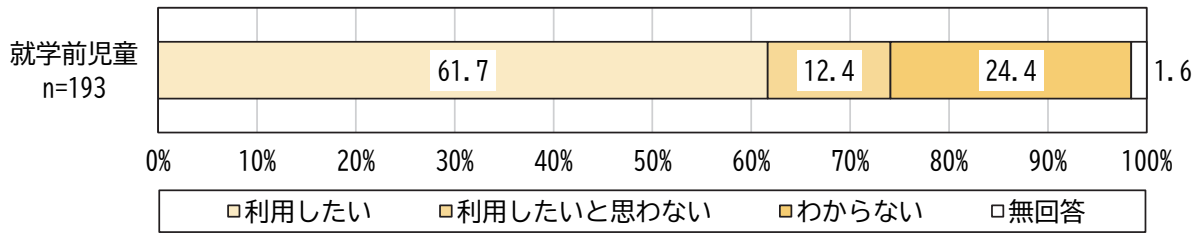
■子育て支援で力を入れてほしいものについて

子育て支援で力を入れてほしいものについては、就学前児童では、「子どもが安心して遊べる場所がほしい」が最も高く、次いで「児童手当等の経済的支援を充実してほしい」、「公園や歩道の整備をしてほしい」となっています。小学生児童では、「子どもが安心して遊べる場所がほしい」が最も高く、次いで「公園や歩道の整備をしてほしい」、「児童手当等の経済的支援を充実してほしい」となっています。



■こども誰でも通園制度の利用希望について

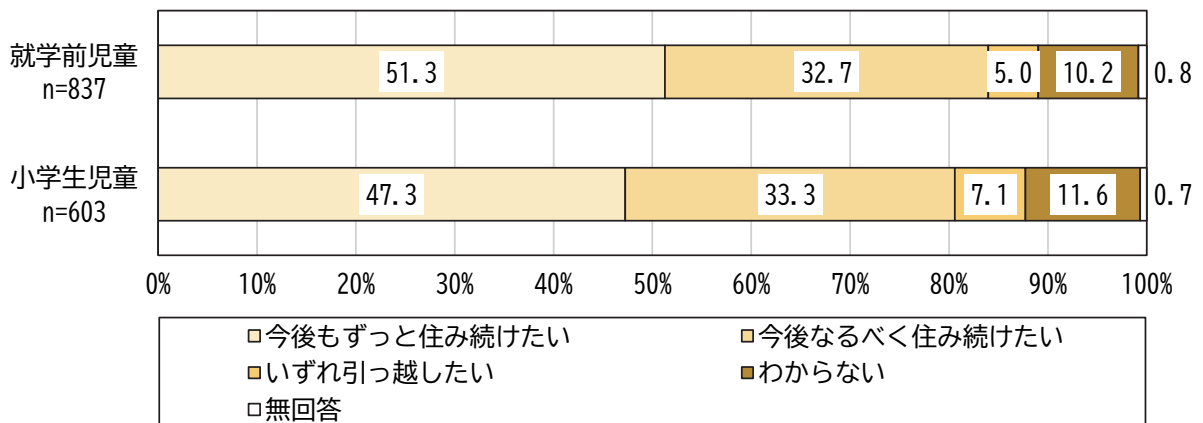
こども誰でも通園制度の利用希望については、「利用したい」が約6割となっています。



(4) さくら市への居留意向

■さくら市への居留意向について

今後のさくら市への居留意向は、就学前児童、小学生児童いずれも「今後もずっと住み続けたい」が5割前後、「今後なるべく住み続けたい」が3割以上であり、8割以上が今後もさくら市に住み続けたいという意向となっています。

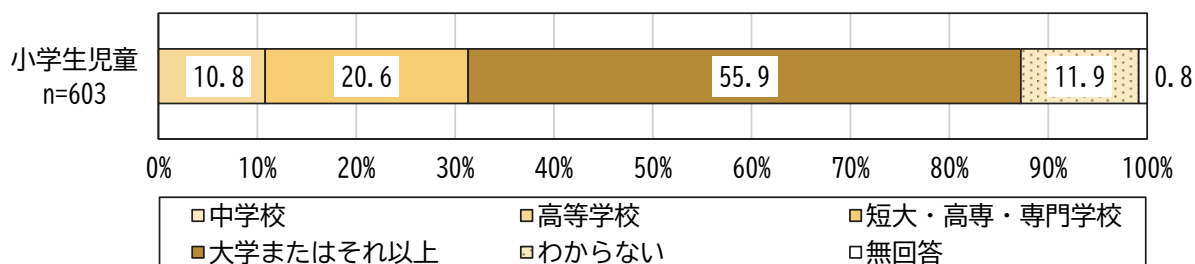


3. 子どもの生活状況調査の結果概要

(1) こどもの教育など家庭の状況

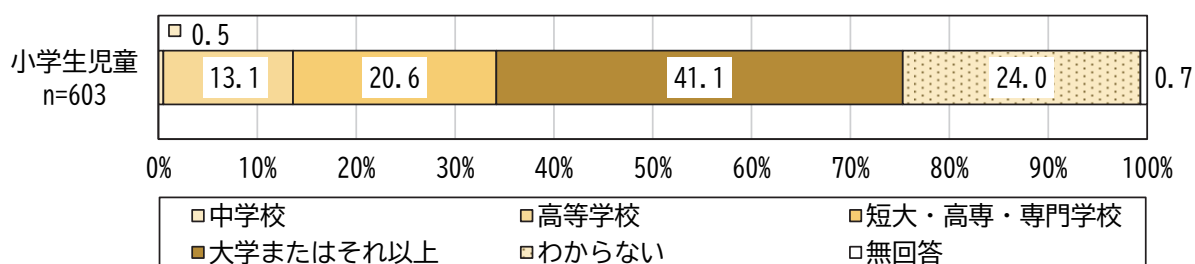
■希望として、将来どの段階まで進学してほしいかについて

希望として、将来どの段階まで進学してほしいかについては、「大学またはそれ以上」が55.9%で最も高く、次いで「短大・高専・専門学校」が20.6%となっています。



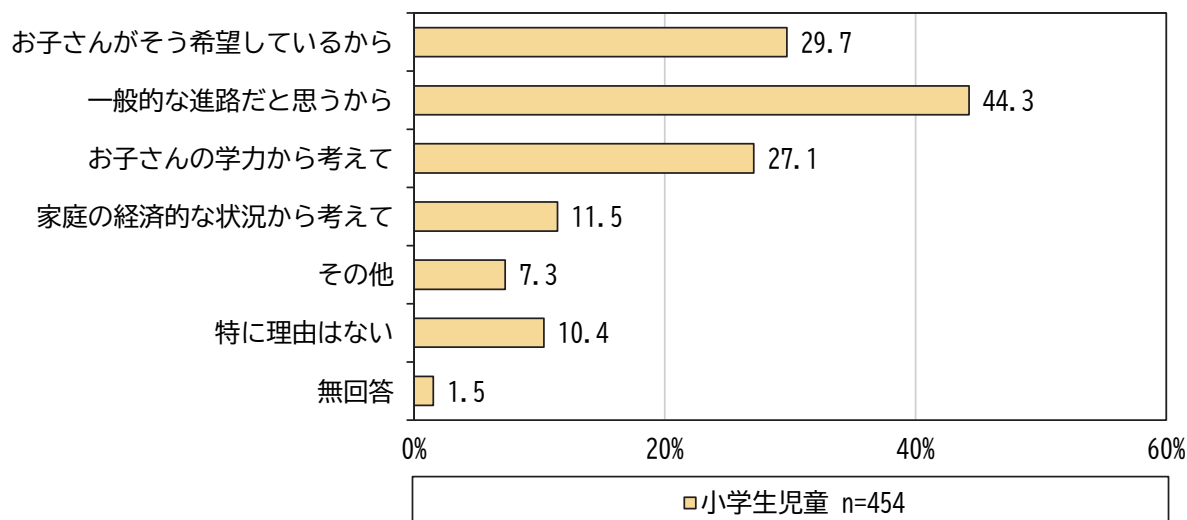
■現実的に見て、将来どの段階まで進学すると思うかについて

現実的に見て、将来どの段階まで進学すると思うかについては、「大学またはそれ以上」が41.1%で最も高く、次いで「短大・高専・専門学校」が20.6%となっています。



■将来その段階まで進学すると答えた理由について（前問でわからない以外の回答者）

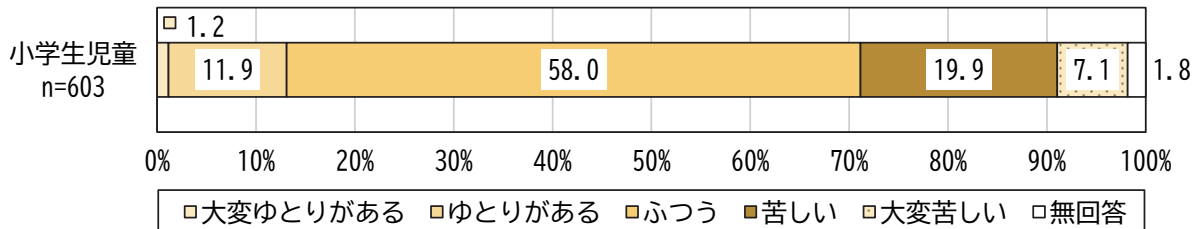
お子さんが将来その段階まで進学すると答えた理由については、「一般的な進路だと思うから」が44.3%で最も高く、次いで「お子さんがそう希望しているから」が29.7%となっています。



(2) 家庭での暮らしの状況

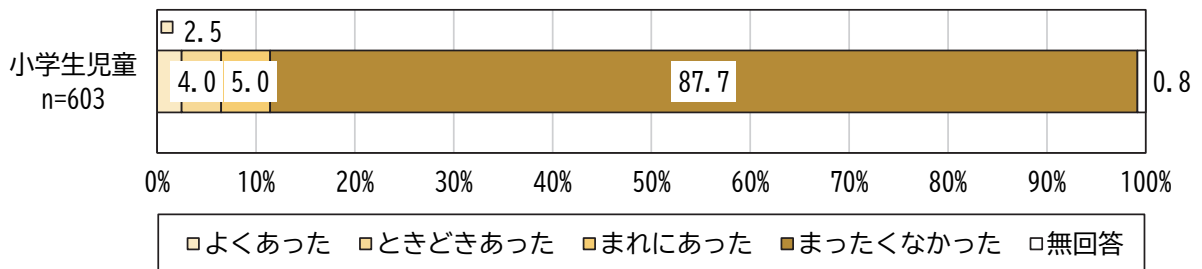
■現在の暮らしの状況について

現在の暮らしの状況をどのように感じているかについては、「大変ゆとりがある」と「ゆとりがある」を合わせた『ゆとりがある』の割合が13.1%、「苦しい」と「大変苦しい」を合わせた『苦しい』の割合が27.0%となっています。



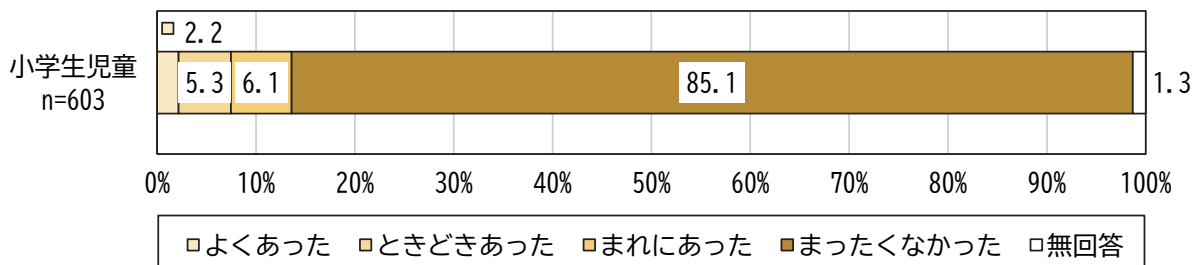
■過去1年間に、必要な食料の購入に困窮したことがあるかについて

過去1年間に、必要な食料の購入に困窮したことがあるかについては、「よくあった」と「ときどきあった」「まれにあった」を合わせた『あった』の割合が11.5%となっています。



■過去1年間に、必要な衣服の購入に困窮したことがあるかについて

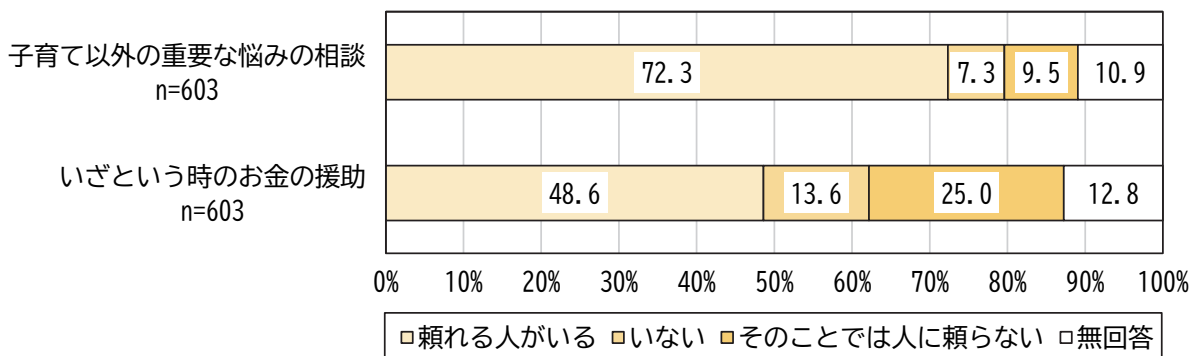
過去1年間に、必要な衣服の購入に困窮したことがあるかについては、「よくあった」と「ときどきあった」「まれにあった」を合わせた『あった』の割合が13.6%となっています。



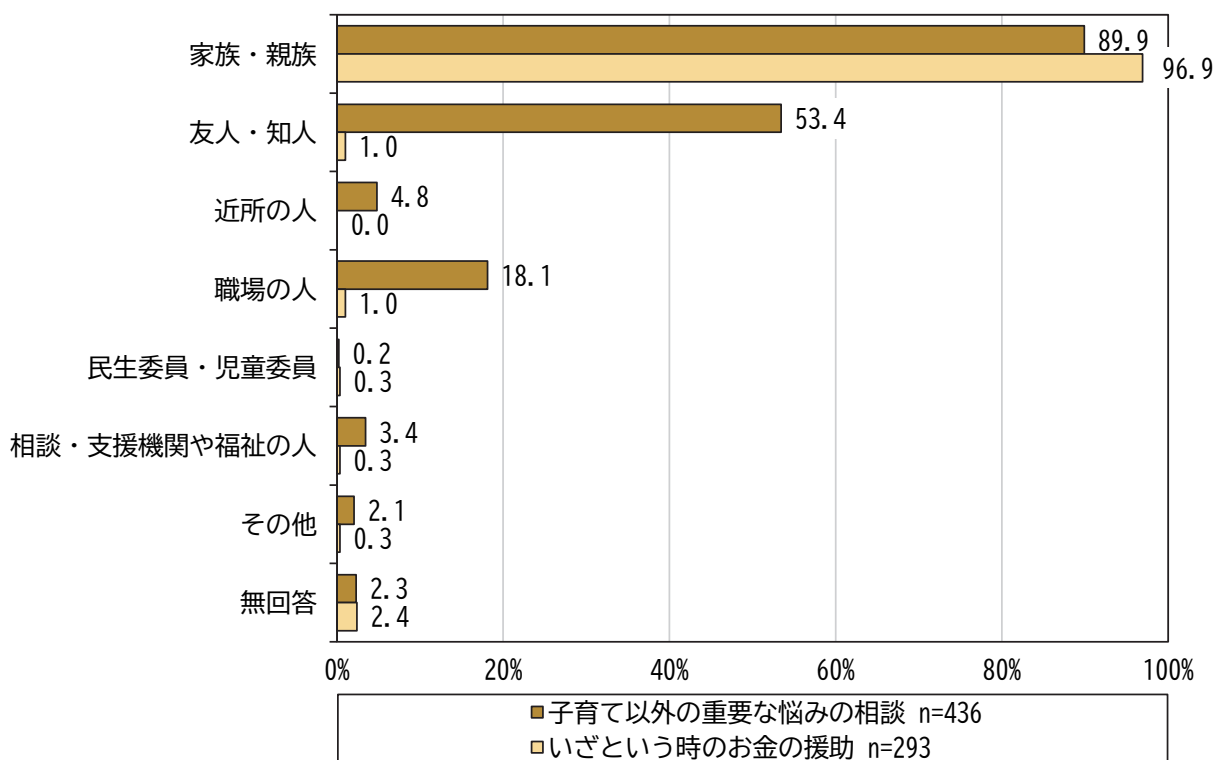
■悩みやお金の援助で頼れる人の有無と相談相手について

悩みやお金の援助で頼れる人の有無については、「子育て以外の重要な悩みの相談」では「頼れる人がいる」が72.3%で最も高く、次いで「そのことでは人に頼らない」が9.5%となっています。「いざという時のお金の援助」では「頼れる人がいる」が48.6%で最も高く、次いで「そのことでは人に頼らない」が25.0%となっています。

【頼れる人の有無】



【相談相手】



第5節 さくらっこ子どもアンケート調査結果

1. 調査の概要

(1) 調査の目的

「第3期さくら市子ども・子育て支援事業計画」策定の基礎資料として、こどもからの意見聴取を目的に実施しました。

(2) 調査対象者

調査区分	対象者数	調査対象	アンケート内容
小学5年生	403人	市内の小中学校に通う小学5年生	さくらっこ子どもアンケート
中学2年生	408人	市内の小中学校に通う中学2年生	さくらっこ子どもアンケート

(3) 実施概要

- 調査地域：さくら市全域
- 調査形式：アンケート調査
- 調査方法：WEB調査
- 調査期間：令和6年10月7日～令和6年10月25日

さくらっこ
子どもアンケートのお願い

みなさんが自分らしく幸せに
成長して暮らしていける
「子どもまんなか社会」
さくら市はその主役となるみなさんと
一緒に作っていきたいと考えています。
みなさんの意見を聞かせて下さい！

回答方法 右のQRコードを読み取って
回答をしてください。

しめきり 10月25日（金曜日）まで

このアンケートでは、
あなたのお名前をお聞きしません。
また、おれがどのように答えたのかは
わかるという仕組みになっていません。
安心してあなたのお考えを率直に
書いてください。
みなさんの意見はさくら市の計画に反映させて
いただきます。

さくら市子ども政務課
【お問い合わせ先】
028-681-1125

(4) 回収結果

調査区分	対象者数	回答方法	回答件数	回収率
小学5年生	403人	WEB	429件	100.0%
中学2年生	408人	WEB	340件	83.3%

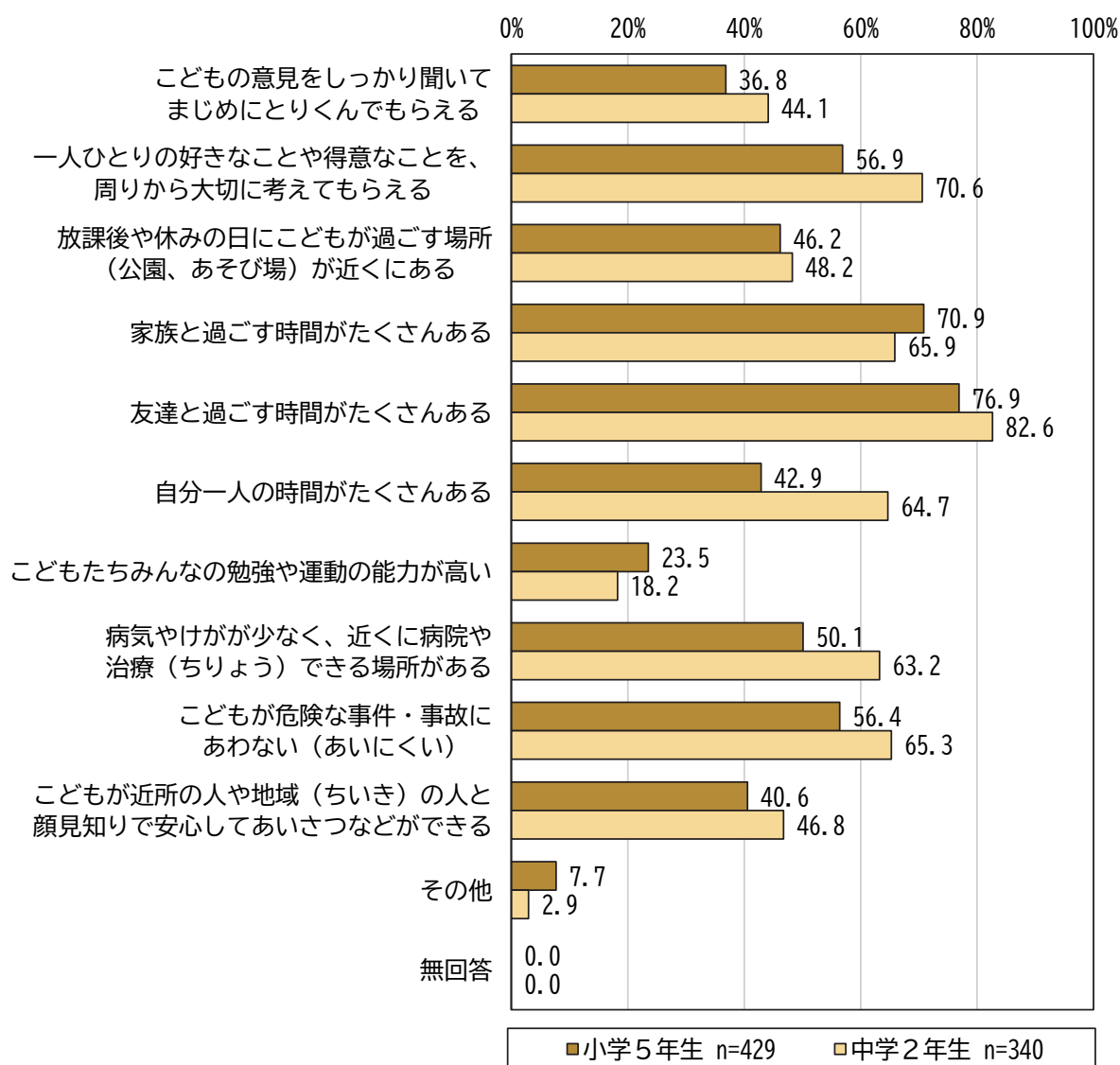
※小学5年生の回答件数が対象者数を上回っているのは、同一人物による複数回答が含まれている可能性があるためです。

2. さくらっこ子どもアンケート調査の結果概要

(1) こどもにとっての「幸せ」の定義

■あなたにとっての「幸せ」とはどういったものかについて

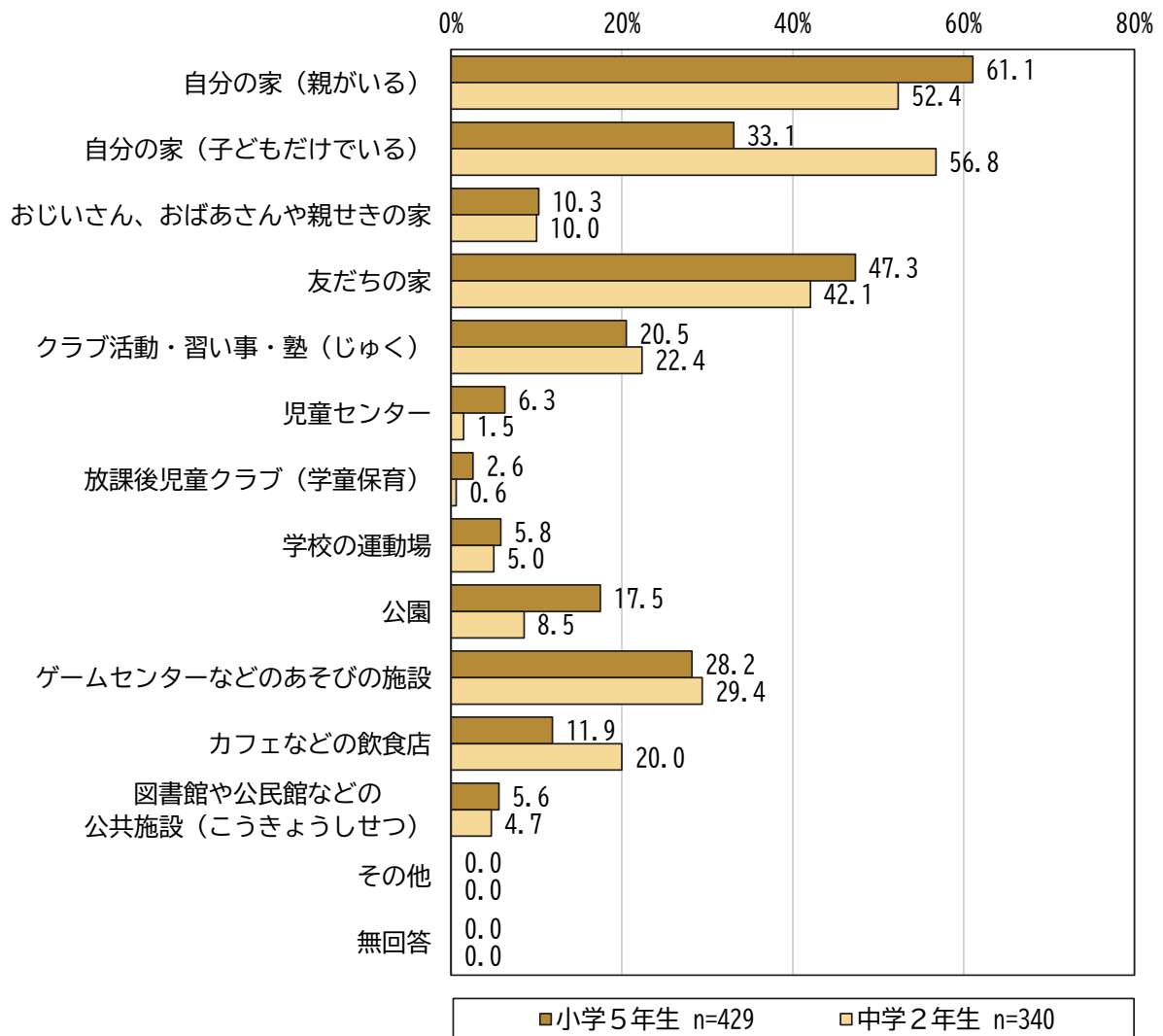
あなたにとっての「幸せ」とはどういったものかについては、小学5年生では「友達と過ごす時間がたくさんある」が最も高く、次いで「家族と過ごす時間がたくさんある」、「一人ひとりの好きなことや得意なことを、周りから大切に考えてもらえる」となっています。中学2年生では「友達と過ごす時間がたくさんある」が最も高く、次いで「一人ひとりの好きなことや得意なことを、周りから大切に考えてもらえる」、「家族と過ごす時間がたくさんある」となっています。



(2) 理想の放課後の過ごし方

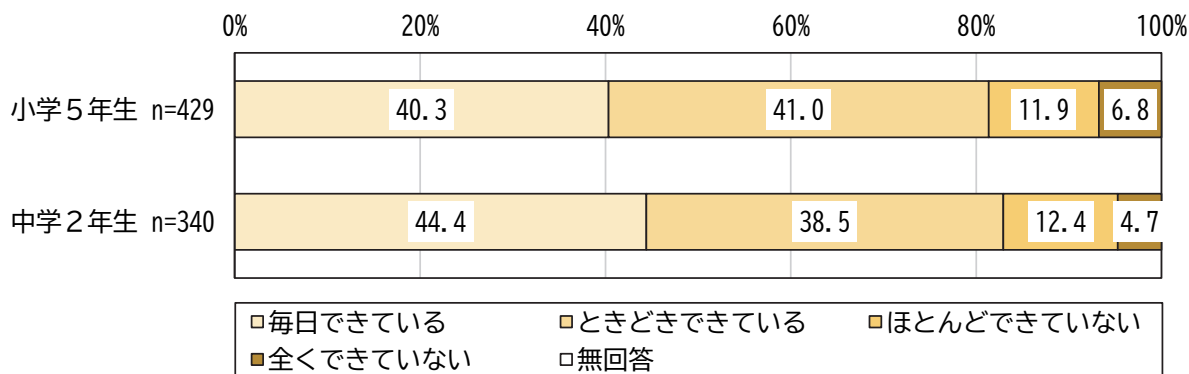
■放課後をどのような場所で過ごしたいかについて

放課後をどのような場所で過ごしたいかについては、小学5年生では「自分の家（親がいる）」が最も高く、次いで「友だちの家」、「自分の家（子どもだけにいる）」となっています。中学2年生では「自分の家（子どもだけにいる）」が最も高く、次いで「自分の家（親がいる）」、「友だちの家」となっています。



■ふだんの放課後に理想の場所で過ごすことができているかについて

ふだんの放課後に理想の場所で過ごすことができているかについては、「ほとんどできていない」、「全くできていない」を合わせた『できていない』の割合が小学5年生で18.7%、中学2年生で17.1%となっています。



(3) 大人に伝えたいこと

■大人に伝えたい意見について（自由記述）

大人に伝えたい意見については、小学5年生では「こどもの意見を聞いてほしい」が26件で最も多く、次いで「遊び場を増やしてほしい」が12件、「大人への感謝の気持ち」が8件となっています。中学2年生では「こどもの意見を聞いてほしい」が21件で最も多く、次いで「交通に関すること」「大人への感謝の気持ち」がともに2件となっています。

また、「特になし」などの無効な回答を除いた有効意見は、小学5年生が92件、中学2年生が34件となっています。

順位	小学5年生		中学2年生	
	意見	件数	意見	件数
1	こどもの意見を聞いてほしい	26件	こどもの意見を聞いてほしい	21件
2	遊び場を増やしてほしい	12件	交通に関すること	2件
3	大人への感謝の気持ち	8件	大人への感謝の気持ち	2件
4	交通に関すること	7件	休日を増やしてほしい	1件
5	自由にさせてほしい	7件	遊び場を増やしてほしい	1件
6	ゲームに関すること	5件	学習に関すること	1件
7	商業施設に関すること	5件	さくら市への要望	1件

第6節 計画策定にあたっての課題

本計画の策定に向けて、教育・保育のサービス内容や量、子ども・子育てに対する現状や今後の意向等を把握するため、令和6年2月、就学前児童の保護者及び小学生児童の保護者を対象にアンケート調査を実施しました（詳細は第2章第4節のとおり。）。

また、令和6年10月、市内小中学生を対象にアンケート調査を実施しました（詳細は第2章第5節のとおり。）。

これらの調査の結果などから、子ども・子育て支援施策の充実に向けて、以下のような課題が考えられます。

1 少子化の対策に向けた取組の推進

本市では、直近の出生数が300人を下回り、少子化が進行している状況です。少子化の進行には、非婚化・晩婚化も影響しており、本市の婚姻率は県平均よりは高いものの減少傾向で推移しています。

少子化の進行を防ぐための取組として、安心した妊娠・出産を迎えるための正しい知識の普及啓発、不妊治療や産前・産後における相談体制の充実なども重要です。子育ての視点においては、民間企業の育児休業制度や短時間勤務制度の取得に対する理解、地域住民による子育て支援など、行政のみならず、子育てに関わる地域・企業・学校など、社会全体で取り組むことが重要です。

2 子育てと仕事の両立に向けた取組の推進

女性就業率の上昇に伴い、共働き世帯が増加しており、その結果、子育てと仕事の両立に困難を抱える家庭も増えていくと考えられます。出産や育児のために一時的に離職する女性の数は減少しており、改善がみられる一方で、依然として男性の育児休業取得率は低く、職場での働き方改革を通じて、男性の育児参加を促進する必要があります。

男女ともに仕事と子育てを両立させながら安心して生活できるように、保育サービスの充実を図るとともに、ワーク・ライフ・バランス*の考え方を社会全体に浸透させることが重要です。

3 持続可能なサービス供給体制の確保

本市における0～14歳人口は減少傾向で推移しており、計画期間である令和11年には5千人を下回ることが予測される中、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の利用者数も将来的には減少していくことが見込まれます。

その一方で、幼児教育・保育の無償化*や家庭環境の変化等により、保育や放課後児童クラブの利用ニーズの増加など、新たな事業利用者の増加も予想されることから、将来的な子育て支援のニーズ量に応じた供給体制を整備・調整していくことが重要です。

4 こどもたちの健やかな成長を守るための取組の推進

少子高齢化の進行、高度情報化に伴う情報格差、虐待など、社会的要因が複合的に重なることで、こどもが置かれている環境も多様化、深刻化しています。あらゆる問題を早期に発見し、適切に対応するためには、行政、保健・医療機関、学校などが連携したネットワークの構築が重要であり、様々な困りごとを抱える児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな対応が求められています。

いじめや不登校、児童虐待、子育ての孤立化などの諸問題に適切に対応するため、こども及び保護者に対する切れ目のない相談・支援体制の充実、未然に防止するための取組が重要です。

5 こどもたちが夢と希望をもち、健やかに育つ社会の実現に向けた取組の推進

保護者の多くは、家庭環境が子育てやこどもの教育に影響すると考えていますが、子育てをめぐる家庭の状況は、障がい、疾病、虐待、貧困、外国籍の家庭など様々であるため、家庭の状況に応じた生活支援、就業支援、養育費の確保に向けた支援など、経済的な支援策の充実による総合的な自立支援の推進が求められています。

家庭における環境は様々であっても、次代を担うこどもたちが、夢と希望を持ち、健やかに育つ社会を実現することが重要です。

6 すべてのこどもが平等な教育機会と健全な成長を享受できる社会の実現

経済的に苦しい家庭が一定数存在する中で、こどもたちが家庭の経済状況によって教育を受ける機会や心身の健全な成長を阻害されることがないようにすることが重要です。

そのため、こどもの生活基盤を安定させるには、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や学習・生活支援などの取組が必要です。

7 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進

子育て支援についてのアンケートによると、子育て支援で力を入れてほしいものでは、就学前児童及び小学生児童の保護者ともに、「子どもが安心して遊べる場所」を求める回答が多い結果でした。すべてのこどもが安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することが自己肯定感などを高め、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で成長することにつながります。

こどもの声を聴き、こどもの視点に立ち、こどもとともに居場所づくりを進めることが重要です。



第3章 計画の基本理念及び施策の展開

第3章 計画の基本理念及び施策の展開

第1節 子ども・子育ての基本理念

本市はこれまで、主要幹線道路へのアクセスもよく自然環境にも恵まれた住みやすい環境であることや、上阿久津台地土地区画整理事業による開発、子育て環境の充実などにより、子育て世代を中心とした人口増が続いてきました。特に全人口に占める15歳未満の人口の割合（年少人口比率）は、平成30年度以降県内1位を維持しており、県内一こどもの割合の多い自治体である本市では、より多様化する子育て支援のニーズに応えることが求められています。

近年では人口の自然減の影響により総人口も減少傾向となっていますが、今後も子育て環境の充実や住みよさの向上を図ることにより、本市が目指す将来像である「健康・里山（身近な自然）・桜（芸術文化含）の小都市（まち）」を実現していくことが重要となっています。

そのためには、こどもの最善の利益・個々の発達を尊重することを前提とし、こどもが家族や幼稚園・保育所（園）・認定こども園・学校、地域の人々など、さくら市に住むすべての人からのやさしさとふれあい、すくすくと育つよう協力していくことが必要です。あわせて、一番身近な存在である保護者への相談や情報提供などの支援、人間形成の重要な時期である乳幼児期の質の高い教育・保育の体制整備なども必要となります。

以上の状況を踏まえ、本計画では、第2期計画の基本理念である『「こどもの笑顔があふれる未来へ」～母になるなら、父になるなら、さくら市で～』を継承することとし、本市に住むすべての人が協力し合い、こどもの笑顔があふれ、子育ての場所として選ばれるさくら市を実現していくため、計画のさらなる発展を推進していきます。

基本理念

「こどもの笑顔があふれる未来へ」

～母になるなら、父になるなら、さくら市で～



第2節 基本目標

本計画の基本理念を実現するために、7つの基本目標を掲げます。

1 地域における子育て・子育ての支援

核家族化の進展、女性就業率の上昇による共働き世帯の増加などにより、保育や放課後児童クラブの利用ニーズが高まっているほか、社会全体での子育てという観点から、こどもの健全育成を図り、家庭や地域の機能を支えるための仕組みを構築していくことが重要です。

そのため、教育・保育サービスや、地域の子ども・子育て支援のサービスについて必要量を確保していくとともに、交流の機会を充実し、身近に相談できる体制の整備や学習機会の充実を図るなど地域における子育てを総合的に支援していきます。

2 援護を必要とする子育て家庭への支援

ひとり親家庭の増加など、家族構成の変化や経済構造の変化などにより、こどもたちが生まれ育つ家庭や環境が大きく変化し、地域や家庭での子育て機能が希薄化してきていることから、すべてのこどもの人権が尊重され、安心して暮らせることが重要です。

そのため、ひとり親家庭や障がいを持ったこどもがいる家庭など、支援が必要な子育て家庭へのサービスの充実に努めるとともに、養育機能が低下している家庭への相談・支援体制の充実を図り、安定した家庭環境づくりを支援していきます。

3 母子保健対策の充実

こどもを取り巻く環境の変化に対応し、こどもを持つことを希望する方が安心してこどもを産み、健やかに育てられるような社会の実現及び環境整備や、母親及び乳幼児の健康増進を図ることが必要です。

そのため、各種健康診査や訪問指導、健康相談、子育て教室等を充実するとともに、核家族・少子化による育児不安を解消するための支援の充実を図ります。

4 職業生活と家庭生活との両立推進

家族構成や社会経済情勢が変化する中、家庭内の子育ての負担感を緩和するためには、家庭における役割分担や、職場内での役割分担を含めた職場環境の見直しが求められています。

そのため、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）についての啓発を行うとともに、仕事と子育ての両立支援に向けて、職場環境の整備や意識啓発など、企業への働きかけを推進します。

5 教育環境の整備

幼児期は、知的・感情的な面や人間関係の面で日々急速に成長し、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期であり、幼児期や小中学校の教育は、その後の生き方を大きく左右する重要なものとなります。

そのため、幼児期の心身の健全な発達に向けた幼児教育の質の向上や、小中学校における良好な教育環境の整備に努めるとともに、家庭や地域と連携しながら教育に携わる体制の充実を図ります。

6 子育てしやすい生活環境の整備

次代に良好な環境を引き継ぐため、行政と地域が一体となって、地域環境の保全・創造を図り、環境に配慮したまちづくりを目指すことが必要です。

そのため、妊婦や乳幼児を連れた方が安心して外出できるような環境整備や交通安全の取組などを推進するとともに、地域と連携した防犯活動など、こどもたちの安全の確保を図ります。

7 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進

こどもの貧困の解消に向けた対策を通じて、すべてのこどもが平等な教育機会と健全な成長を享受できる社会を目指すことが必要です。

そのため、生活困窮世帯への教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援など、こどもの生活基盤の安定を図り、こどもの将来の可能性を広げ、貧困の連鎖を断ち切ることを目指します。

第3節 施策の体系

基本理念	基本目標	施策の方向
～母になるなら、父になるなら、さくら市で～ こどもの笑顔があふれる未来へ	1 地域における子育て・ 子育ての支援	1. 子ども・子育て支援給付に係る需要量の見込み・提供体制の確保の方策 2. 地域子ども・子育て支援事業に係る需要量の見込み・提供体制の確保の方策 3. 地域における子育て支援サービスの充実 4. 児童の健全育成
	2 援護を必要とする子育て家庭への支援	1. 児童虐待防止対策 2. こどもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減 3. ひとり親家庭等の自立支援 4. 障がい児施策の充実 5. 外国籍の家庭や外国につながる子どもへの支援
	3 母子保健対策の充実	1. 妊娠・出産の安全性と快適さの確保 2. 安心した育児とこどもの健やかな成長を支える 3. 食育の推進 4. 思春期保健対策の充実 5. 周産期・小児医療・小児在宅医療の充実
	4 職業生活と家庭生活との両立推進	1. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のための働き方の見直し 2. 仕事と子育ての両立支援の推進
	5 教育環境の整備	1. 次代の親の育成 2. 学校教育環境等の整備 3. 家庭や地域の教育力の向上
	6 子育てしやすい生活環境の整備	1. 良質な居住環境の確保 2. 安心して外出できる環境の整備 3. こどもたちの安全の確保
	7 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進	1. 教育の支援 2. 生活の安定に資するための支援 3. 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援 4. 経済的支援

第4節 教育・保育事業の提供区域

子ども・子育て支援事業計画の策定において、国からは、各自治体における「教育・保育の提供区域」を設定することが義務づけられています。

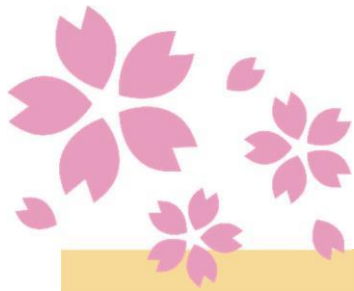
区域の範囲については各自治体の裁量に任されており、さくら市では、通勤・通園などに車を利用する方が多く比較的市内の移動が行われていることや、市内の教育・保育施設*の偏りがあることなどから、より利用者の選択肢が広がり、柔軟に対応ができるよう、教育・保育の提供区域を1区域と設定します。

■教育・保育の提供区域（1区域）



【参考】令和6年4月時点 さくら市の教育・保育施設の状況

教育・保育施設	氏家地区	喜連川地区
公立保育園	1か所、170名	1か所、170名
私立保育園	7か所、794名	
私立認定こども園	2か所、390名	1か所、135名
小規模保育事業*	3か所、42名	
地域子育て支援センター	6か所	1か所
児童センター	2か所	1か所



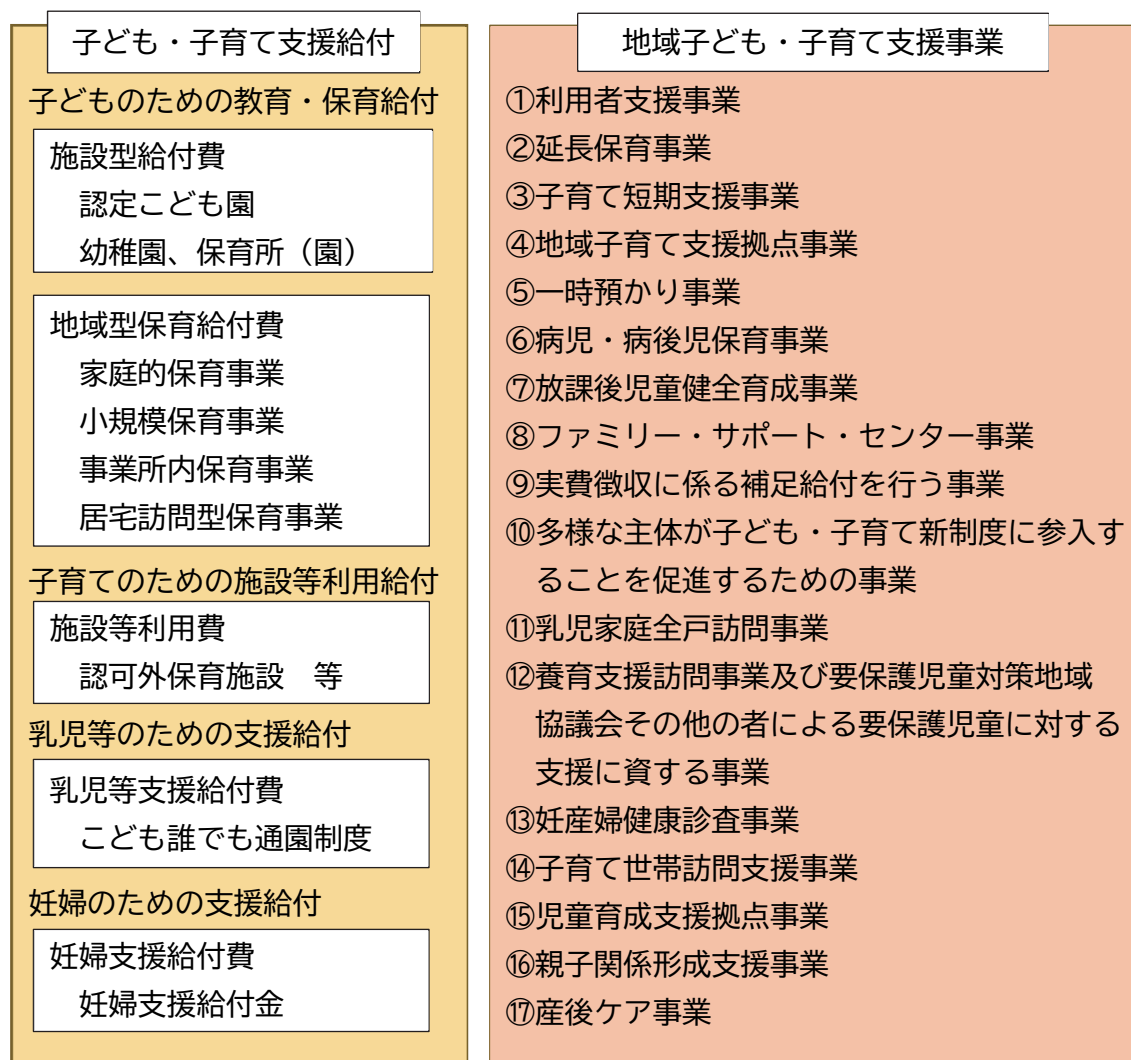
第4章 基本施策の展開

第4章 基本施策の展開

第1節 地域における子育て・子育ての支援

子ども・子育て支援制度による事業は、大きく「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つに分かれます。第4章第1節の「1.」と「2.」及び第2節の「1.」と「2.」、第3節の「1.」の一部では、需要量の見込みや確保方策について定めます。

■子ども・子育て支援制度の全体像



※「需要量の見込み」は、国が示す「量の見込み算出のための手引き」に基づき、ニーズ調査における利用意向等を分析し算出したものです。ただし、手引きによる算出結果が実態と大きく乖離する場合は、過去の実績値を基に独自に算出しています。

1. 子ども・子育て支援給付に係る需要量の見込み・提供体制の確保の方策

(1) 子どものための教育・保育給付

事業内容

幼稚園や保育所（園）、認定こども園等の利用を希望する場合、保護者の就労状況等により、以下の1～3号認定がなされます。

1号認定を受けたこどもに対しては、幼稚園または認定こども園の幼稚園機能が学校教育を提供する事業となります。

2号及び3号認定を受けたこどもに対しては、保育所（園）、地域型保育事業または、認定こども園の保育所（園）機能が保育を提供する事業となります。

■認定区分と提供施設

	0～2歳	3歳以上
<ul style="list-style-type: none"> ●専業主婦（夫） ●短時間の両親共働き （フルタイム×短時間パートタイム パートタイム×短時間パートタイム） ●両親共無業 	/	1号認定 （幼児期の学校教育） 幼稚園、認定こども園
<ul style="list-style-type: none"> ●ひとり親家庭 ●両親共働き （フルタイム×フルタイム フルタイム×長時間パートタイム パートタイム×長時間パートタイム） 	3号認定 （保育の必要性あり） 保育所（園）、 認定こども園、 地域型保育事業	2号認定 （保育の必要性あり） 保育所（園）、 認定こども園等

需要量及び提供体制・確保方策

令和6年4月1日時点において、教育、保育の認定者数に対し提供体制は確保されていますが、育休復帰等により、年度途中の3号認定の入園希望者は年度末まで受入ができない状況です。

また、共働き家庭の増加等により、1号認定（教育）から2号認定（保育）への変更を希望する園児が増加しています。さらに、令和8年度末に閉園する保育所（園）があること、今後も保育ニーズが高まっていくことが見込まれることから、民設民営の保育施設（保育所（園）や地域型保育事業）の整備等を進めていきます。

■提供体制・確保方策

幼児期の学校教育・保育		令和6年度実績（4/1現在）					
		1号	2号		3号		
			学校教育の利用 希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳
量の見込み ①		229	20	738	64	226	214
確保方策 ②	特定教育・保育施設*	304	20	781	116	209	229
	特定地域型保育事業				14	14	14
	上記以外 企業主導型*				3	3	4
	他市町委託	120					
②-①		195	0	43	69	0	33

幼児期の学校教育・保育		令和7年度（1年目）					
		1号	2号		3号		
			学校教育の利用 希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳
量の見込み ①		198	21	749	69	181	236
確保方策 ②	特定教育・保育施設	245	21	829	107	210	228
	特定地域型保育事業				14	14	14
	上記以外 企業主導型				3	3	4
	他市町委託	80					
②-①		127	0	80	55	46	10

幼児期の学校教育・保育		令和8年度（2年目）					
		1号	2号		3号		
			学校教育の利用 希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳
量の見込み ①		176	19	756	70	195	213
確保方策 ②	特定教育・保育施設	247	19	900	116	210	246
	特定地域型保育事業				14	14	14
	上記以外 企業主導型				3	3	4
	他市町委託	80					
②-①		151	0	144	63	32	51

幼児期の学校教育・保育		令和9年度（3年目）					
		1号	2号		3号		
			学校教育の利用 希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳
量の見込み ①		153	17	747	72	199	231
確保 方針 ②	特定教育・保育施設	249	17	829	116	210	228
	特定地域型保育事業				18	18	18
	上記以外 企業主導型				3	3	4
	他市町委託	80					
②-①		176	0	82	65	32	19

幼児期の学校教育・保育		令和10年度（4年目）					
		1号	2号		3号		
			学校教育の利用 希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳
量の見込み ①		137	15	752	74	206	238
確保 方針 ②	特定教育・保育施設	251	15	829	116	210	228
	特定地域型保育事業				18	18	18
	上記以外 企業主導型				3	3	4
	他市町委託	80					
②-①		194	0	77	63	25	12

幼児期の学校教育・保育		令和11年度（5年目）					
		1号	2号		3号		
			学校教育の利用 希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳
量の見込み ①		119	13	737	76	212	248
確保 方針 ②	特定教育・保育施設	253	13	829	116	210	228
	特定地域型保育事業				18	18	18
	上記以外 企業主導型				3	3	4
	他市町委託	80					
②-①		214	0	92	61	19	2

※特定教育・保育施設：認定こども園、保育所（園）、施設型給付*を受ける幼稚園
 特定地域型保育事業：小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育

教育・保育の一体的提供・推進体制

① 質の高い幼児期の学校教育・保育について

こどもの最善の利益を第一に考え、就学前のこどもに関する質の高い教育・保育の総合的な提供を推進するため、幼保連携に関する幼稚園教諭と保育士の合同研修の実施、教育・保育に関する専門性を有する者の配置・確保等に努め、教育・保育の質の向上に努めます。

また、関係機関、関係団体等との連携を図り、職員の意識向上、人材の確保・育成、適正配置に努め、教育・保育サービスの拡充に対応しつつ、質の向上を図ります。

② 幼保小連携の取組の推進について

幼稚園・保育所（園）・認定こども園の幼稚園教諭や保育士が交流事業などを通じ、関係者の共通理解を図ることで一貫した教育・保育の指導を推進します。

また、就学前から小学校への円滑な接続を目指し、幼稚園・保育所（園）・認定こども園・小学校が連携し、5歳児の小学校への体験入学や園児・児童の相互訪問等を通じて、園児・児童の豊かな社会性を育むよう連携を進めます。

(2) 子育てのための施設等利用給付（認可外保育施設等）

事業内容

認可外保育施設や預かり保育などを利用するこどもの保護者の経済的負担軽減のため、施設等の利用料の給付を行います。

■ 認定区分と対象施設・事業

認定区分・年齢	保育の必要性	対象施設・事業
新1号認定 満3歳～5歳	不要	・幼稚園（私学助成園） ・国立大学付属幼稚園 ・特別支援学校幼稚部
新2号認定 満3歳～5歳	必要	・認定こども園・幼稚園の預かり保育事業 ・認可外保育施設、ベビーシッター ・一時預かり事業（幼稚園型を除く） ・病児・病後児保育事業 ・ファミリー・サポート・センター事業
新3号認定 0歳～2歳 非課税世帯のみ	必要	同上

(3) 乳児等のための支援給付（こども誰でも通園制度等）

事業内容

令和6年に政府が導入した新たな子育て支援策の一環で、主に0歳から満3歳未満の乳幼児を対象とした支援制度です。この制度は、保育所（園）などを利用していない乳幼児とその保護者を対象に、地域の子育て施設を通じて適切な遊びや生活環境を提供します。

「こども誰でも通園制度」では、親の就労状況にかかわらず、時間単位で保育施設を利用できるようになります。これにより、家庭内の育児疲れや孤立を防ぎ、こどもたちが同年代のこどもと触れ合う機会も広がります。

需要量及び提供体制・確保方策

令和7年度以降、保育所（園）、認定こども園、小規模保育事業で実施を予定しています。今後需要が拡大した場合は、実施園を増やすよう各施設と調整を図って対応していきます。

■需要量及び提供体制

(単位：人/日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3	3	6	6	6
提供体制	6	6	9	9	9

(4) 妊婦のための支援給付

事業内容

妊婦が安心して妊娠・出産を迎えられるように、妊娠届出時や出生後に給付の届出を行った際に給付金が支給されます。この給付金は、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を目的としています。

2. 地域子ども・子育て支援事業に係る需要量の見込み・提供体制の確保の方策

(1) 利用者支援事業

事業内容

こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を行います。

需要量及び提供体制・確保方策

令和6年度から「こども家庭センター」を氏家保健センター内に設置し、妊娠初期から出産・産後・子育ての期間の切れ目のない支援ができるよう実施しています。その他、こども政策課や各教育保育施設、児童センターなどで必要な支援や相談を実施していきます。

■提供体制

(単位：か所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
提供体制	1	1	1	1	1

実施内容：「母子保健」と「児童福祉」の一体的な相談・支援

実施場所：氏家保健センター内のこども家庭センター



(2) 延長保育事業

事業内容

保育事業を利用している乳幼児の保護者が、就労時間の延長などにより通常の保育時間を超える保育が必要な場合、保育所（園）等での保育時間を延長して乳幼児の預かりを行います。

需要量及び提供体制・確保方策

小規模保育事業、認定こども園を含め全保育施設で実施しており、今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保されています。

■需要量及び提供体制

(単位：人 年間利用実人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	412	400	395	391	383
提供体制	412	400	395	391	383
提供体制（か所）	15	16	16	16	16

■延長保育の実施園

	実施園
公立保育園	たいよう保育園
	わくわく保育園
私立保育園	氏家さくら保育園
	アップル保育園
	第二氏家さくら保育園
	ふれあい保育園
	氏家保育園
	こどもの森 YOU 保育園
	あおぞら保育園
認定こども園	認定こども園きつれ川幼稚園
	認定こども園氏家幼稚園
	認定こども園ヒカリ園
小規模保育事業	ちびっこランドさくら園
	つくし保育園
	ゆうゆうランドさくら園

※令和6年4月時点

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

事業内容

保護者が、疾病、疲労など身体上・精神上・環境上の理由により、児童の養育が困難となった場合に、児童養護施設など適切に保護できる施設において、原則7日以内として養育・保護を行います。

需要量及び提供体制・確保方策

児童養護施設や社会福祉法人の他、里親宅で実施しています。今後も里親等への委託を拡大していく予定であり、今後の量の見込みに対する提供体制は確保されています。

■需要量及び提供体制

(単位：人日/年 年間延べ利用日数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	115	115	115	115	115
提供体制	115	115	115	115	115

■子育て短期支援事業（ショートステイ事業）の実施施設

	実施施設
市内施設	児童養護施設養徳園（児童家庭支援センターちゅうりっぷ）、児童養護施設氏家養護園、こども発達支援センターぴーち、里親
市外施設	済生会宇都宮乳児院（宇都宮市）、児童養護施設きずな（宇都宮市）、母子生活支援施設わかくさ、里親

※令和6年11月時点

(4) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

事業内容

地域子育て支援センターにおいて、子育ての相談や情報提供に応じたり、子育て中の親子の交流、遊び場の提供などを通じて子育てを支援します。

需要量及び提供体制・確保方策

公立保育所（園）1か所、私立保育所（園）2か所、児童センター3か所で実施しています。また、令和6年度中に私立保育所（園）で1か所追加予定であり、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保されています。

■需要量及び提供体制

（単位：人回/月 月間延べ利用回数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	686	659	666	662	660
提供体制（か所）	7	7	8	8	8

■地域子育て支援センター

名称	住所	開設時間	休館日
にこにこサロン （たいよう保育園内）	さくら市松山 796 番地 1	午前9時～午後3時	土日祝日 年末年始 保育園行事日
サンサンサロン （あおぞら保育園内）	さくら市草川 42 番地		
子育て支援YOU （こどもの森YOU 保育園内）	さくら市箱森新田 154 番地 1		
わくわくサロン （アップル保育園内）	さくら市蒲須坂 595 番地 2	午前10時～午後3時	
どんぐりひろば （上松山児童センター）	さくら市氏家 3776 番地 2	午前9時～午後6時	第3日曜日 年末年始
ひまわり （喜連川児童センター）	さくら市喜連川 3936 番地 1		
おひさまひろば （氏家児童センター）	さくら市馬場 96 番地 1		
新設児童センター	令和8年度下半期より開始予定		

※令和6年4月時点

(5) 一時預かり事業

事業内容

保護者が仕事、疾病、用事等の理由により、家庭において保育することが一時的に困難となった乳幼児を、保育所（園）その他の場所において一時的に預かります。

需要量及び提供体制・確保方策

幼稚園における在園児を対象とした一時預かりとして2園、保育所（園）等における余裕活用型9園、一般型2園が実施しています。

ファミリー・サポート・センター事業では、未就学児の預かりや、保護者が就労などで一時的に不在となる際の支援を行っています。さらに、平日の夜間や休日の日中に家庭での保育が一時的に困難になった場合には、児童養護施設での養育・保護を行うトワイライトステイ*事業を実施しています。

これらの実施により、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保されています。

また、今後需要が拡大した場合は、実施園を増やすよう各施設と調整を図って対応していきます。

■需要量及び提供体制

(単位：人日/年 年間延べ利用日数)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	幼稚園における在園児を対象とした一時預かり	2,012	1,958	1,905	1,854	1,803
	その他による利用	425	425	425	425	425
提供体制	一時預かり（幼稚園）	2,012	1,958	1,905	1,854	1,803
	一時預かり（幼稚園以外）	350	350	350	350	350
	ファミリー・サポート・センター	25	25	25	25	25
	トワイライトステイ	50	50	50	50	50
提供体制（か所）	一時預かり（幼稚園）	2	2	2	2	2
	一時預かり（幼稚園以外）	11	11	11	11	11
	トワイライトステイ	8	9	10	11	12

■一時預かりの実施園

	実施園
保育園	公立：たいよう保育園、わくわく保育園 私立：ふれあい保育園、第二氏家さくら保育園、 こどもの森 YOU 保育園、あおぞら保育園
幼稚園・認定こども園	認定こども園きつれ川幼稚園、認定こども園ヒカリ園
小規模保育事業所	ちびっこランドさくら園、つくし保育園、ゆうゆうランドさくら園
ファミリー・サポート・センター	さくら市社会福祉協議会（氏家支部）
トワイライトステイ	児童養護施設養徳園（児童家庭支援センターちゅうりっぷ）、 児童養護施設氏家養護園、こども発達支援センターピーチ、里親

※令和6年4月時点

(6) 病児・病後児保育事業

事業内容

発熱等の急な病気となった児童（病児）や病気回復期の児童（病後児）が、教育・保育施設に通えない場合や、保護者による保育ができない場合に、病院・保育所（園）等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育を行う事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所（園）の医務室等で看護師等が緊急的な対応を行う事業です。

需要量及び提供体制・確保方策

市内保育所（園）5園で在園児を対象とした体調不良児対応型を実施しています。

また、病児対応型として宇都宮市の施設、病後児対応型として矢板市、高根沢町の施設が利用できるよう連携しています。

市内における病児・病後児対応型施設がなく、利用しにくいとの声があるため、市内医療施設と調整を行い、市内における病児・病後児保育の実施についても検討を進めます。

■需要量及び提供体制

(単位：人日/年 年間延べ利用日数)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
提供体制		1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
提供体制 (か所)	病児・病後児対応型	3	3	3	3	3
	体調不良児対応型	7	8	7	7	7

■病児対応型の実施園

実施施設	定員	病児保育時間
病児保育施設 おはなほいくえん (宇都宮市)	1日12名	月曜日から金曜日：午前8時から午後6時まで 土曜日：午前8時から午後1時まで (第2土曜日休園)

■病後児対応型の実施園

実施施設	定員	病後児保育時間
ぴっころ保育園 (矢板市)	1日4名	月曜日から土曜日：午前7時から午後6時まで
こばと保育園 (高根沢町)	1日2名	月曜日から金曜日：午前8時から午後6時まで 土曜日：午前8時から午後1時まで

■体調不良児対応型の実施園

	実施園
保育園	私立：氏家さくら保育園、第二氏家さくら保育園、ふれあい保育園、氏家保育園、あおぞら保育園

※令和6年4月時点



(7) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

事業内容

小学生児童のうち、保護者が共働きである世帯や留守が多い世帯を対象に、児童センターや学校の余裕教室等で、放課後に適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を図ります。

需要量及び提供体制・確保方策

放課後児童健全育成事業は、小学1年生から小学6年生までを対象に、市内全小学校6か所で実施しています。

また、核家族化や共働き化の影響などにより利用者が増加しており、施設の改修、新設、学校施設の利用による対応を行っています。さらに、令和6年度から民設民営の施設整備及び運営事業者の公募を実施し、利用者の増加に対応するとともに、多様なニーズへも対応していきます。

■需要量及び提供体制

(単位：人 児童数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（1～3年生）	600	642	655	693	723
量の見込み（4～6年生）	257	275	283	296	314
量の見込み計	857	917	938	989	1,037
提供体制	932	1,027	1,072	1,117	1,162

■放課後児童クラブの開設場所と時間

開設場所	開設時間
氏家小（児童センター、学校プール管理棟） 押上小（学校余裕教室） 熟田小（学校プール管理棟） 上松山小（児童センター、学校プール管理棟） 南小（放課後児童クラブ施設、学校プール管理棟など） 喜連川小（児童センター）	<ul style="list-style-type: none"> ・通常期（学校開校日）： 授業終了後～午後6時30分 （延長保育有） ・土曜日： 午前7時30分～午後6時30分 ・長期休み等： 午前7時30分～午後6時30分

※令和6年4月時点

放課後児童対策パッケージ

「放課後児童対策パッケージ*」は、政府が少子化対策や子育て支援の一環として策定した施策で、地方自治体を中心となり、その運用を担います。このパッケージは、特に共働き家庭の増加に対応するため、放課後児童クラブやこどもの居場所確保を強化することが目的です。地方自治体は「放課後児童対策パッケージ」を通じ、地域の実情に応じた柔軟な対応を図るとともに、国や県と連携しながら、児童の安全で豊かな放課後環境を整える重要な役割を担っています。

■事業の違い

事業名	対象となる児童	内容
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が共働きの世帯や留守が多い世帯の児童を対象	放課後に適切な遊びや生活の場を与える事業
放課後子ども教室	すべての児童を対象	放課後等に地域住民等の参画を得て、学習や体験・交流活動などを行う事業

さくら市では、以上のことを鑑み下記の通り整備方針を定めました。

市町村が取り組むべき項目	さくら市の方針
放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量ならびに、待機児童*が発生している自治体においては待機児童解消に向けた具体的な方策	健康福祉部と教育委員会で積極的な情報交換・共有を行い、学校施設の活用や学校敷地内への施設整備を行う。また、民間活力導入による効果的な整備・運営を研究し有効活用できる手法を積極的に選択していく。
放課後子ども教室の年度ごとの実施計画	現在実施している2か所を維持する。
連携型または校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量	市内2か所で実施することを検討する。
放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の連携型または校内交流型の推進に関する具体的な方策	健康福祉部と教育委員会で積極的な情報交換・共有を行い、児童同士の交流ができるような取り組みを検討する。
放課後児童対策に係る福祉部局と教育委員会の具体的な連携方策	健康福祉部と教育委員会で積極的な情報交換・共有を行う。
放課後児童クラブに従事する職員に対する処遇改善	放課後児童支援員等に対するキャリアアップ処遇改善などの各種処遇改善事業を継続することで、人材確保をしやすくする。
幼児期から学童期にわたっての切れ目のない育ちの支援	幼児期の終わりという節目が、こどもの育ちの大きな切れ目にならないようにするため、こども家庭センターや教育委員会等の関係者が連携し、認識を共有しながら幼児期から学童期にわたって育ちを保障していく。

(8) ファミリー・サポート・センター事業（就学児童対象部分）

事業内容

仕事と育児の両立を支援し、安心して子育てができるように「子育ての手助けをしてほしい」「子育てのお手伝いをしたい」と思っている方が登録会員となり、お互いが助け合いながら子育てをする家庭を支援します。

利用会員 (子育ての手助けをしてほしい方)	市内在住または在勤で、生後6か月から小学校6年生以下のこどもの保護者
提供会員 (子育ての手助けをしたい方)	市内在住の20歳以上で健康であり、自宅でこどもを預かれる方で、乳幼児・児童の保育に熱意のある方
両方会員	利用会員、提供会員の両方を兼ねる方

※登録料は無料、利用料は1時間600円となり、その他食事代・交通費は別途必要になります。

需要量及び提供体制・確保方策

ファミリー・サポート・センター事業（就学児童対象部分）については、1か所で実施しており、今後の見込み量に対する提供体制は確保されています。

■需要量及び提供体制

(単位：年間利用件数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	100	100	100	100	100
提供体制	100	100	100	100	100

(9) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

世帯の所得状況に応じて、幼稚園や保育所（園）等に対して保護者が支払うべき副食材料費や日用品・文房具等の物品の購入に必要な費用、行事への参加に必要な費用等を助成する事業です。

幼児教育・保育の無償化に伴い、幼稚園（未移行）の低所得世帯における副食材料費が助成対象となりました。令和2年度以降、市内施設においては本事業の対象はありませんが、本市児童が市外の対象施設に入所し、対象となった場合は、副食材料費の助成を行います。

副食材料費以外の部分についても、今後のニーズや国の動向を踏まえ、実施を検討していきます。

(10) 多様な主体が子ども・子育て新制度に参入することを促進するための事業

幼稚園や保育所（園）、地域型保育事業の運営に民間事業者が参入することに関する調査研究や、その他多様な事業者の能力を活用した幼稚園や保育所（園）、地域型保育事業の設置・運営を促進するための事業です。

今後、民間事業者の参入希望や国の動向を踏まえて、事業実施について検討します。

3. 地域における子育て支援サービスの充実

地域開放として子育てランド事業（未就園児の保護者のサロンの場）として、園地・園舎開放や子育て情報の提供、講座、高齢者施設との交流事業を実施します。

また、毎月の「乳幼児相談」、未就学児に対する年間3回の「早期教育相談」、乳児から幼児期への子育て相談や情報提供等を行う「エンゼル講座」などを実施し、身近な子育て相談、支援の場や保護者同士の交流機会の充実を図っていきます。

相談機関へ来づらい方への支援としては、出前による子育て支援講座、家庭訪問による相談対応、相談窓口キッズスペースを設置するなどの対応により支援を行います。

この他、各保育所（園）や児童センターの地域子育て支援センター、保健センター等の各施設や、広報紙、ホームページなどの手段を用いながら相談機関の周知や「さくら市子育てガイドブック」の配布など情報提供を行います。

さらに、市民活動について場の提供や情報提供を行う拠点「市民活動支援センター（さくらいふ）」において、子育てに関する市民活動団体へ支援を行い、市民による子育て支援の充実を推進していきます。

主な関連事業

- ① 幼保連携型認定こども園の地域開放
- ② 身近な子育て相談・支援体制の充実
- ③ 相談機関へ来づらい方への支援
- ④ 子育てガイドブックの配布
- ⑤ 市民活動支援センター事業

4. 児童の健全育成

こどもが地域の中で健やかに成長できるように、児童センターの内容を充実するとともに、子ども会活動を活性化するため、中高生で組織するリーダースクラブによる活動支援を行うなど、ボランティア参画機会の提供を行います。

また、地域でこどもを育てる意識高揚を図るため、小・中・高校生のユースボランティア活動を通して、地域とこどもたちの交流の機会を増やしたり、あいさつ巡回活動などの声かけやあいさつ運動を促進します。

身近な地域でこどもたちの育ちを支援するため、食事提供や学習支援、団らんなどを通して、こどもたちが安心して過ごすことのできる「子どもの居場所づくり」を推進します。

令和8年度には、児童数が増加している南小学校エリアに児童センターを整備し、こどもの居場所の充実を図ります。

主な関連事業

- ①児童館事業
- ②子ども会活動の活性化
- ③地域でこどもを育てる意識高揚
- ④子どもの居場所づくり事業

児童センターとは？

児童センターは、遊びを指導する人（児童厚生員）がいる屋根つきの公園です。児童に健全な遊びを与えて、健康増進や情操を豊かにすることを目的とした施設です。

■児童センター一覧

名称	住所	開設時間	休館日
上松山児童センター	さくら市氏家 3776 番地 2	午前9時～午後6時	第3日曜日 年末年始
喜連川児童センター	さくら市喜連川 3936 番地 1		
氏家児童センター	さくら市馬場 96 番地 1		
新設児童センター	令和8年度開設予定		

※令和6年4月時点

第2節 援護を必要とする子育て家庭への支援

1. 児童虐待防止対策

児童虐待に関する相談を24時間体制で受け付け、適切な対応を行うとともに、関係機関との情報共有に努め、支援の充実及び対応件数増加に応じた体制強化を図ります。

要保護児童対策地域協議会について、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を実施し、支援が必要な子どもや家庭に対する情報の共有や各機関との連携、職員の知識向上を図り、虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努めます。

また、令和6年4月に「こども家庭センター」を開設し、妊娠期から18歳未満までの子どもや家庭に関する専門的な相談支援や訪問等による、切れ目のない継続的なソーシャルワーク*を行っています。

主な関連事業

- ①児童虐待に関する相談体制の充実
- ②要保護児童対策地域協議会
- ③こども家庭センター

こども家庭センターとは？

子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センター*の機能を維持し、児童福祉部門と母子保健部門が連携し、こども・妊産婦・子育て家庭に対して、継続して一体的な支援を行います。

■相談窓口一覧

機関	電話
さくら市こども家庭センター	028-616-3714
さくら市こども家庭センター（休日・夜間・緊急時）	090-2640-9364
栃木県県北児童相談所	0287-36-1058
児童相談所虐待対応ダイヤル（全国共通）	189（24時間対応）

※令和6年4月時点

(1) 子育て世帯訪問支援事業

事業内容

家事や子育てに関する不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーなどがいる家庭に対して、訪問支援員が居宅を訪問します。支援員は家庭が抱える不安や悩みに耳を傾け、家事や育児の支援を提供することで、家庭環境や養育環境の整備を促します。これにより、家庭内のストレスを軽減し、虐待リスクの高まりを未然に防止することを目指します。

需要量及び提供体制・確保方策

子育て世帯訪問支援事業については、今後の見込み量に対する提供体制は確保されています。家事・育児支援の多様なニーズに応えるため、訪問支援員の質を保障する必要があります。研修等を実施し、家庭が抱える不安や悩みに寄り添った支援ができる訪問支援員の確保を行います。

■需要量及び提供体制

(単位：人日/年 年間延べ利用日数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	63	77	76	88	86
提供体制	63	77	76	88	86



(2) 児童育成支援拠点事業

事業内容

家庭や学校などの既存の場所以外で、こどもたちに安心できる居場所を提供することを目的とした支援事業です。特に、貧困世帯や不登校、家庭環境に課題を抱える児童を対象にしており、生活習慣のサポートや学習支援、メンタルケア、食事の提供など幅広い支援を行います。

需要量及び提供体制・確保方策

民間主体による整備を行い、支援が必要なこどもへ安心できる居場所の提供を実施します。

実施にあたっては、市や民間事業者だけでなく、民生委員・児童委員や地域共生センターSAKUTOMO、児童家庭支援センター等と連携し、広く事業の周知を行い、支援が必要なこどもの把握に努めていきます。

■需要量及び提供体制

(単位：人 年間利用実人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	11	14	17	19
提供体制	0	20	20	20	20

(3) 親子関係形成支援事業

事業内容

保護者やそのこどもが子育てに関する悩みや不安を抱えている場合、講義やグループワーク等を通じて、児童の心身の発達や状況に応じた情報の提供、相談、助言を実施します。また、保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有できる場を設け、情報交換ができるようにします。これにより、親子間の適切な関係性の構築を図ります。

需要量及び提供体制・確保方策

親子関係形成支援事業については、今後の見込み量に対する提供体制は確保されています。

■需要量及び提供体制

(単位：人 年間利用実人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	10	10	13	13	16
提供体制	10	10	13	13	16



2. こどもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減

(1) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

事業内容

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に、乳児訪問相談員（保健師等）が訪問し、子育ての孤立化を防ぐために不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握・調整を行います。

需要量及び提供体制・確保方策

乳児家庭全戸訪問事業については、実施要領に基づき、対象となる乳児のいるすべての家庭を訪問します。特定妊婦*からの関わりや出産後の育児不安等がある方には、保健師・助産師による再訪問や乳幼児相談・教室等への勧奨により支援を行います。

また、自宅や里帰り先の市町村に依頼する等の対応で実施率 100%を目指します。

■需要量及び提供体制

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	285	282	282	281	280
提供体制（実施率：％）	100	100	100	100	100
実施体制（動員職員数）	専従看護師2 保健師 助産師	専従看護師2 保健師 助産師	専従看護師2 保健師 助産師	専従看護師2 保健師 助産師	専従看護師2 保健師 助産師

(2) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童に対する支援に資する事業

事業内容

児童虐待や育児不安を抱えているなど、養育支援が特に必要とされる家庭を対象に、保健師、家庭相談員などが訪問し、育児不安の軽減および養育能力を向上させるための支援や相談を行います。

需要量及び提供体制・確保方策

特定妊婦や養育困難家庭は増加しており、育児に関する技術指導や養育者の精神的サポートのニーズが高まっています。それぞれの家庭の状況に応じた訪問支援を行います。

■需要量及び提供体制

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	36	36	36	36	36
提供体制（実施率：％）	100	100	100	100	100
実施体制（動員職員数）	家庭相談員 保健師	家庭相談員 保健師	家庭相談員 保健師	家庭相談員 保健師	家庭相談員 保健師

3. ひとり親家庭等の自立支援

母子・父子自立支援員等が児童扶養手当現況届の提出時に、相談機関について周知し、ひとり親家庭等の自立支援につなげていきます。また、父子家庭についても福祉貸付制度の推進等により、同様に支援体制を充実していきます。

主な関連事業

- ①ひとり親家庭等に対する相談体制の整備
- ②母子父子自立支援事業
- ③自立支援教育訓練給付金等事業
- ④高等職業訓練促進給付金等事業
- ⑤高等学校程度認定試験合格支援事業
- ⑥養育費に関する公正証書等作成支援事業

4. 障がい児施策の充実

市内全保育所で実施している障害児保育事業について、障がいの程度に応じて保育士の加配経費等に対し補助を行い、受け入れを支援します。また、発達障がい*などの軽度な障がい児についても、軽度障害児保育事業として保育施設に補助を行い、受け入れを支援します。

市内の6か所で実施している放課後児童クラブでの障がい児の受け入れについては従来通り継続していくとともに、市内5か所の障がい児通所施設、並びに市内3か所の日中一時支援施設の周知、支援を図ります。

さらに、相談支援事業や乳幼児健診における早期発見や支援などの相談体制の整備や、地域自立支援協議会において各関係機関との連携を図るとともに、聴覚障がいの早期発見・早期療育を目的に新生児聴覚検査の費用助成を行うなど、障がいをもつ児童と家族を総合的に支援していきます。

主な関連事業

- ①障害児保育事業
- ②放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れ
- ③障がい児の通所支援等
- ④障がいに関する相談体制の充実
- ⑤新生児聴覚検査助成事業
- ⑥軽度障害児保育事業

5. 外国籍の家庭や外国につながる子どもへの支援

国際化の進展に伴い、海外から帰国した子どもや外国人の子ども、両親が国際結婚の子どもなどの外国につながる子どもの増加が見込まれることを踏まえて、必要な支援を行っていきます。

特に、言語や慣習の違いで生活に困難やとまどいを抱える人も多いことから、生活相談の充実や多言語による生活情報の提供を行い、誰もが安全・安心して暮らせるまちづくりを推進していきます。

主な関連事業

- ①外国人生活情報ガイドブックの配布
- ②外国語母子健康手帳の交付
- ③日本語教室の実施
- ④小・中学校における外国語支援員の配置
- ⑤外国語による情報提供

第3節 母子保健対策の充実

1. 妊娠・出産の安全性と快適さの確保

(1) 妊娠・出産に関する支援

地域で母子が安心・安全に生活できるようにするためには、地域での妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援が必要となります。妊娠・出産・産後における母子保健サービスの充実を図るために、情報提供だけでなく、妊娠中から特定妊婦等ハイリスク妊婦の把握に努め、出産に向けたきめ細やかな支援を実施し、地域での仲間づくりや医療機関との連携を強化していきます。

主な関連事業

- ①母子健康手帳交付時の面接と相談体制の充実
- ②特定妊婦などの把握と支援の充実
- ③マタニティ個別レッスンの実施
- ④妊産婦医療費助成の実施
- ⑤妊娠・出産包括支援事業

(2) 妊婦健康診査事業

事業内容

妊娠中の異常を早期に発見し、適切な治療や保健指導を行い、安全な分娩と健やかな児の出産を支援するために実施します。また、妊婦健康診査未受診はハイリスク要因とし、虐待防止対策として妊婦健康診査受診を勧奨しています。

需要量及び提供体制・確保方策

母子健康手帳交付時に、妊婦健診受診票 14 枚を交付しています。

■需要量及び提供体制

(単位：人回 年間延べ受診回数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3,990	3,948	3,948	3,934	3,920
提供体制（実施率：％）	100	100	100	100	100

(3) 不妊治療費助成事業

不妊治療をしている夫婦に対して経済的負担の軽減を図るために、保険適用および保険適用外医療費の助成をしていきます。

主な関連事業

①不妊治療費助成事業

(4) 産後ケア事業

事業内容

出産後の女性が心身の回復を図るために提供される支援プログラムです。この事業は、主に育児や家庭生活に伴う不安やストレスを軽減し、母子の健康をサポートすることを目的としています。

具体的には、産後ケア施設での宿泊型やデイサービス型、居宅を訪問して行うアウトリーチ型のサポートが行われます。専門のスタッフが常駐し、母親に必要な休息や栄養管理、個別のニーズに応じた育児のアドバイスを受けることができます。

需要量及び提供体制・確保方策

産後ケア事業については、今後の見込み量に対する提供体制は確保されています。

■需要量及び提供体制

(単位：回 年間延べ利用回数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	570	564	564	562	560
提供体制	600	600	600	600	600

2. 安心した育児とこどもの健やかな成長を支える

(1) 産婦健康診査・乳幼児健康診査・相談等

近年、母子を取り巻く環境が複雑に変化しています。子育てにおいても、児の発達・発育のみならず生活習慣・育児環境等悩みが多様化しています。産婦健康診査・乳幼児健康診査・相談・教室等の一連の事業を通して、産後うつ*の予防や育児不安等の軽減を図るとともに、こどもの心身の健やかな発達の促進のために実施します。また、乳幼児健康診査未受診者等ハイリスク者に対しては、受診勧奨や家庭訪問を行ったり、関連機関等と連携しフォローにつなげる等、乳幼児の健康およびその家族のすこやかな育児環境の確保に努めます。

主な関連事業

- ①産婦健康診査
- ②乳児健康診査（新生児聴覚検査・1か月児健康診査・先天性股関節脱臼検診・4か月児健康診査・10か月児健康診査）
- ③幼児健康診査（1歳6か月児健康診査・3歳6か月児健康診査・5歳児健康診査）
- ④乳幼児歯科健診（2歳6か月児歯科健診）
- ⑤乳幼児健康診査未受診者対策
- ⑥要精密検査児への医療費助成
- ⑦育児・栄養相談指導の充実（乳幼児相談・すくすく計測）

(2) 育てにくさ解消の支援

少子化や核家族化、雇用形態の多様化などの社会構造の変化に伴い育児に取り組む親の孤立化がみられます。ライフスタイルや価値観の多様化に合わせて、柔軟な育児の考え方を構築し、女性のみならず男性に対しても、親となる準備段階を含めたライフステージを通じた支援を行う必要があります。

また、「育てにくさ」の様々な背景の中に、発達障がいを含めた障がいや疾病が潜む場合があります。乳幼児健診、各種教室等の母子保健事業を通して、こどもの状態を的確に把握することに努め、保育・教育・福祉などとの連携を行いながら確実に経過を把握し、必要が生じた場合には遅れることなく支援に結びつけます。

主な関連事業

- ①訪問指導（新生児・低体重児・未熟児、乳幼児）
- ②親子支援事業
- ③就学支援事業
- ④障害児早期支援事業

(3) 予防接種実施の推進

予防接種実施に関する情報の周知徹底を図り、乳幼児健診・相談等を通じて指導します。未接種者に対しても個別に接種勧奨を行います。

主な関連事業

- ①情報の周知徹底（健診時の個別案内・乳児家庭全戸訪問での予診票配布・予防接種及びこどもの健康カレンダーの配布・広報及びホームページへの掲載）
- ②予防接種未接種者対策
- ③任意予防接種費用の助成

3. 食育の推進

さくら市第3次食育推進計画（令和7年3月施行）に基づいて、離乳食等の指導や栄養相談、小学生の親子を対象とした「親子の食育教室」の実施など、食育*の推進を図っていきます。

主な関連事業

- ①乳幼児健康診査・相談における栄養指導
- ②離乳食教室
- ③栄養相談
- ④保育所・幼稚園・認定こども園・学校との連携
- ⑤食生活に関する知識の普及啓発

4. 思春期保健対策の充実

10代の自殺や児童虐待への対策など、複雑多岐にわたるアプローチが求められており、養護教諭や校医だけでなく、スクールソーシャルワーカーや産婦人科医、助産師など地域の様々な関係者の協力のもと、教育機関の場に関わる仕組みづくりを検討していきます。また、教育機関と行政との間での情報共有や管理をどのように支援につなげるか検討することが必要です。

主な関連事業

- ①学校との連携
- ②関係機関とのネットワークづくり
- ③思春期相談・教育

5. 周産期・小児医療・小児在宅医療の充実

周産期医療、小児医療および在宅医療は、県医療計画に基づき整備を行っています。医療計画で収集した指標を活用しながら地域のニーズや特性を把握して、県・近隣自治体・医療機関と連携をし、さらなる充実を図るとともに、本市の医療に関する取組の周知徹底を図ります。

主な関連事業

- ①日曜祝日当番医事業、塩谷地区夜間診療室の周知徹底
- ②とちまる救急安心電話相談のリーフレット配布
- ③適正受診についての広報
- ④児童医療費助成の実施

第4節 職業生活と家庭生活との両立推進

1. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のための働き方の見直し

男女共同参画情報紙等を市内企業に配布するほか、市民向けには、男女共同参画講座や働き方改革セミナー・相談会の開催や、男女共同参画情報紙の配布などにより男女共同参画の推進を図ります。また、令和5年度に策定した「第5次さくら市男女共同参画計画」に基づき、ワーク・ライフ・バランスの推進に努めていきます。

主な関連事業

- ①企業・労働者への意識啓発
- ②市民への意識啓発

2. 仕事と子育ての両立支援の推進

父親の子育てに関する講座、父子料理教室等の実施により、父親の子育てや家事への参加を促進するとともに、育児・介護休業制度や再雇用特別措置の周知のための企業向けセミナーを開催するなど、企業・地域・家庭など様々な場面における両立支援を実施していきます。

主な関連事業

- ①父親の育児参加促進
- ②育児・介護休業制度の周知
- ③再雇用特別措置の周知
- ④様々な場面における両立支援

第5節 教育環境の整備

1. 次代の親の育成

保育所（園）や認定こども園、児童センターにおいて、中・高校生の職場体験学習などを通して乳幼児とのふれあいの場を設けていきます。

また、子育てに不安や負担を感じている保護者に対し、子育ての相談や情報提供を図るため、子育てサポーターの養成・配置についても検討していきます。

主な関連事業

- ①中・高校生の乳幼児ふれあい体験
- ②子育てサポーターの養成・配置

2. 学校教育環境等の整備

小学校の行事に園児や保育者が参加するなど、地域的な交流を進めるとともに、幼稚園・認定こども園・保育所（園）などにおける幼児期の教育と、小学校における学校教育の連携を深め、一人ひとりの生きる力の育成を目指した学校教育を充実していきます。

また、子どもたちが安心して学ぶことができるように、学校施設の安全対策として防犯カメラを複数台設置し、外部からの侵入を抑制しており、今後も必要な整備・充実を図っていきます。

主な関連事業

- ①幼稚園・認定こども園・保育所（園）と小学校との連携

3. 家庭や地域の教育力の向上

家庭教育オピニオンリーダーなどの、家庭教育支援や子育て支援を実践する人材を育成するとともに、地域と学校を結ぶコーディネーターや学校支援ボランティアを育成します。

また、保護者や地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会制度の導入により、地域の力を学校運営に生かす、地域とともにある学校づくりを推進します。

主な関連事業

- ①家庭教育オピニオンリーダーの養成
- ②地域と学校を結ぶコーディネーター・学校支援ボランティアの育成
- ③親子による交流・自然体験学習
- ④学校運営協議会制度の導入

第6節 子育てしやすい生活環境の整備

1. 良質な居住環境の確保

子育て世帯を含む市民に対し、市で管理する公営住宅について、転居等により入居可能となった住宅を広報紙等により情報提供を行います。

主な関連事業

- ①公営住宅の情報提供

2. 安心して外出できる環境の整備

歩道整備の際には、段差などが障がい者やベビーカー、自転車の通行の妨げにならないよう配慮し、公共施設の整備では、施設の利用者が快適に利用できるよう、諸基準に照らして整備を促進します。都市公園については、栃木県の「ひとにやさしいまちづくり条例」の整備基準に適合したバリアフリー*化された公園が整備されています。

また、交通安全指導員や警察と連携し、交通安全教室を計画的に実施できるよう連携を深めていきます。

さらに、塾や習い事の送迎の負担を軽減するために、低料金で小・中学生が単独で利用できるデマンド交通を運行します。

主な関連事業

- ①バリアフリー化された歩道
- ②子育てに優しい公共施設の整備
- ③公共施設等のバリアフリー化
- ④交通安全教室
- ⑤デマンド交通事業

3. こどもたちの安全の確保

防犯機器の配布、一般家庭や事業所に協力をいただいて実施している「こども 110 番の家」の設置、通学路の点検などにより、こどもの安全確保に努めるとともに、自主防犯団体のネットワークが構築されるよう、協力、支援を行い、地域の中の防犯活動の促進を図っていきます。

また、各学校において、児童生徒がソーシャルメディアの危険性を学ぶための講演会や研修会を実施するなど、こどもを取り巻く有害環境対策についても推進していきます。

主な関連事業

- ①防犯指導
- ②さくら市通学路交通安全プログラムに基づく通学路の点検・安全確保
- ③防犯機器の配布
- ④こども 110 番の家
- ⑤防犯ネットワーク
- ⑥防犯灯整備
- ⑦こどもを取り巻く有害環境対策の推進



第7節 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進

1. 教育の支援

市の子どもの生活状況調査（以下「市調査」という。）によると、こどもに将来どの段階まで進学してほしいかについて、保護者の希望に対し現実が低下する傾向がみられ、「家庭の経済的な状況から考えて」と答えた保護者が11.5%います。

また、令和2年度に国（内閣府）で行った「子供の生活状況調査（以下「内閣府調査」という。）」によると、生活に困窮している世帯ほどこどもの勉強の理解度が低下し、大学までの進学を希望するこどもの割合も低下する相関関係が見て取れます。

困難を抱えるこどもたちが、学ぶことを通じて自己肯定感を高め、環境や経済的な理由によって進学をあきらめることがないように、学習や進学を支援することが必要です。

主な関連事業

- ①生活困窮世帯学習・生活支援事業
- ②児童生徒就学援助事業
- ③学校ICT管理事業
- ④スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用事業
- ⑤さくら市・斎藤奨学金事業
- ⑥児童育成支援拠点事業

2. 生活の安定に資するための支援

市調査によると、過去1年間に、家族が必要とする食料や衣服の購入に困窮したことがあると答えた保護者が約10%おり、子育て世帯の困窮状況が伺えます。

また、内閣府調査によると、生活に困窮している世帯ほど、こどもの生活習慣の乱れが強くなる傾向にあり、こどもの自己肯定感が低くなる傾向や、こどもの生活の不安定さにつながりかねない状況がみられます。こどもの心身の健全な成長を確保するため、親の妊娠・出産期から、生活困窮を含めた家庭内の課題を早期に把握し、切れ目ない支援を継続していくことが必要です。

こども家庭センターを中心に、妊娠・出産期から相談支援を開始し、保護者を生活や就労等の各種支援へつなげるとともに、妊産婦支援事業等の母子保健事業を通して、困難や悩みを抱える家庭の早期把握に努め、支援を行います。

さらに、様々な事情を抱えるこどもが、安心して過ごせる居場所を安定的に運営できるよう支援します。

主な関連事業

- ①妊産婦医療費助成事業
- ②女性支援相談及び母子父子自立支援事業
- ③利用者支援事業
- ④妊娠・出産包括支援事業
- ⑤養育支援訪問事業
- ⑥乳幼児健康診査事業
- ⑦乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
- ⑧妊産婦健康診査事業
- ⑨子ども食堂など子どもの居場所づくりを行う団体への支援
- ⑩子育て世帯訪問支援事業
- ⑪児童育成支援拠点事業
- ⑫親子関係形成支援事業
- ⑬支援対象児童等見守り強化事業

3. 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

市調査によると、現在の暮らしの状況をどのように感じているかについて、「苦しい」と「大変苦しい」を合わせた『苦しい』と答えた割合が27.0%となっており、子育て世帯の困窮状況が伺えます。

また、内閣府調査によると、こどもの養育費を確保しているひとり親世帯は少なく、安定した生活のために支援が必要です。ひとり親については収入が低い世帯が多く、収入を増やすために資格取得等の支援を行う必要があります。

主な関連事業

- ①女性支援相談及び母子父子自立支援事業
- ②ひとり親家庭自立支援給付金事業
- ③母子生活支援事業
- ④ひとり親家庭への放課後児童クラブやショートステイ、ファミリー・サポート・センターなどの利用料減免
- ⑤被保護者就労支援事業
- ⑥生活困窮者自立相談支援事業

4. 経済的支援

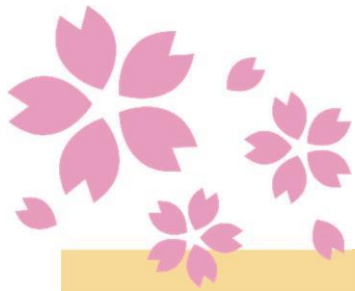
市調査によると、悩みやお金の援助で頼れる人の有無については、子育て以外の重要な悩みの相談を頼れる人の割合は多くいるものの、いざという時のお金の援助で頼れる人の割合は減少する傾向があります。

本市の児童扶養手当の状況をみると、増減はあるものの減少傾向にあります。令和6年度の受給者数は392人となっています。

複合的に問題を抱える家庭や準要保護世帯・ひとり親世帯に対し、生活の安定に向けた給付事業や、個々の状況に応じた経済的支援を提供する体制を整備していくことが必要です。

主な関連事業

- ①児童扶養手当支給事業
- ②ひとり親医療費助成事業
- ③養育費に関する公正証書等作成支援事業
- ④利用者支援事業（児童福祉）及び家庭児童相談室事業
- ⑤住宅確保給付金
- ⑥生活困窮者家計改善支援事業



第5章 推進体制

第5章 推進体制

第1節 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

計画の実現にあたっては、行政だけで目標とする子育て環境をつくりだすのではなく、さくら市全体として、子ども・子育て支援に取り組むことが求められています。

そのため、家庭をはじめ、保育所（園）や幼稚園等の施設、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携・協働により取り組んでいきます。

2. 家庭や地域、事業者の役割分担

計画を進めていくにあたって、それぞれの役割分担は次の通りとなります。

家庭の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○こどもに基本的な生活習慣を定着させましょう。 ○こどもの自立心を育てましょう。 ○こどもに社会のルールを身につけさせましょう。 ○家庭を大切にし、協力して子育てをしましょう。 ○こどもの成長に応じた接し方をしましょう。 ○子育てを前向きにとらえましょう。
地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○こどもをあたたく見守りましょう。 ○こどもの居場所をつくりましょう。 ○地域で人のつながりを深めましょう。
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○子育てしやすい職場環境をつくりましょう。 ○職場見学や体験学習を受け入れましょう。 ○地域との関わりを深めましょう。
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○ニーズに適した事業の取組を検討・推進していきます。 ○こどもが健やかに成長し、安心して子育てができる環境を推進していくために、関係者間の緊密な連携・協働に努めます。

3. 情報提供・周知

本計画の進捗状況や市内の多様な施設・サービス等の情報を、広報紙やインターネット、パンフレット、子育てアプリ等の作成・配布等を通じて、市民への周知・啓発に努めます。

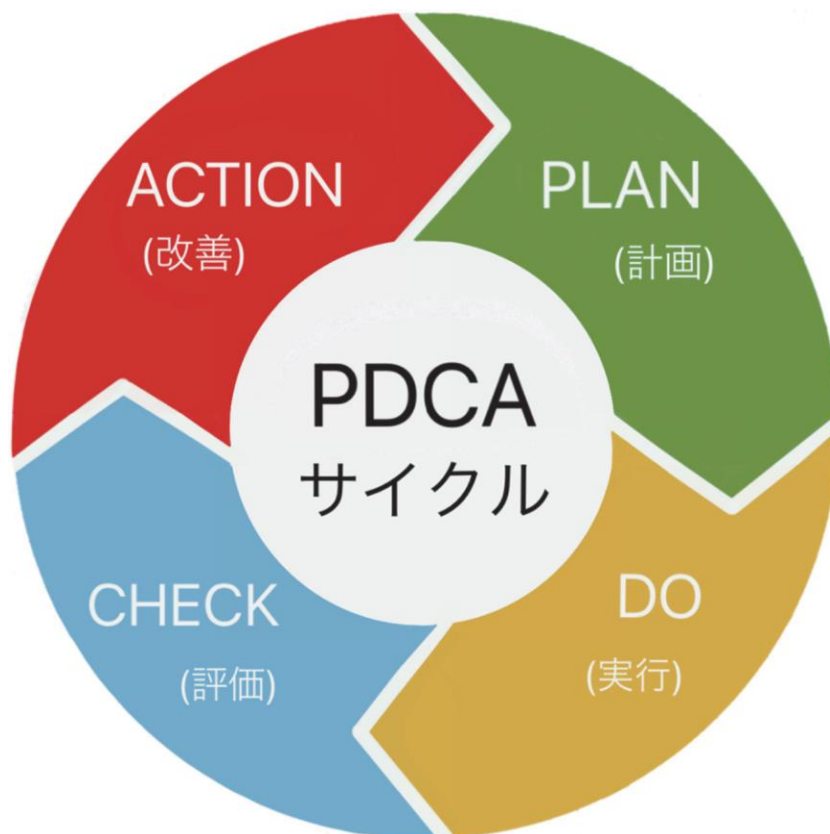
4. 広域調整や県との連携

子ども・子育てに関する制度の円滑な運営を図るためには、こどもや保護者のニーズに応じて、保育所（園）や幼稚園等の施設、地域子ども・子育て支援事業等が円滑に供給される必要があります。その中で、保育の広域利用、障がい児への対応など、市の区域を越えた広域的な供給体制や基盤整備が必要な場合については、周辺市町や県と連携・調整を図り、今後もすべての子育て家庭が安心して暮らせるよう努めていきます。

第2節 計画の評価・検証

本計画が的確に実施されるように管理するとともに、各種サービス等について需要と供給のバランスがとれているかを把握するため、毎年度「子ども・子育て会議」において計画の進捗状況を審議し、評価します。また、会議において計画と実績の評価をもとに、計画見直しの必要性について検討します。

計画の見直しが必要となった場合は、速やかに見直し計画を策定し、各事業の実施を推進することとします。





資料編

資料編

1 さくら市子ども・子育て会議

さくら市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 27 日条例第 29 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、さくら市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員25人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援（以下「子ども・子育て支援」という。）

に関し学識経験のある者

(2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(3) 子ども・子育て支援に関する関係団体の推薦を受けた者

(4) 子どもの保護者

(5) 公募による市民

(6) 関係行政機関の職員

(7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議並びに会長及び副会長がともに欠けたときの会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協力の要請)

第6条 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部こども政策課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

さくら市子ども・子育て会議委員名簿

令和6年4月1日時点

番号	区分	氏名	団体名等	
1	子ども・子育て支援に 関し学識経験のある者	佐野 朝男	元市幹部職員 (児童課長歴任)	
2	子ども・子育て支援に 関する事業に従事する者	君島 清美	公立保育園長 代表 (たいよう保育園 園長)	
3		柏木 宏子	民間保育園長 代表 (第二氏家さくら保育園 園長)	
4		坂本 好孝	民間保育園長 代表 (氏家保育園 園長)	
5		中山 早苗	認定こども園 代表 (氏家幼稚園 園長)	
6		加藤 則夫	地域型保育事業 代表 (つくし保育園 園長)	
7		田中 耕一	さくら市社会福祉協議会 会長	
8		片桐 洋史	児童家庭支援センター ちゅうりっぴ 副センター長	
9		若倉 健	子どもの学習支援事業者 (特定非営利活動法人こころのバトン理事長)	
10		鈴木 久美子	上松山児童センター センター長	
11		櫻井 由美子	氏家児童センター センター長	
12		和久 賢次	喜連川児童センター センター長	
13		福田 敦子	南小学童保育センター センター長	
14		大橋 堅固	市民活動団体さくら会	
15		子ども・子育て支援に 関する関係団体の推薦を 受けた者	笠井 勇一	民生委員児童委員協議会連合会 会長
16			齋藤 孝之	小学校校長会 会長 (さくら市立上松山小学校 校長)
17	木下 弘子		家庭教育支援オピニオンリーダー 代表 (コンチの会 会長)	
18		岡崎 真紀	さくら市教育委員会 教育委員	
19	子どもの保護者	西村 歩	保育園保護者会長 代表 (わくわく保育園保護者会 会長)	
20		森 丈	認定こども園PTA会長 代表 (きつれ川幼稚園PTA会長)	
21	公募による市民	平野 洋一	特定非営利活動法人子育て支援塾 代表	
22	関係行政機関の職員	高野 朋久	さくら市健康福祉部長	
23		竹田 和弘	さくら市こども家庭センター センター長	

※敬称略

2 さくら市子ども・子育て支援事業計画庁内検討委員会

さくら市子ども・子育て支援事業計画庁内検討委員会設置規程

令和6年6月6日訓令第17号

(設置)

第1条 さくら市子ども・子育て会議条例（平成25年さくら市条例第29号）第2条の規定により、さくら市子ども・子育て会議（同条例第1条に規定するさくら市子ども・子育て会議をいう。）が子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項第3号に掲げる事務を処理する場合において、当該処理を補佐するため、さくら市子ども・子育て支援事業計画庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画（子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画をいう。次号において同じ）の定めに関する専門的な事項の調査及び研究に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画の定めに必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、こども政策課長、こども政策課長補佐及び別表に掲げる委員をもって組織し、市長が任命する。

- 2 委員会に委員長を置き、こども政策課長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、こども政策課長補佐がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員が事故その他のやむを得ない理由により会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、健康福祉部こども政策課において処理する。

(その他)

第6条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

番号	課名	職名	計画と関連する所管事務等
1	総合政策課	政策推進室長	総合計画との整合性等
2	総務課	課長補佐	防災、地域連携等
3	財政課	課長補佐	財政関係、市有施設関係等
4	生活環境課	課長補佐	防犯、交通安全等
5	福祉課	課長補佐	障害児、人権等
6	福祉課	課長補佐	生活困窮者自立支援等
7	健康増進課	課長補佐	医療、予防接種等
8	こども家庭センター	センター長補佐	母子保健、こども家庭支援等
9	たいよう保育園	園長	
10	わくわく保育園	園長	
11	農政課	課長補佐	食育等
12	商工観光課	課長補佐	企業、雇用等
13	建設課	課長補佐	市営住宅、道路等
14	都市整備課	花と緑の小都市推進室長	公園等
15	学校教育課	課長補佐	幼児教育、学校教育等
16	生涯学習課	課長補佐	家庭教育、青少年健全育成等

さくら市子ども・子育て支援事業計画庁内検討委員会委員名簿

番号	課名	職名	氏名	備考
1	総合政策課	政策推進室長	高柳 友彦	総合計画との整合性等
2	総務課	課長補佐	瀧澤 喜彦	防災、地域連携等
3	財政課	課長補佐	坂巻 崇	財政関係、市有施設関係等
4	生活環境課	課長補佐	伊藤 啓司	防犯、交通安全等
5	福祉課	課長補佐	君島 成美	障害児、人権等
6	福祉課	課長補佐	君島 昌彦	生活困窮者自立支援等
7	健康増進課	課長補佐	鈴木 由佳	医療、予防接種等
8	こども家庭センター	センター長補佐	大内 正枝	母子保健、こども家庭支援等
9	たいよう保育園	園長	君島 清美	保育園
10	わくわく保育園	園長	齋藤 美智子	保育園
11	農政課	課長補佐	北條 由規	食育等
12	商工観光課	課長補佐	寺坂 厚一	企業、雇用等
13	建設課	課長補佐	桐原 明彦	市営住宅、道路等
14	都市整備課	花と緑の小都市 推進室長	岡田 慎	公園等
15	学校教育課	課長補佐	橋本 宜之	幼児教育、学校教育等
16	生涯学習課	課長補佐	荒井 誠	家庭教育、青少年健全育成等
17	こども政策課	課長	鈴木 克洋	委員長

3 策定経過

年	月日	内容
令和6年	1月31日～ 2月29日	さくら市子育て支援についてのアンケート調査実施 就学前児童：1,642件配布、837件回収（回収率51.0%） 小学生児童：1,264件配布、603件回収（回収率47.7%）
	3月13日	令和5年度 さくら市子ども・子育て会議
	9月3日	令和6年度 第1回さくら市子ども・子育て支援計画庁内検討委員会
	9月20日	令和6年度 第1回さくら市子ども・子育て会議
	10月9日～ 10月25日	さくらっここどもアンケート調査実施 小学5年生：403件配布、429件回収（回収率100.0%） 中学2年生：408件配布、340件回収（回収率83.3%）
	11月20日	令和6年度 第2回さくら市子ども・子育て支援計画庁内検討委員会
	12月4日	令和6年度 第2回さくら市子ども・子育て会議
令和7年	1月24日～ 2月23日	パブリック・コメント実施

4 該当事業一覧

第1節 地域における子育て・子育ての支援

事業内容	担当課
1. 子ども・子育て支援給付に係る需要量の見込み・提供体制の確保の方策	
(1) 子どものための教育・保育給付	こども政策課
(2) 子育てのための施設等利用給付（認可外保育施設等）	こども政策課
(3) 乳児等のための支援給付（こども誰でも通園制度等）	こども政策課
(4) 妊婦のための支援給付	こども政策課
2. 地域子ども・子育て支援事業に係る需要量の見込み・提供体制の確保の方策	
(1) 利用者支援事業	こども政策課
(2) 延長保育事業	こども政策課
(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	こども家庭センター
(4) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）	こども政策課
(5) 一時預かり事業	こども政策課
(6) 病児・病後児保育事業	こども政策課
(7) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	こども政策課
(8) ファミリー・サポート・センター事業 （就学児童対象部分）	こども政策課
(9) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	こども政策課
(10) 多様な主体が子ども・子育て新制度に参入することを促進するための事業	こども政策課
3. 地域における子育て支援サービスの充実	
① 幼保連携型認定こども園の地域開放	こども政策課
② 身近な子育て相談・支援体制の充実	こども政策課 こども家庭センター 学校教育課 生涯学習課
③ 相談機関へ来づらい方への支援	こども政策課 福祉課 こども家庭センター 生涯学習課 学校教育課
④ 子育てガイドブックの配布	生涯学習課 こども政策課 こども家庭センター
⑤ 市民活動支援センター事業	総合政策課

4. 児童の健全育成	
①児童館事業	こども政策課
②子ども会活動の活性化	生涯学習課
③地域でこどもを育てる意識高揚	生涯学習課
④子どもの居場所づくり事業	こども政策課

第2節 援護を必要とする子育て家庭への支援

事業内容	担当課
1. 児童虐待防止対策	
①児童虐待に関する相談体制の充実	こども家庭センター
②要保護児童対策地域協議会	こども家庭センター
③こども家庭センター	こども家庭センター
(1) 子育て世帯訪問支援事業	こども家庭センター
(2) 児童育成支援拠点事業	こども政策課
(3) 親子関係形成支援事業	こども家庭センター
2. こどもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減	
(1) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	こども家庭センター
(2) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童に対する支援に資する事業	こども家庭センター
3. ひとり親家庭等の自立支援	
①ひとり親家庭等に対する相談体制の整備	こども政策課
②母子父子自立支援事業	こども政策課
③自立支援教育訓練給付金等事業	こども政策課
④高等職業訓練促進給付金等事業	こども政策課
⑤高等学校程度認定試験合格支援事業	こども政策課
⑥養育費に関する公正証書等作成支援事業	こども政策課
4. 障がい児施策の充実	
①障害児保育事業	こども政策課
②放課後児童クラブにおける障がい児の受け入れ	こども政策課 福祉課
③障がい児の通所支援等	福祉課
④障がいに関する相談体制の充実	福祉課 こども家庭センター
⑤新生児聴覚検査助成事業	こども家庭センター
⑥軽度障害児保育事業	こども政策課

事業内容	担当課
5. 外国籍の家庭や外国につながる子どもへの支援	
①外国人生活情報ガイドブックの配布	総合政策課
②外国語母子健康手帳の交付	こども家庭センター
③日本語教室の実施	総合政策課
④小・中学校における外国語支援員の配置	学校教育課
⑤外国語による情報提供	各課

第3節 母子保健対策の充実

事業内容	担当課
1. 妊娠・出産の安全性と快適さの確保	
(1) 妊娠・出産に関する支援	
①母子健康手帳交付時の面接と相談体制の充実	こども家庭センター
②特定妊婦などの把握と支援の充実	こども家庭センター
③マタニティ個別レッスンの実施	こども家庭センター
④妊産婦医療費助成の実施	こども政策課 こども家庭センター
⑤妊娠・出産包括支援事業	こども家庭センター
(2) 妊婦健康診査事業	こども家庭センター
(3) 不妊治療費助成事業	
①不妊治療費助成事業	こども政策課
(4) 産後ケア事業	こども家庭センター
2. 安心した育児とこどもの健やかな成長を支える	
(1) 産婦健康診査・乳幼児健康診査・相談等	
①産婦健康診査	こども家庭センター
②乳児健康診査（新生児聴覚検査・1か月児健康診査・先天性股関節脱臼検診・4か月児健康診査・10か月児健康診査）	こども家庭センター
③幼児健康診査（1歳6か月児健康診査・3歳6か月児健康診査・5歳児健康診査）	こども家庭センター
④乳幼児歯科健診（2歳6か月児歯科健診）	こども家庭センター
⑤乳幼児健康診査未受診者対策	こども家庭センター
⑥要精密検査児への医療費助成	こども政策課
⑦育児・栄養相談指導の充実（乳幼児相談・すくすく計測）	こども家庭センター

事業内容	担当課
(2) 育てにくさ解消の支援	
①訪問指導（新生児・低体重児・未熟児、乳幼児）	こども家庭センター
②親子支援事業	こども家庭センター
③就学支援事業	こども家庭センター
④障害児早期支援事業	福祉課
(3) 予防接種実施の推進	
①情報の周知徹底（健診時の個別案内・乳児家庭全戸訪問での予診票配布・予防接種及びこどもの健康カレンダーの配布・広報及びホームページへの掲載）	健康増進課
②予防接種未接種者対策	健康増進課
③任意予防接種費用の助成	健康増進課
3. 食育の推進	
①乳幼児健康診査・相談における栄養指導	こども家庭センター
②離乳食教室	こども家庭センター
③栄養相談	こども家庭センター
④保育所・幼稚園・認定こども園・学校との連携	こども家庭センター 学校教育課 こども政策課
⑤食生活に関する知識の普及啓発	こども家庭センター 農政課
4. 思春期保健対策の充実	
①学校との連携	こども家庭センター
②関係機関とのネットワークづくり	こども家庭センター
③思春期相談・教育	学校教育課 こども家庭センター
5. 周産期・小児医療・小児在宅医療の充実	
①日曜祝日当番医事業、塩谷地区夜間診療室の周知徹底	こども家庭センター
②とちまる救急安心電話相談のリーフレット配布	こども家庭センター
③適正受診についての広報	こども家庭センター
④児童医療費助成の実施	こども政策課

第4節 職業生活と家庭生活との両立推進

事業内容	担当課
1. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のための働き方の見直し	
①企業・労働者への意識啓発	こども政策課 総合政策課 商工観光課
②市民への意識啓発	こども政策課 生涯学習課 商工観光課 総合政策課
2. 仕事と子育ての両立支援の推進	
①父親の育児参加促進	生涯学習課 総合政策課 こども政策課 こども家庭センター
②育児・介護休業制度の周知	商工観光課 こども政策課 生涯学習課
③再雇用特別措置の周知	商工観光課 こども政策課 総務課
④様々な場面における両立支援	総合政策課 生涯学習課 総務課 こども家庭センター 商工観光課 こども政策課

第5節 教育環境の整備

事業内容	担当課
1. 次代の親の育成	
①中・高校生の乳幼児ふれあい体験	生涯学習課 こども家庭センター こども政策課 学校教育課
②子育てサポーターの養成・配置	こども政策課 こども家庭センター 生涯学習課
2. 学校教育環境等の整備	
①幼稚園・認定こども園・保育所（園）と小学校との連携	こども政策課 学校教育課
3. 家庭や地域の教育力の向上	
①家庭教育オピニオンリーダーの養成	生涯学習課
②地域と学校を結ぶコーディネーター・学校支援ボランティアの育成	生涯学習課
③親子による交流・自然体験学習	生涯学習課 農政課
④学校運営協議会制度の導入	生涯学習課

第6節 子育てしやすい生活環境の整備

事業内容	担当課
1. 良質な居住環境の確保	
①公営住宅の情報提供	建設課
2. 安心して外出できる環境の整備	
①バリアフリー化された歩道	建設課 都市整備課
②子育てに優しい公共施設の整備	各課
③公共施設等のバリアフリー化	各課
④交通安全教室	生活環境課
⑤デマンド交通事業	総合政策課 生活環境課
3. こどもたちの安全の確保	
①防犯指導	生活環境課
②さくら市通学路交通安全プログラムに基づく通学路の点検・安全確保	建設課 生活環境課 学校教育課
③防犯機器の配布	生活環境課 学校教育課
④こども 110 番の家	生涯学習課
⑤防犯ネットワーク	生活環境課 学校教育課
⑥防犯灯整備	生活環境課
⑦こどもを取り巻く有害環境対策の推進	学校教育課 生涯学習課

第7節 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進

事業内容	担当課
1. 教育の支援	
①生活困窮世帯学習・生活支援事業	こども政策課
②児童生徒就学援助事業	学校教育課
③学校 I C T 管理事業	学校教育課
④スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用事業	学校教育課
⑤さくら市・斎藤奨学金事業	学校教育課
⑥児童育成支援拠点事業	こども政策課

事業内容	担当課
2. 生活の安定に資するための支援	
①妊産婦医療費助成事業	こども政策課
②女性支援相談及び母子父子自立支援事業	こども政策課
③利用者支援事業	こども家庭センター
④妊娠・出産包括支援事業	こども家庭センター
⑤養育支援訪問事業	こども家庭センター
⑥乳幼児健康診査事業	こども家庭センター
⑦乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	こども家庭センター
⑧妊産婦健康診査事業	こども家庭センター
⑨子ども食堂など子どもの居場所づくりを行う団体への支援	こども政策課
⑩子育て世帯訪問支援事業	こども家庭センター
⑪児童育成支援拠点事業	こども政策課
⑫親子関係形成支援事業	こども家庭センター
⑬支援対象児童等見守り強化事業	こども家庭センター
3. 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	
①女性支援相談及び母子父子自立支援事業	こども政策課
②ひとり親家庭自立支援給付金事業	こども政策課
③母子生活支援事業	こども政策課
④ひとり親家庭への放課後児童クラブやショートステイ、ファミリー・サポート・センターなどの利用料減免	こども政策課 こども家庭センター
⑤被保護者就労支援事業	福祉課
⑥生活困窮者自立相談支援事業	福祉課
4. 経済的支援	
①児童扶養手当支給事業	こども政策課
②ひとり親医療費助成事業	こども政策課
③養育費に関する公正証書等作成支援事業	こども政策課
④利用者支援事業（児童福祉）及び家庭児童相談室事業	こども家庭センター
⑤住宅確保給付金	福祉課
⑥生活困窮者家計改善支援事業	福祉課

母子保健計画について

母子保健計画は、母子保健に関する効果的な施策を総合的に推進するため、妊娠、出産、その他子育てに関する現状分析と今後の望ましい方向性について検討を加え、地域の母子の健康や生活環境の向上を図るための体制の確立や、効果的な母子保健対策の推進に資するものです。

令和5年3月31日子発0331第18号厚生労働省子ども家庭局長通知を受け「成育医療等基本方針に基づく評価指標」で示される母子保健の課題や指標を基本とした、母子保健活動指針を別途策定するものです。

第4章 基本施策の展開内の母子保健計画該当項目

○第1節

3. 地域における子育て支援サービスの充実

○第2節

1. 児童虐待防止対策
2. こどもの心の安らかな発達促進と育児不安の軽減
3. ひとり親家庭等の自立支援
4. 障がい児施策の充実

○第3節

1. 妊娠・出産の安全性と快適性の確保
2. 安心した育児とこどもの健やかな成長を支える
3. 食育の推進
4. 思春期保健対策の充実
5. 周産期・小児医療・小児在宅医療の充実

○第4節

2. 仕事と子育ての両立支援の推進

○第5節

1. 次代の親の育成

5 用語解説

あ行

M字カーブ

女性の年齢別就業率をみると、結婚出産期にあたる20歳代後半から30歳代にかけて一時低下、その後上昇していることから、グラフを描くとM字のカーブになるためこう呼ばれている。

か行

核家族

一組の夫婦と未婚の子ども、夫婦のみ、父親または母親と未婚の子ども、のいずれかからなる家族構成のこと。

企業主導型

施設名称は企業主導型保育施設。子ども・子育て拠出金を負担している企業等が設置する従業員のための保育施設。地域枠を設定することで、従業員以外の子どもも受け入れができる。

教育・保育施設

幼稚園・認定こども園・保育所（園）・地域型保育事業（小規模保育等）のこと。

合計特殊出生率

「一人の女性が生涯、何人の子どもを産むのかを推計したもの」で、出生率計算の際の分母の人口数を、出産可能年齢（15～49歳）の女性に限定し、各年齢の出生率を足し合わせて計算したもの。

子育て世代包括支援センター

妊婦及び出産後の母子並びにその家族を対象に、保健師や助産師が妊娠・出産・育児に関する相談や関係機関との連絡調整などを行う拠点のこと。

こども家庭庁

こどもを取り巻く行政分野のうち、従来は内閣府や厚生労働省が担っていた事務の一元化を目的に設立された内閣府の外局で、令和5年4月に発足した。

こども基本法

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行された。こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めている。

子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法により市区町村への設置が規定されたことから、条例に基づいて設置された附属機関。学識経験のある者やこどもの保護者、関係団体等から構成され、子ども・子育て支援事業計画や子ども・子育てに関する総合的な推進などに関して参画・関与する。

子ども・子育て支援法

全世代型社会保障実現を目指して平成24年8月に成立・公布された法律。こどものための現金給付（児童手当）や教育・保育給付の仕組み、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業、子ども・子育て支援事業計画などについて定めている。

こども大綱

令和5年12月22日に、こども基本法に基づき、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定めるものとして閣議決定。これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めている。

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成25年6月に成立した。この法律は、こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にあるこどもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、こどもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

令和6年6月の法律改正により、名称が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められた。

こどもまんなか社会

こども大綱により、「全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会」として示された理念・目標のこと。

婚姻率・離婚率

人口千人に対する婚姻（離婚）件数の割合で、各年10月1日現在の人口に対する年間の婚姻（離婚）件数の割合を表したものの。

さ行

次世代育成支援対策推進法

平成15年7月公布・施行。急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とした法律。

施設型給付

幼稚園・認定こども園・保育所（園）に対する財政措置で、市が施設・保護者に運営経費や助成金の支給を行うもの。施設が施設型給付を受けるためには、市から「確認」を受ける必要がある。

小規模保育事業

小規模な施設で、6～19人までの保育を実施する事業。職員の配置基準等により、次の3類型がある。

A型	定員6～19人 保育士はすべて有資格者
B型	定員6～19人 保育士は1／2以上が有資格者
C型	定員6～10人 家庭的保育者が保育

産後うつ

分娩後の数週間、ときに数か月後まで続く気分の落ち込みや楽しみの喪失、自責感や自己評価の低下などが起きる状態のこと。

食育

知育、徳育、体育の基礎となる言葉で、国民一人ひとりが「食」についての知識と食を正しく選択できる力を身につけ、実践できるようになること、またその学習や体験を通じて豊かな人間性を育むことを指す。

ソーシャルワーク

地域社会での課題を解決し、よりよい社会を実現するために、制度や仕組みを変えていこう、整えていこうとする取組。

た行

待機児童

保育所（園）入所要件を満たしており、入所申込書が提出されているが、保育所（園）に入所していない児童のこと。（他に入所可能な保育所（園）があるにもかかわらず、特定の保育所（園）を希望して待機している児童などを除く。）

地域型保育事業

家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の総称。

特定教育・保育施設

幼稚園・認定こども園・保育所（園）のこと。

特定妊婦

出産後のこどもの養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のことをいう。具体的には、若年、経済的問題、妊娠葛藤、母子健康手帳未発行・妊娠後期の妊娠届、妊婦健康診査未受診等、多子家庭、妊婦の心身の不調などの場合がある。

トワイライトステイ

保護者が疾病・出産・就労その他の理由により平日の夜間や土曜・日曜日及び祝日に不在となり、小学生のこどもの養育が困難となった場合に、施設において、生後6か月から18歳までのこどもを預かり、支援を行う事業。

な行

認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所（園）の両方の良さを併せ持つ施設。就学前のこどもに幼児教育・保育を提供する機能、地域における子育て支援を行える機能を備え、認定基準を満たし知事から認定を受けた施設。

認定こども園は次の4つの型に分類される。

- ①幼保連携型：幼稚園的機能と保育所（園）的機能の両方を併せ持つ単一の施設。
- ②幼稚園型：幼稚園が、保育が必要なこどものための保育時間を確保するなど、保育所（園）的な機能を備えた施設。
- ③保育所型：保育所（園）が、保育が必要なこども以外のこどもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えた施設。
- ④地方裁量型：認定こども園として必要な機能を備えて認定された認可外保育施設。

は行

発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の発達に関係する障がいです。

バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

放課後児童対策パッケージ

新・放課後子ども総合プランが令和5年度末に終了となることを受け、理念や目標等を踏まえ、放課後児童クラブの待機児童の解消を目指し、令和5年度から令和6年度までに集中的に取り組むべき対策として、予算・運用等の両面を盛り込んだ総合的な内容を国が取りまとめたもの。

や行

ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者。子ども・若者育成支援推進法において、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象として位置付けられた。

幼児教育・保育の無償化

令和元年10月から開始となった、幼稚園・認定こども園・保育所（園）などを利用する3歳から5歳までの児童、2歳以下の住民税非課税世帯の児童についての利用料を無償化する制度。

わ行

ワーク・ライフ・バランス

働くすべての方々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

6 子育て関連施設マップ（令和6年4月時点）

○教育・保育施設

公立保育園

- ①たいよう保育園 ②わくわく保育園

私立保育園

- ③あおぞら保育園 ④アップル保育園 ⑤ふれあい保育園
⑥氏家保育園 ⑦氏家さくら保育園 ⑧第二氏家さくら保育園
⑨こどもの森 YOU 保育園

認定こども園

- ⑩きつれ川幼稚園 ⑪氏家幼稚園 ⑫ヒカリ園

地域型保育事業

- ⑬つくし保育園 ⑭ちびっこランドさくら園
⑮ゆうゆうランドさくら園

企業主導型保育事業

- ⑯そらまめ保育園



●関連施設

児童センター・放課後児童クラブ

- ①氏家児童センター ②上松山児童センター
③喜連川児童センター ④南小放課後児童クラブ（南っこひろば）
⑤押上小放課後児童クラブ ⑥熟田小放課後児童クラブ

さくら市社会福祉協議会

- ⑦本部 ⑧氏家支部

児童養護施設

- ⑨養徳園 ⑩氏家養護園（南っこ食堂）

こどもの居場所

- ⑪つきみ食堂・こどもサロンつきみ ⑫まんま地球食堂
⑬古民家みつばち笑店 ⑭街子屋きつれがわ
⑮子どもとのふれあい食堂

重層的支援体制整備事業

- ⑯地域共生センターSAKUTOMO

第3期さくら市子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月発行

発行 さくら市

編集 さくら市 健康福祉部 こども政策課

〒329-1392 栃木県さくら市氏家2771番地

TEL: 028-681-1125